

3月22日(水)

出席委員

委員長 本多健信君
副委員長 新妻さえ子君
同 鈴木ひろ子君
委員 のだて稔史君
同 石田ちひろ君
同 吉田ゆみこ君
同 田中さやか君
同 高橋伸明君
同 松永よしひろ君
同 安藤たい作君
同 筒井ようすけ君
同 つる伸一郎君
同 あくつ広王君
同 鈴木博君
同 横山由香理君
同 大倉たかひろ君
同 中塚亮君
同 須貝行宏君
同 高橋しんじ君
同 塚本よしひろ君

委員 こんの孝子君
同 浅野ひろゆき君
同 渡辺裕一君
同 渡部茂君
同 沢田洋和君
同 木村けんご君
同 石田しんご君
同 飯沼雅子君
同 南恵子君
同 藤原正則君
同 西本貴子君
同 たけうち忍君
同 若林ひろき君
同 松澤利行君
同 伊藤昌宏君
同 鈴木真澄君
同 石田秀男君
同 いながわ貴之君
同 あべ祐美子君

欠席委員

なし

その他の出席議員

大沢真一君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

参 事
財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

企 画 部 副 参 事
中 島 秀 介 君

企画部情報推進課長
仁 平 悟 君

総 務 部 長
田 村 信 二 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
久 保 田 善 行 君

総務部人事課長
米 田 博 君

総務部経理課長
立 川 正 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 みゆき 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

地域振興部産業活性化担当課長
立 木 征 泰 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

文化スポーツ振興部
オリンピック・パラリンピック準備課長
小 川 陽 子 君

子ども未来部長
齋 藤 信 彦 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福 祉 部 長
榎 本 圭 介 君

福祉部福祉計画課長
(臨時給付金担当課長兼務)
大 串 史 和 君

参 事
高齢者福祉課長事務取扱
永 尾 文 子 君

福祉部障害者福祉課長
中 山 文 子 君

健康推進部長 (品川区保健所長兼務)
西 田 みちよ 君

健康推進部健康課長
川 島 淳 成 君

品川区保健所生活衛生課長
井 浦 芳 之 君

都 市 環 境 部 長
藤 田 修 一 君

都市環境部都市計画課長
中 村 敏 明 君

都市環境部住宅課長
今 井 裕 美 君

都市環境部都市開発課長
稲 田 貴 稔 君

都市環境部環境課長
三 ッ 橋 悦 子 君

品川区清掃事務所長
小 林 由 典 君

防災まちづくり部長
松 代 忠 徳 君

災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務)
曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長
安 井 裕 彦 君

防災まちづくり部道路課長
多 並 知 広 君

防災まちづくり部公園課長
溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部防災課長
古 卷 祐 介 君

会 計 管 理 者
福 島 進 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学校計画担当課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局学務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
村 尾 勝 利 君

選挙管理委員会事務局長
工 藤 俊 一 君

監査委員事務局長
江 部 信 夫 君

区議会事務局長
原 明 彦 君

○午前10時00分開会

○本多委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

審査に先立ちましてご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月26日および3月29日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干のご説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、民進党・無所属クラブ、維新・無所属品川、品川・生活者ネットワークの順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にさせていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、渡部茂委員。

○渡部委員　品川区議会自民党・子ども未来を代表して、石田秀男委員とともに総括質疑を行います。順次お伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、本区における働き方改革について伺います。大企業において、超過勤務を起因とした不幸な事故があり、にわかにクローズアップされています。国において、心と体の健康、ワークライフバランス、女性の活躍やダイバーシティ推進の観点から、超過勤務の削減や有給休暇取得など、長時間労働をはじめとする雇用管理を見直す働き方改革が進められています。今定例会の代表質問で、我が会派の鈴木真澄委員から、「本区における現状として、職員の仕事量が増えているが、職員定数は減少している。夜遅くまで庁舎内の電気がついているが、管理体制はどのようになっているのか」の質問に対して、「事務執行の効率化に努めつつ、真に必要な場合は人員の配置を行っている。産業医の面談や、管理職に意識づけをしている」とのご答弁がありました。例えば私たちの議会活動をサポートいただく議会事務局であれば、議会・委員会開催時の超過勤務、また、町会や商店街を支えていただく地域振興部では、土曜・休日に開催される区がかかわる行事等で休日出勤が発生します。学校教員であれば、勤務時間終了後の面接や事務処理などを行わなければならない業務が多々ございます。このように、超過勤務や休日出勤をやむを得ず行っている現状、部署によって年間残業時間が800時間、1,000時間を超える職員の方もいらっしゃる事実、また多忙やストレスが理由で病気休暇・休職となる方もいると伺っています。

ここで伺います。まず、区職員で年間残業時間が800時間、1,000時間を超えている方は、それぞれどれぐらい、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。ここ3年間の実績をお知らせください。また、1月に80時間の残業があると産業医の面接を受診するとのことですが、これにつきましても3年間の面接回数をお知らせください。また、職種や所管による偏りがあると思いますが、傾向をお知らせ

ください。お願いします。

○田村総務部長 それでは私から、まず、ここ3年間の、年間残業時間が800時間を超える部分でありますが、平成25年度が、800時間超えが28名おりました。800時間を超える28人中5人が1,000時間を超えるという内容でございます。同様に、平成26年度は、800時間超えが28人、そのうち13人が1,000時間超え。それと平成27年度は、800時間超えが30人、そのうち1,000時間超えが10人ということでございました。

それで、産業医による面接の回数でございますが、平成25年度が114件、それと平成26年度が99件、平成27年度が98件でございます。

職種としますと、もともと全体の構成の中で事務の比率が多いですが、先ほど申し上げた数はほとんどが、事務職が中心ということでございます。傾向でございますが、款別でもお答えしたように、職場としては、保育・子ども育成関連で待機児対応等の関連、あるいは防災関連で東日本大震災以降の各種対応と、高齢者の地域支援で施設開設等あったこと、あるいは選挙管理委員会は急な都知事選等の対応があったということで、職場に超勤時間数の多い職員が見受けられる。ただし、これは全体の職場が全員というわけではなく、この数も、やはり見ていきますと、人数の中に10人前後ですか、ほぼ同じ人がカウントされているということで、職場全体がこういう時間数というわけではございません。総数とすると、大体、先ほどの数が1%程度、100人に1人ぐらいの勘定ということになります。

○渡部委員 状況を確認させていただいて、きっと、800時間、1,000時間のほかにもそれに近い方々もいらっしゃると思うのですが、幾つか考えなど、この先述べさせていただきます。

区はこの間、不断の行財政改革に取り組み、事務の効率化を図って人件費率も下げてきました。ここ5年間のこれらの推移をお示しいただくとともに、低下に至った背景と要因がありましたら教えてください。これに至るための創意工夫がありましたらお聞かせください。また、真に必要な場合は人員配置をするということです。真に必要なとはどういうものなのか、判断基準をお示しください。そして、実際に人員配置をしてきた事例等があれば教えてください。また、民間委託等の手法を活用して業務改善を図ることも当然可能です。職種や事業によっては、まだまだ研究・活用の余地があると考えますが、区の考えを改めてお聞かせください。

○田村総務部長 それでは、過去5年間の推移、人件費率でございますが、決算ベースで申し上げますと、平成23年度が20.2%、平成24年度が19.5%、平成25年度が18.8%、平成26年度が17.5%、平成27年が16.9%ということでございます。ご存じのとおり、昭和58年以降、赤字区ということで、やはり不断の行政改革の取り組みを行ってきた結果、総数にしますと定数上1,300名以上減らしてきたということでございます。その間も、工夫としては、学校警備の委託あるいは住民情報のオンライン化、戸籍事務の電算化等を実施してきて、工夫した上で人件費率を下げたということでございます。ここ数年でも、図書館業務の委託、指定管理者の導入等、今後もこのような努力を続けてまいりたいと考えております。

それと、増員の場合の判断基準でございますが、やはり業務がそれぞれ、新しい年に入りますと新たな業務も出てきます。ですから、片方では見直しつつ、やはりこれから仕事が増えそうなどころには比重を置いて職員を増やしていきたいということで考えております。例えば、平成29年度に向けては、シティプロモーション等の事業の拡充、あるいは観光アクションプランの推進事業の拡大、あるいは待機児童解消に向けた私立保育園の新規開設や入園相談等の業務量、あるいは空き家対策事業の推進、あるいは小中一貫教育の充実等、やはり多忙感のあるところは、きちんと増員しようということでござい

ます。毎年、所要人員のヒアリングということで、私も含めて部課長と、来年度の人員についてきめ細かく要望も聞きながら調整して、そのようなシフトをしているところでございます。今後は、やはりオリンピックや児童相談所の設置等も勘案して考えていく必要があるだろうと考えております。

○渡部委員　さまざまなお話を伺っています。ただ「帰れ」で、家や家庭に仕事を持ち帰るようでは意味をなしませんので、そうならないためにも、真に必要な場所は、先ほどお話もございました人的配置はすべきであって、場合によっては、タスクフォース型の行政サービスプロ集団、いわゆるプロの集団をつくって、そこで時間的な、また時限的な、また局所的な職員配置も行って、横断的に事務執行するなどの工夫も検討されればと考えますが、ご見解をお聞かせください。また、具体的なところでは、夜間町会長会議や火曜延長開庁時などで出勤時間の調節などは可能なのではないのでしょうか。このような取り組みをされているのか、またあわせてお考えをお聞かせください。

○田村総務部長　今ご提案の、タスクフォース型の組織ということで、区の場合にまず考えられるのは、先ほども、残業時間の多い人が係などで突出していた場合には、まず係長なり課長が聞き取りをして、やはり業務加重、アンバランスがあるのかということを見直して、分担がえも含めてやるということでございますし、また繁忙期が重複したり、あるいは一定の時期に限られていけば、課あるいは部、区全体で弾力的に応援体制ということで対応しているところでございます。タスクフォース型のメリットも十分あると思います。しかしながら、なかなか繁忙期がある反面、常時何かあるかということ、ない月もあるということですから、やはりその辺は弾力的にさまざまな方策を含めて検討してまいりたいと考えております。

それと、夜間窓口や、あるいは特に地域センター等、勤務時間については現在のところ超勤対応ということでやっておりますが、定期的にも曜日を決めて残るといことだと、翌日は例えば午後から出勤ということも、弾力的に考え得るご提案だと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

○渡部委員　よろしく申し上げます。

安倍総理の強い指導力のもとで改革が進められようとしており、区も今後、さらなる改善を行っていただくことになると思います。区職員の皆様が、仕事にやりがいと生きがいを感じて幸福感をお持ちただかなければ、区民を幸せにすることはできません。最後に、本区におけるこれからの働き方改革に取り組みされる区のご決意をお聞かせください。

○田村総務部長　やはり、区というの大きな1つの組織でございますので、それを構成しているのは人、職員でございます。ですから、職員自体が、やる気なり、仕事に対する生きがいを感じないと、やはり区民サービスにも反映できないだろうと考えております。ご提案のとおり、超過勤務の縮減、あるいはワークライフバランス、あるいは健康管理や福利厚生ということで、職員が伸び伸びと仕事ができるという風土をつくるのも、活力ある職場づくりは管理職の重要な役割であると考えていますので、引き続き努力していきたいと考えております。

○渡部委員　引き続きよろしくお願いたします。

次に、子育て支援について伺います。今年も、保育園の入園に対する、いわゆる待機児童問題がクローズアップされています。平成22年より継続して、区は新規保育園の開設など対応してまいりましたが、平成29年度当初においても待機児童が生じています。ここで質問いたします。平成22年度から本年度までの、幼齢人口の推移、待機児童数の推移、待機児童解消に向けた施設建設などの区の取り組み、予算の変遷をお知らせください。

○齋藤子ども未来部長　それでは、平成22年以降の乳幼児人口の推移についてご説明申し上げます。

平成22年から平成28年度まで1万6,043人、平成23年度が1万6,448人、平成24年が1万7,010人、平成25年が1万7,776人、平成26年が1万8,359人、平成27年が1万8,874人、平成28年が1万9,780人、いずれも4月1日現在の人口でございます。待機児童数が、平成22年から、66人、61人、50人、60人、128人、215人、178人と推移しており、取り組みですが、平成22年は中延小学校・三木小学校の分園化により定数の拡大が872人、平成23年が認可保育園3園で621人、平成24年が認可保育園7園で556人、平成25年が認可保育園4園で479人、平成26年が認可保育園4園で451人、平成27年が認可保育園4園で645人、平成28年が認可保育園7園で839人です。予算規模ですが、平成22年度から、73億円、87億円、96億円、93億円、103億円、134億円、155億円、来年度予算は207億円を予定しております。

○渡部委員 平成22年から品川区は取り組みを始めていて、子どもの人数も増え続けている。区は開設をどんどんしていても待機児童数も増えている。予算を今、伺いました。平成26年、平成27年、平成28年と、平成22年から比べても相当数、上がってきていて、これだけやっても、まだまだ待機児童数に追いつかないということで、幾つか質問させていただきます。区はしっかりとやってきているというのは、今聞いた数字の中で間違いのないことですので、ここまでの活動・行動に関しては感謝を申し上げるところでもございます。改めて、現状において計画のある平成29年度の予定がわかれば教えてください。また、年度途中においてもさらなる充実の可能性があるのかどうか教えてください。そして、今年も残念ながら待機状態等になってしまいましたご家庭に対して、例えば保育課等窓口の来場時に、その家庭に合った支援、在宅での支援や一時預かりの手法、また中途開設園への申し込みなどを丁寧に行っていただきたいと考えていますが、区として行っている事例などをお示しいただいて、あわせてさらなる取り組みについてもお聞かせください。

○齋藤子ども未来部長 平成29年度の開設予定でございますが、4月開設が、認可保育園が10園ございまして、815人、定員拡大がございます。認証保育所が2園で70人、4月当初が885人になります。8月、10月に、それぞれ、認可保育園2園で、132人、認可保育園定員拡大が27人ございまして159人、合わせて1,044人でございます。区では、開設の提案の日限を、他と違って設けておりません。随時受け付け、都の社会福祉審議会に計画承認を求めているところでございます。引き続き、事業者の方への支援を進めてまいります。

不承諾者への対応でございますが、まず内定の方にも不承諾の方にも2つの通知を、結果通知に案内を同封しております。1つは、認証保育所、およそ400人の方が入所見込みですが、こういった方々に対しても保育料の助成の仕組みがあるということと、来年度、申請をいただければ認可外保育施設への入所をお申し込みの方、およそ200人の予算枠を設けておりますが、保育料の助成をする仕組みを設定していること。加えまして、8月と10月の定員拡大についてはホームページにアップしており、広報しながらでも周知してまいります。さらに、幼児期になりますと定員により余裕ができますので、それまでの間、さわやかサービスなど、さまざまな仕組みがございますので、こういったことについても丁寧にご説明しているところでございます。

○渡部委員 よろしくお願いたします。さらなる待機児童解消に向けて、さまざまな手法を用いて取り組んでいただくよう、要望させていただきます。

さて、昨今、乳幼児虐待や育児放棄のニュースがマスコミで多く取り扱われてきています。今の時代背景もあると思いますが、このような事態にならぬよう、行政としても支援していかなければなりません。

ん。子どもの幸せ、生き抜く力の醸成、親育ちの支援等について伺っていきませんが、児童相談所の都からの移管について、今後、実現に向けて、職員派遣を含め、準備が進められていることと承知していません。これにつきましては、さまざまな場面で会派からも要望させていただいております。本年度まで行われてきました取り組みをお伝えいただきますとともに、これにつきましては、今後の進展に向けて、改めて区のお考え等をお聞かせください。お願いします。

○齋藤子ども未来部長 区はこれまで、児童相談所早期設置に向けて5人の職員の派遣を行っております。児童相談所について、少しそもそも論をお話しさせていただきますと、都区のあり方検討委員会がございまして、福祉事務所、保健所、清掃事業と同じように、財源も人も身分を切りかえて、区で仕事をさせていただく。これが基本でございました。ところが、区と都の間で、こういった一致点が見られず、ずっと平衡状態が続いておりましたが、昨年5月、区長会が挙げて取り組みをし、児童福祉法が改正されました。特別区も児童相談所の設置主体となれるという法改正がございました。これを受けまして、副区長をトップといたしまして、児童相談所の移管推進委員会を立ち上げて、昨年10月には、法改正後、施行が今年の4月になりますので、おおむね5億円を目途にロードマップを策定し、各22区ですけれども、児童相談所移管に向けて取り組みを進めているところでございました。一方で東京都の側は、一気にそれだけの人材派遣の要請ができない、物理的にも困難だということと、昨年12月、区長会に申し入れをいたしまして、可能であれば、2から3の区がモデル区になって、児童相談所の計画について検査をさせてほしい、確認させてほしい。そして、その二、三区が各区にフィードバックをしてほしいという提案がございました。あり方検討委員会の筋論から言うと、なかなか承服しがたい提案ではございましたが、一步でも進めたいということで、品川区をはじめ22区はこれに応じたところでございます。

世田谷区、荒川区、江戸川区が、開設年次が大変早い時期でございましたので、この区がモデル区となって東京都と協議し、その結果が私ども区にも返ってまいります。あわせて、来年度以降、都と区の協議体が設置できればと考えておりますので、そういった点を踏まえまして、都と区の情報収集し、可能な限り設置していきたいと思っております。一番肝要なのは人材育成です。品川区は福祉職も新年度の予算で採用いたしますし、心理職も採用いたしますが、主任児童委員や保護司、地域の福祉の重立った方と連携しながら、地域に根差した児童相談所を設置することが本来のあり方でもございますので、そういった皆様のご意見をいただきながら、品川区らしい、移管してよかったという児童相談所になるよう、これからも整備に向けて取り組んでまいります。

○渡部委員 地域の中で、さまざま細かい支援が行えるように、速やかな移管を私どもも願っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、児童センター等について伺いますが、品川区の児童センターは、0歳から18歳までの間、地域の子育てや活動を支えていただいています。今のセンターでは、そこで育った学生や地域の大人が多くのボランティアで活躍しています。その中で、ご結婚されて子どもが生まれ、また児童センターに通ってくるという話も聞きます。最近の保護者の方に伺いますと、数多くのプログラムが用意された児童センターで、同じ悩みを持った仲間や同世代の仲間と知り合えて、子育てをされていると聞きました。子育ては、第一義的には家庭において親が行うものです。子どもの考える力を養う重要な時期でもあります。例えば、やってはいけないことを親がどう子どもに教えるか。危ないことをどのタイミングで伝えていくか。これらの違いが、後々の子どもの成長過程に大きく影響を及ぼすと考えています。児童福祉のプロが多くいる児童センターで、保護者に対し、これらを含めた親育ちについてどのように

取り組まれているのでしょうか。また、子どもたちに幼少期、どのように接していらっしゃるのでしょうか。それぞれ取り組みをお聞かせください。また、さきに申しあげましたボランティアの活用や、中学生以上のOB・OGの活用につきましてもお教えください。

○齋藤子ども未来部長 委員ご指摘のとおり、児童センターの子育て機能というのは、拡充が求められていると考えております。イクメンという言葉が時代に出る前、平成20年当時から、品川区は乳幼児家庭の孤立を防止したり、親の育児不安を払拭したり、特に男親の育児への参加を促すという点で、親育ちワークショップ、赤ちゃんとのふれあい事業、父親の子育て参加促進事業、プレママ・プチママタウン、父親のための親育ちワークショップといった事業を進めてまいりました。

あわせて昨年度からは、児童センター5カ所に子育てネウボラ相談員を配置いたしました。ますます児童センターの機能を拡充し、子育てしやすいまちとなる機能としての役割は重くなるものと考えております。

それから、児童センターのボランティアですが、地域ボランティアとしてOG・OBの方が参加していただいて、地域ボランティアや中学生以上のボランティア、劇団、演劇、ダンス、バンドといったイベントの実行委員をサポートする役割をしていただいております。児童センター育ちのお子さんが、また児童センターで次の世代の育成を担う、こういった好循環となるよう、これからも取り組みを進めてまいります。

○渡部委員 今お話をいただきました。児童センターは、子育て、親育ちを行っていく上での区民の方々のセーフティーネットです。25館ある児童センターが、さらに地域の子育て拠点となるよう、お願いを込めて要望し、次の質問に入らせていただきます。ありがとうございました。

先日、地元の義務教育学校の卒業式に出席させていただきました。1組1番の生徒に校長先生から渡った、「第1号」と記された卒業証書は、彼の宝物になることだと思います。改めて、義務教育学校のスタートを肌で感じた瞬間でした。

1つエピソードを紹介します。先日会った、品川区の区立小・中学校を卒業し、この春に大学を卒業して社会に出る方のお話です。品川区というのは、小中一貫、9年間を通した教育と言っていたけれど、中学生、いわゆる7年から9年のときはよくわからなかった。小学校と中学校と、別に分けてあってもいいではないか。けれども、今思えば、品川区の小中一貫教育9年間というのは間違っていない。環境教育を彼はやっていたのですが、環境教育というのは、子どもたちがどう思ってそれを継続的に発展させていくということが大事なのだ。9年間あれば結構できるということをしていました。単純にうれしかったです。答えが出始めています。

結果が出ている品川区の教育について伺います。品川区の子どもたちが着実に自主性や自発性をつけていることは、今の話からも見てとれますが、最終的に社会に出てから苦労しない人となるには、より実践的な教育が必要なのではないのでしょうか。これらを養うために、今まで区はどのように取り組まれたか、ご見解を聞かせてください。款別審査時にも他の委員からありましたが、改めて、アクティブラーニングに対する区の考え方と今後の取り組みをお聞かせください。そして、これらが9年間どのように継続されていくのかをお教えください。

○本城教育次長 私からは、まず実践的な教育の必要性についてでございます。教育委員会といたしましても、まさにそのような問題意識の中で、これまで実学的な学習を目指しまして、市民科の取り組み等を進めてきたところでございます。市民科の教育の中では、いわゆる自己管理領域等の5領域、そして15の能力を整理しまして、9年間の一貫した教育の中で身につけるために取り組んできたところ

でございます。

それから、アクティブ・ラーニングという言葉でございます。こちらは、改訂学習指導要領案の中では、表現といたしまして、「主体的・対話的で深い学び」という形で表現されているところでございます。これ自体は、今までも義務教育の中で目指してきたものと同一でありますし、今回、品川区におきましては、特に市民科の中で中心として目指してきましたものと軌を一にするものと考えております。

今後といたしましては、さらに文字通りの「主体的・対話的で深い学び」を充実・実現できるように、9年間の一貫した教育の強みを活かしまして、授業のあり方の研究・工夫を深め、広げていきたいと考えているところでございます。

○渡部委員 これから小中一貫の質問を続けさせていただきますが、次に学習指導要領について伺います。国では10年ごとに改訂がなされます。次は平成30年から先行実施、各自治体の教科書採択等に合わせて、小学校では平成32年度から本格実施となります。さきの平成20年時においては、国の教育が区に追いついたと言われておりました。今回の改訂のポイントをお示しいただくとともに、区の今後の改訂について伺います。さきの改訂では、品川区として小中一貫教育要領を作成し、品川区の教育を進めてまいりましたが、今改訂においても区独自の要領作成になるのか、なるのであれば、どのようなスケジュール・体制で行っていくのか。また、国の指導要領との比較も含めてお答えください。

○本城教育次長 それでは、まず改訂の学習指導要領案のポイントについてでございます。今までの現行の学習指導要領におきましては、何を学ぶかという学習内容を中心として規定されていたところでございますが、今回の改訂案におきましては、さらに何ができるようになるかということで、新しい時代に必要となる資質・能力について、それから、今、アクティブラーニングの話もございましたが、どのように学ぶかという方向的なものもあわせて体系的に記述しているということが特色だと考えているところでございます。

品川区といたしましては、そのような学習指導要領の内容を踏まえまして、それに品川区のよさ、例えば今までの市民科でございますとか小学校からの英語等のよさを活かしたものになるように、品川区独自の品川区立の学校教育要領を策定していくことを考えているところでございます。

策定の組織といたしましては、今年度も立ち上げております品川教育検討委員会において検討し、各教科につきましては、その検討をもとに教科等の検討部会を設置いたしまして検討し、平成29年度中の要領の策定を目指しているところでございます。

○渡部委員 先ほどアクティブ・ラーニングの考え方も伺いました。このようなことが新しい指導要領に入ってくるということですので、品川区としても、その1つ上を行った指導要領の策定に入られるということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、義務教育学校で行っている夏の勉強合宿について伺います。昨年も、これに参加した子どもたちから、勉強の仕方がわかったという声があることをお伝えし、さらなる開催を求めました。改めて伺います。さきの卒業式で生徒が述べた答辞の中で、「この学校での一番の思い出は夏の勉強合宿です。少人数の中で先生や大学生の方に習い、勉強のやり方を知り、わからないことがわかるようになるうれしさを知り、受験のとき、これが励みになった」と答えていました。外部の進学塾では、教科は教えられても、その手前の勉強の仕方というのは教えられません。やはり、今後、他の中学校においても勉強合宿を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。現状の義務教育学校での取り組みをお示しいただき、有効な点と問題点をお聞かせください。また、他の中学校で今後取り組むための課題をお聞かせください。

○本城教育次長 勉強合宿についてでございますが、現在は義務教育学校6校についてのみ行っておりますが、今後といたしましては、義務教育学校以外の他の中学校の実施についても、より支援していきたいと考えているところでございます。

この勉強合宿については、同じ仲間と集中して、いわば勉強漬けのような状態を経験することを通じまして、子どもたちの意識が変わって、学習習慣を見直す本当に大きな契機になっていると考えているところでございます。ただ、課題といたしましては、勉強合宿を行うにあたりまして、多くの教員あるいはボランティアの十分な協力体制が必要となっているところでございます。そういう意味で、やはり規模の小さな学校だと、なかなかそういった体制の確保がしづらいというのが現実的な課題としてあるところでございます。そのような中で、他の中学校等でも行うにあたっては、例えば、今、基本は3泊4日でやっているところが多いですが、若干規模を縮小したり、何らかの、より現実的にできるようなところからスタートしてみるというのも、1つの案としてはあり得るのかと考えているところでございます。そういうことを含めて支援のあり方をこれから検討していく必要があると考えているところでございます。

○渡部委員 これにつきましては、さまざまな、教員の負担の件ですとか学校の規模等の影響があると思いますが、今のお話を伺いますと、これからしっかりと進めていただけると確認させていただきました。ぜひ現場の学校長先生などとも連携をとられて、また教員等の負担を軽くするためにも各学校卒業生等に声をかけてお願いするなど、有効な手法を、逆に教育委員会でもまた考えていただいて進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

コミュニティ・スクールについて伺います。浜川小学校・中学校から始まり、平成28年度から平成30年度にかけて全校実施となっておりまいます。本年、実施された複数校における課題があればお示しいただき、次年度以降の取り組みについてお聞かせください。各学校の独自性も必要ですが、授業などによってはコーディネーターの横の連携が必要かと考えますが、この考え方をお聞かせください。また、コーディネーターの方々は、学校内の校務遂行に加えて、校外、いわゆる地域での校務も多くあると認識いたしますが、非常勤として、これらの時間等の取り扱いはどのようになっているのでしょうか、現況をお聞かせください。

○本城教育次長 コミュニティ・スクールについてでございますが、平成28年度は、15校で実施したところでございますが、そのうち、合同といいますが、複数校で合わせて実施したコミュニティ・スクールにおきましては、課題としては、やはり合同の会議の日程調整等について課題があるというのはございました。

それから、コーディネーターについては、横の連携が本当に重要だと考えているところでございます。その意味で、今、各校の配置されているコーディネーターが、2カ月に1回は定期的に会合を持つ等、さまざまな形で連携ができるような形で整えているところでございます。その中でコーディネーターの勤務ということで、現在のところは、月8回・1日6時間、あるいは月12日・1日4時間のような形を基本としているところでございますが、今、3年間の計画配置を考えている中で、全校配置をしていく過程で、場合によってはコーディネーターがより働きやすいような、よりフレキシブルな体制の組み方についても、今後の検討課題の一つであるとは考えているところでございます。

○渡部委員 スクールコーディネーターのほうは、これから全校配置が始まるということで、さまざまな活動が続いています。問題点と課題もこれから多々出てくることと思いますので、ぜひ現場で活躍されている方々からさまざまなお話を伺って、最終的に品川区のスクールコーディネーターの方々が仕

事をしやすい環境整備に努めていただきたいと思います。さまざまな質問をさせていただきました。さらなる品川区の教育の発展と小中一貫教育の充実を、これからもますます求めてまいります。最後に教育委員会としての意気込みをお聞かせください。

○中島教育長 教育委員会としての意気込みということでございますが、一貫教育につきましては、今、次長のほうからもお話しさせていただいた、これからの新しい品川区立学校の教育要領の中で具体的に示して、それを学校に指導してまいりたいと考えています。それと同時に、現在開催しております学事制度審議会の中で、これからの時代に沿った新たな学校制度、複式型の学校制度というものを考える。それもあわせて進めてまいりたいと考えます。

今年度、区政70周年を記念しまして刊行いたしました「品川の学校史」という冊子をめくりますと、これまで品川区立の学校は、地域の熱い思いと支援にいっぱい支えられて今があると考えられます。品川コミュニティ・スクールは、そういったこれまでのパワーを、組織として意図的・計画的に継続させていく大きなシステムと考えております。その中で、不透明な時代を強く生き抜いていくことのできる子どもたちを育ててまいりたいと思います。

○渡部委員 これからも品川区の子どもたちが社会に出て羽ばたいて、本当に品川区がいいところなのだということを思っただけのような人をつくるということが、僕は最終目的かとも考えます。これからもよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者福祉について伺っていきます。区においても高齢者比率は上がり続けています。高齢者向け施設の建設を含めて、多くの施策を行っています。とりわけ、在宅高齢者への支援の充実は重要度を増し、地域での支えも必要となっています。ここで、誰でもなり得る認知症への取り組みについて伺います。区では、この間、認知症予防や認知症サポーター養成講座の開催など行ってまいりました。本年度は認知症ケアパスを作成し、いよいよ「品川くるみ認知症ガイド」が配布されます。厚生委員会にて報告を受けましたが、改めて、この品川くるみぷらんの内容と目的・意義についてお話しいただきまして、ガイドの配布について対象と時期をお聞かせください。

○榎本福祉部長 認知症の対策の件でございます。認知症対策プロジェクトのくるみぷらんというのをつくりまして、その4本柱の中の3つに取り組んでおります。認知症理解の一層の促進、それから家族・本人への支援、医療と介護の連携の推進という3つの取り組みとして、認知症ケアパスである「品川くるみ認知症ガイド」を作成したところでございます。

内容につきましては、認知症になったときにどこでどんなサービスを受けることができるのか、認知症の生活機能障害の進行に合わせた具体的な相談機関名やケアの内容が、認知症の方や家族があらかじめわかるようにした冊子という形でございます。配布の対象と時期でございますけれども、まず、4月10日には、区ホームページへ掲載する予定でございます。4月中には、在宅介護支援センター、それから病院、診療所などの医療機関関係の機関に配布いたします。その後、6月には、65歳以上の方のいる全世帯に配布する予定でございます。

○渡部委員 65歳以上の方々には全戸配布することは伺いました。今ご答弁でもいただいて、認知症というのは、まず理解してもらうことが大切なのだということで、そういう部分では、若年層や地域へこれらもお配りいただきたい。全戸配布が無理にしても、この理解というものを促すためにしっかりと取り組んでほしいと思うのですが、これをどのようになさっていただくのか、区民の方に知らせていただくのか、65歳未満の方に知らせていただくのか、お答えをお願いいたします。

○榎本福祉部長 周知のほうの関係でございますけれども、やはり認知症は若いころからの部分とい

うのでもありますので、その部分として啓発を進めていきたいと思っております。具体的には、ケーブルテレビの番組の「しながわほっとインフォメーション」で、6月には「品川くるみ認知症ガイド」についての放送を予定しております。そのほか、各種イベント等を活用して、若年層や地域の方々への周知を図っていきたくと考えております。

○渡部委員 よろしく願いいたします。地域包括ケアシステムのほうも順調にスタートしてきて、地域で高齢者を見守る仕組みも整ってきておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

高齢者クラブについて1点確認させてください。クラブでは、さまざまな活動を行っていますが、地域における見守り活動や趣味の活動、お住まいの地区において楽しく元気に活動されています。これらの活動に対してきめ細かい支援を行っていると思いますが、活動にあたっての保険はどのようになっていますでしょうか、教えてください。また、不慮の事故の際の手続等についてもお聞かせください。簡単にできるものなのか、煩雑なものなのか。例えば口頭で報告をいただいて、会員でない方や行政等が代理で手続可能なのかもあわせてお聞かせください。

○榎本福祉部長 高齢者クラブの保険の関係でございますけれども、今現在、高齢者クラブは114クラブありまして、活動にあたっての保険は、全国老人クラブ連合会が推奨しております会員向けの傷害保険、賠償責任保険等がございます。その中で、この保険を、高齢者クラブの年度当初の理事会や新任クラブでの研修会で推奨し、PRしているところでございます。加入につきましては、各クラブが必要に応じて加入しているというところでございます。

事故の手続でございますけれども、やはり全国老人クラブ連合会の保険係というのがありまして、そちらに連絡をとれば手続ができるという形になっておりますので、直接、高齢者クラブの担当の方から、事故が起こった場合には手続をしていただくという形になっております。

○渡部委員 確認させていただきました。高齢者クラブの活動がさまざまに広がっています。クラブ数も若干増えていたり人数も増えていると承知しています。ないのが一番なのですが、これからまた不慮の事故等があった際には、しっかりと手当てできるような仕組みが必要だと思ひまして、ご確認をさせていただきました。

次に町会支援について伺います。品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例が制定されて1年がたちました。町会の方からは、越されてきた方が速やかに町会加入された話や、大型マンションがまとめて加入してくれたなどの話を聞きます。効果を実感します。区が強い意志を持って町会支援にあたる決意ともとれる条例です。この1年間での町会・自治会からの反応を聞かせてください。また、特色ある活動、例えば高齢者や子育て世代への支援、青少年育成、防災活動などの町会活動を新規に取り組みされる町会に対して、活動内容や予算概要、助成制度など、あわせて紹介する仕組みを構築し、それぞれの町会活性化支援に努めてはと考へますが、現状の取り組みと今後の展開をお知らせください。とりわけ、再開発などで高層住宅が建設された場合など、事前に町会の協力を仰ぐ機会が多いように思ひます。竣工後においても、しっかりと町会と連携されたいと考へます。加入促進に向けて、区として可能な限り支援を要望いたしますが、お考へをお聞かせください。お願い致します。

○堀越地域振興部長 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例、制定後1年の町会・自治会の皆様からの反応についてでございますが、本条例施行によりまして、町会および自治会の位置づけが明確になったということでございまして、皆様からは、「加入の勧誘の際に町会・自治会について説明しやすくなった」、「オートロックマンションへの立ち入りについても承諾を得やすくなった」などのお声をいただいているところでございます。このような形で、町会・自治会の位置づけを条

例で明確にしたこと、それからマンション建設の際の地域連絡調整員などの具体的な仕組みも条例に定めまして、町会・自治会の活動の後押しになっているところが大きな成果だと考えてございます。

それから、特色ある活動の紹介についてでございますけれども、こちらは条例の施行と合わせて、新たな助成メニューといたしまして、新規事業の応援助成ですとか、行事での用品購入経費助成、加入促進の助成などを行っております。このような事業を利用していただいている特徴的な紹介といたしましては、ほかの町会、全区的な町会の活動の事例をまとめまして、紹介のリーフレットを作成して配布いたしまして周知に努めております。このような形で加入促進に努めていきたいと考えてございます。

それから再開発などの部分でございますが、これは従来から区といたしまして、再開発の事業施行者、それから再開発組合の理事会に町会加入のお願いをしているところですが、先ほどの地域連絡調整員という仕組みも新たに設けまして、これが町会・自治会との窓口になるような形で条例に義務づけておりまして、これも運用しているところでございます。加えて、管理組合に対しましては、これまで住宅課で行ったマンション管理組合のアンケートなどにも条例周知のリーフレットを同封するなどしております。今後も積極的に周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員 町会の方々も非常に喜んでおります。他の町会がどのような活動をしているかということも知ることができるということですので、これもしっかりと進めていただきたい。さまざまな自治体がこの条例に注目していることも承知していますが、何よりも、区の町会の方々喜んでいただいているということがやはり一番だと思います。地域連絡調整員のほうも機能しているとも伺っておりますので、引き続き支援をお願いいたします。

さまざまな活動を行っている町会ですが、款別審査でも伺ってまいりましたが、町会活動における、ふれあい保険が新年度から変更になると聞きました。内容等もお聞きしましたが、改めてこの変更内容と、各町会へどのような周知が行われていくのか、お聞かせください。

○堀越地域振興部長 これまで区が助成してまいりましたが、ふれあい保険というものでございますけれども、防犯活動や交通安全活動については、保険の対象には含まれておりませんでした。ですが、これらの活動は最も広く行われている町会・自治会の活動でございますので、これらの活動を対象に含めまして、町会・自治会の皆様が安心して活動できるように保険の内容を拡充いたしまして、加入経費も全額補助するというものでございます。このような形で、活動のさらなる活性化、町会・自治会の担い手確保にもつなげていただければと考えてございます。

それから、周知につきましては、町会長会議等で、地域センターを通じて積極的に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○渡部委員 さらなる町会活動支援に努めていただきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

最後に、大井町にある東芝病院について区の考え方をお聞きします。東芝病院は救急指定で308床ある総合病院であることは承知しています。また、区内に数少ない分娩可能病院でもあります。企業病院でありながら地域に開放されて、多くの区民の利用もあります。

本題に入る前に幾つかお聞かせください。まず、区の施策の一環で、東芝病院に協力を仰いでおりますが、事業内容と利用実績をお聞かせください。また、同等の施策を受けられる他医療機関はあるのでしょうか、お聞かせください。

○西田健康推進部長 東芝病院に関するご質問にお答えいたします。委員ご指摘のとおり、東芝病院

は広く地域住民の皆様には開放されており、急性期の救急指定病院として、また区内に少ない分娩可能な病院として、さらに災害時の緊急医療救護所となることなどから、品川区にとっては、地域医療、救急医療、さらに災害医療の3つの主要な機能になっている重要な医療機関の一つと考えております。

まず、東芝病院の区民の利用実績ですが、平成28年1月から12月の延べ外来患者数、約22万7,000人のうち、品川区民は約12万人で、全体の利用者の53%を占めております。また、入院患者全体では、延べ7万1,000人強の方のご利用のうち、区民は4万5,000人弱と、全体の利用者の63%を占めております。この数字からも、入院・外来患者の多くの割合を品川区民が占めていることがわかります。

区の事業では、乳がん検診と肺がん検診について、合わせて年間1,000件程度の区民の利用があります。平成29年度は乳がん検診の受診枠を増やしていただく予定でございます。気管支ぜんそくなどの公害健康被害認定に関する医学的検査も、年間100件以上、実施しており、昨年開始したばかりではありますが、産後ケア事業宿泊型も実施しております。高齢者施策でも、医療ショートステイ事業を平成24年4月から実施しております。こうした事業の受け皿となる別の医療機関を探すとすると、簡単には見つからない状況でございます。

それから、区内診療所の医師にとっても、患者急変時や精密検査などの受け皿となる総合病院が身近に存在するメリットは非常に大きいと聞いているところでございます。

○渡部委員 どれだけ区民の生活に寄与しているのか、区民の安心というものに対して寄与しているのかということがよくわかりました。東芝本社の経営問題の一環で、東芝病院売却についてマスコミで報道がされ、この間、区議会でも、区や区民にとって存在意義が大きく、一連の報道に憂慮し、全会派統一見解として、本年の2月6日に大沢区議会議長名で東芝社長宛てに、東芝病院存続に関する要望書を提出いたしました。改めて、区としてどのような認識を持って対応されているのか。この先どのように状況把握していくのか。区民の生命維持の観点から各種支援がこれから行われていくのか。行われるのであれば、どのような支援策が考えられるのか、お答えください。

○西田健康推進部長 区では、昨年9月に株式会社東芝本社の経営状況の悪化が報道されて以来、報道を注視するだけでなく、東芝病院の関係者と連絡を密にして状況把握に努めてまいりました。その際、区長名で病院長宛てに、存続に関する要望を提出し、病院の存続を訴えてまいりました。また、今年1月末に病院売却に関する報道がされましたが、現時点でも東芝本社が東芝病院の売却を検討しているという情報は報道のみであり、東芝本社からは正式な発表はなされてございません。こうした状況を勘案し、2月に区議会と同時に区長名で、東芝本社社長宛てに、病院存続に関する要望書を改めて提出しております。東芝本社の経営状況は、四半期決算発表が2度も延期されるなど非常事態となっておりますが、現在のところでも正式な病院売却に関する発表はない状況でございます。区としての支援策につきましては、状況に応じてさまざまなケースが考えられますので、現在お示しする状況にはないと認識しております。したがって、今後も東芝本社および病院に関する情報に関し、東芝病院関係者との連携を密にし、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○渡部委員 今もお話しいただきましたように、これは区民にとって大切な病院でございますので、しっかり私ども議会としても注視してまいります。区としてもこの動向を注視されて、区と議会がしっかり連携してこの問題に当たっていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。引き続き、石田秀男委員より続けさせていただきます。ありがとうございました。

○本多委員長　以上で、渡部茂委員の質疑を終わります。

次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　渡部委員に引き続きまして、総括質疑をさせていただきます。久しぶりの総括でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、シティプロモーションについて伺います。区長は全国シティプロモーションサミットで、初めてシビックプライドという言葉をお使いになりました。私はその瞬間、やったと思っております。大変期待もしておりますし、喜んでおりました。区長の言うシビックプライドとは何か、まずお伺いしたいのと、シビックプライドを醸成するために、今回の予算の中で、ここには力を入れたというところを、まず初めにお聞きしたいと思います。

○濱野区長　シビックプライドあるいはシティプロモーションについてのお尋ねでございます。シティプロモーションは、我がまちを外に対して発信していくということが、まず1つの仕事だろうと思っております。このまち、我がまちはこういうところがいいのだ、こんなふうなところがすばらしいのだということを発信して、できれば我がまちにもっと住んでほしいという発信だろうと思っております。その発信をする中で、区民の皆さんが、おお、そうか、このまちはこういういい面があるのだということに気づいていただく。そのことがシティプロモーションを通してシビックプライドにつながっていくのだろうと思っております。

予算については担当の部長よりお答えをさせていただきます。

○中山企画部長　今、区長から答弁があったように、本来、プロモーションの発信そのもので区民の誇りにもつなげるということですから、特定の事業がプライド醸成ということとはなかなか決めかねる部分はあるのですけれども、新年度においては初の全国シティプロモーションサミットを東京都内で品川区から発信する。こういうことでも、区民の力、元気を、区民の参加を得て発信していく。あるいは動画の作成もやってまいりますけれども、こういう中で、区民の参加、力を得ながらやっていく。こういう方法の中でも、今のシビックプライドにつなげるプロモーション活動というものは可能と考えています。

○石田（秀）委員　区長は大体そう答えると思っておりました。私は、シティプロモーションがあって、シビックプライドということがあると考えたら、私は、シビックプライドというのは郷土愛とはちょっと違って、よく、地域に対する誇りということと、あとは自負心だと考えています。例えば、前より必ずこのまちをよいまちにする。このような、まちをどのようにしていきたいかという部分の具体的なビジョンというものは出していく。これは地域の中でも出していく。それを仕掛けていくのが区の仕事だと思っております。そして、区民一人一人がシビックプライドを持っていく。これは、自発的に行動するようになれば、区全体の雰囲気、心地よさも徐々に変わってくる。これは時間のかかることだと思っておりますが、ここにやはり手を入れていかななくてはならないのか。しかし、現状では、このまちは好きだけど何かしなくてはいけないのか、義務なのか、そんなのは私たちには関係ない。こういう人が大勢いるのだらうと思っております。そういう中で、情報を今度、区のほうで発信する側、デザインする側、それからプロモーションする側に工夫がすごく必要だと思っておりますし自分たちのよりよい生活をするために力を発揮したいと思えるようなプロモーションがあつてしかるべきだと思っておりますので、その辺をどうお考えなのか。

それから、今言った、行政主体のシティプロモーションから、区民がシビックプライドを持つというような自主的なまちづくりを促せるような政策に移行していくことが必要だと思っておりますので、そ

れについてのお考えもお聞かせください。

○濱野区長 1つの例でありますけれども、上神明天祖神社でしろへびサミットという行事を展開いたしました。この行事を通して、白蛇の、おもしろさと言うと変ですけれども、こういうもののPRというものを全国に発信したと思っております。また、これはお祭りになりますけれども、品川区の宿場祭りといったものも、品川区というところが東海道の第一宿だったということを周りに発信していくという意味で、非常に区をアピールする、よいお祭りだと思っております。こうしたことを通して多くの人に品川区のよさを知っていただくという、これを行政としてもどういう形でバックアップしていくか。区民の皆さんの自主的な行為でありますので、区が主導してはいけません。しかし、これを区がサポートすることで、よりよい発信につながっていくということでもありますので、そういう意味での工夫をしていきたいと思っております。

○石田（秀）委員 今の話は、私はシビックプライドで区長がおっしゃっているのは、今、区の魅力を発信して、例えば品川区の評価が上がって、この品川区に住んでよかった。それで、区の誇りや愛着が高まるのだ。ここの部分はもちろん必要だと私も思っています。だけれども、シティプロモーションという、大体どこの自治体もそういうところに陥ってしまうと思っているのは、例えばイベントやキャンペーンやウェブサイトや印刷物、ロゴマーク、こういう作成をしたりというところに終始しがちで、自分たちのまちの未来を自分たちで描いていこうという気持ちになるための意識を醸成していくことが必要であると思っております。ですから、先ほど、しろへびサミットも1つです。宿場祭りも1つです。だけれども、そういう、例えばビジョンをつくって共有して、それで自発的・自律的に活動して、その地域の中で伝道者となっていくような人を育てていく。それには区が仕掛けをしていく。ここが私はシビックプライドにつながっていくのだと思っております。だから、時間もかかると思っております。だから、そういう意味で私は、例えば区は、品川、大井、大崎、荏原という地区別、それから年齢別、中・高・大学生、または20代、30代、40代、高齢者、町会、こういう年齢別の、例えばタウンミーティングなど、さまざまな場面で、そういう人たちの意見を集約する。こういうことを積み重ねていく。そういうことが必要だと思っております。この仕掛けはやはり区が行っていくのだろうと思っております。その部分は、やはりこれからせつかくシビックプライドをやっていこうということであれば、そっちにも力を入れていくということが私は必要だと思っております。

時間もないので1つだけ例を言うと、30年ぐらい前、我々の品川区のほうでもお祭りをやるときに、子どもたちがまるっきり少なくて、太鼓や笛は吹けないし担ぎ手もない。ではどうしたらいいのだ。そこで、必ずそういうのをやろうというので、子どもたちを増やしていこうというので、太鼓をここからスタートしようということで、各町会全部で、必ず子どもたちの指導をしていこう。30年かかりましたけれども、そのときの子が今、40歳ぐらいになってきて、自分たちはこういう祭礼をもっとよいものにしていこう。それが伝道者になりつつある。これは時間のかかることです。浅草も同じです。40年前は仲見世も空き店舗があって、そういう形の中で担ぎ手もない。だけれども、ではどうしようか。そうしたら、大道芸からスタートして、今はこのような形にも変わりつつある。こういう仕掛け、ビジョンを共有していく。それには、そういうさまざまなタウンミーティングと、私は、区がやはりそこは仕掛けていくべきだろうと思っております。こういうことの方、そっちへ移行していくということが、私は非常に大切だと思っております。改めてその考え方を伺いたいと思っております。

○濱野区長 私は、幼稚園に子どもを通わせているお母さん方とお話をしたことがございます。そういう場面の中で、本当にお母さん方は自分たちのまちのことをよく見ているということ、すごく感じ

たことがございます。もちろん毎日の生活に追われていますから、深く思索するというようなことではないと思うのですが、直感的に自分たちのまちのよさを捉えて、そのまちのよさをほかのお母さんたちとの会話の中で、あるいはよその区の人との会話の中でPRしてくれているのだということをすごく感じたことがございます。そういったことで、品川区のまちのよさを感じている人が自分の自負心を持ってこのまちを伝道していくのだという、少し大げさですけど、伝道者になるのだというような方々をサポートしていくということが、品川区の大きな仕事ではないかと思っております、その面でも努力を重ねていきたいと思っております。

○石田（秀）委員 ぜひその点はよろしく申し上げます。その中で、これはお願い事になると思いますが、地区別、地域別、年代別でやるときに、私はその地域で行われている1年間の事業一覧みたいなのがあっていいのだと思います。観光や、今、インバウンドの事業も観光課からいただきましたが、その中には、祭礼というのはやはり入っていないのです。だから、それは行政側でつくれということではなくて、地域にお任せして、祭礼は地域の中では最大の事業だと思っています。そういう形の中で事業一覧をつくっていく。これは観光にもつながるし、そういうことを含めて、それはやはり行政側から仕掛けてもらう。それは町会か、さまざまところで仕掛けてもらう。これは、ぜひやっていただきたい。

それから、私もこの質問をするときに、せっかくシティプロモーション担当ができて一生懸命、頑張っているのだけれども、観光だ、何だというときに、どうも横串があまり感じられなかった。やはり横串はしっかり刺していただきたい。もう、シティプロモーション担当が全てわかっていて、こういうことはこうやって、全部、指示していくのだぐらいの行政の体制があってほしい。この考え方もお願いしたい。それから、それにはもちろんソフトもそうだけど、ハードの部分のビジョンもやはり必要だと思っております、そのハードの部分の考え方も最後にあわせてお聞きしたいと思っております。

○濱野区長 品川区の魅力を発信していく上での1つの横串ということをご提案いただきました。大変に重要なご提案だと思っております。どこかの部署がひとりだけで力こぶを振るっても、やはりこういうものはうまくいかないだろう。それぞれの部署において、自分の与えられた仕事を通して、品川区のよさというのをPRしていくということは、大変に重要だと思います。その際にやはり連結ピンになっていくのが企画部門だろうと思っておりますので、そういう横串を通して連結ピンをつくって、そして前へ進めるような組織として機能していくように指導していきたいと思っております。これからはさまざまに展開してまいりますので、ご理解をいただければありがたいと思っております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく申し上げます。そこだけは、イメージアップ会議もあると思うのですが、その辺は担当の中で、しっかりそういうこともやれるように、これはお願いだけにしておきます。

次は、広町再開発と庁舎建て替えについて伺いたいと思っております。広町地区整備検討委託6,000万円について計上されておりますけれども、6,000万円の中身についてまず伺いたいのと、JR東日本は2020年以降のスケジュールをどのように考えているのか、改めて互いに検討する上でのスケジュール感を区はどういうふうに考えているのか。それから、あわせて広町地区とはどこのことなのか。例えばそこの野球場は入るのか。それから、車庫の上の人工地盤。こういうのも視野に入っているのか。また、東急電鉄と連携して、私はやはり下神明までやっていくべきだと思っておりますが、その辺のお考えがあるのか。そういうこともあわせてお聞きしたいと思っております。

○藤田都市環境部長 広町地区の再開発でございますけれども、まず6,000万円でございますけれども、基本的にはJRと一緒に共同で検討する部分、それから区が単独で検討する部分の2つがございます、この検討を両方進める経費として、6,000万円を見込んでいます。

はじめに、広町の再開発のスケジュールでございますけれども、JRのほうは今、オリンピック以降に着工したいと言っております。これは、区のほうといたしましても、建設コストの高騰といった動きの中では、これが適切なのかと考えているところでございます。オリンピック以降の平成33年に着工するためには、平成31年度までには都市計画の決定といったものをしていくことが必要であると考えてございます。現在、これに向けて、基盤整備としての道路のあり方、それから都市計画の手法などについて、JR東日本や東京都のほうと調整を進めているところでございます。

次に、エリアの部分でございますけれども、現在、JRの用地としては、6棟の住宅の部分ということで、JRのエリアとしては考えてございます。また、区の部分として、劇団四季あるいは保育園がある土地の部分も合わせて考えているところでございます。グラウンド等についてでございますけれども、大井工場の重要な福利厚生施設であるということ、あるいは、また一部は地域のほうに開放しているというような状況もあるということで、JRとしては現段階では範囲には含めていないというところでございます。

また、大井工場の上部に人工地盤をというようなご提案もございましたけれども、技術的には現在の技術力でございますのでできないわけではないのですけれども、JRとしては、重要な山手線の車庫であり、開発のエリアには含められないというようなお話も聞いてございます。技術的な部分でございますけれども、人工地盤を張るためには、くい打ちをしっかりとやらなければいけないのですけれども、JRの車両基地だという性格もございまして、毎日、深夜まで電車が入り出す、あるいは整備点検をするというようなこともございまして、限られた作業時間、それから打つ本数なども考えると、なかなか現実的ではないというようなことで聞いてございます。

それから、下神明までつなげるようなお話もございましたけれども、区のほうでは平成23年に、大井町一大崎都市軸整備計画を策定してございます。下神明駅、やしながわ中央公園も含むエリアを大井町連携拠点として位置づけをしております、現在のまちづくりマスタープランのほうにもそうしたことで記載してございます。大井町駅周辺地域と連携した複合市街地を形成する拠点として、緑豊かな環境、文化、教育、社会福祉、居住機能などの複合都市機能を導入し、土地利用の転換を図るエリア、こうしたものとして位置づけているものでございます。

○石田（秀）委員 今、平成31年度までには都市計画決定をしていきたいということでありましてけれども、大変心配しています。どうしてかという、JR東日本というのは、非常に高度な事業展開をしていて、さまざまな分野でやっています。漏れ伝わってくると、例えば大手ディベロッパーやゼネコンでも、JR東日本とさまざまな交渉をすると大変苦勞するのだというのも耳にすることがあります。もちろん、区の渉外交渉能力というのか、そういうのには大変期待しておりますけれども、このスケジュール感では、品川の新駅は2020年までというのが発表されていて、21年、22年ぐらいまでになるかもしれないという話があります。その辺のところだと、スケジュール感に対して、またはさまざまな権利関係の話、この辺が非常に苦勞するのではないのかと思っておりますが、改めてそこだけ、スケジュール感と決意というのか、その辺をもう一回お聞きしたいと思います。

○藤田都市環境部長 JRでございますけれども、これまで区とJRと、さまざま調整する部分の中では、やはり鉄道事業者としての調整事ということが非常に多かったのかと考えてございます。こうした部分では、やはり専門的な部分でもございますので、なかなか相手としてやっていくにはさまざま大変な部分もあったのかと考えてございます。今回は、こうした鉄道事業者というよりは、どちらかというと、あくまでもまちづくりの相手、いわば一緒にまちづくりを進めようという同士のようなものでござ

ざいます。そういった面では、やはり今までの交渉とは違うのかと考えてございます。また一方では、都市計画的な部分については区のほうが主導すべき部分だとも捉えておりますので、まちづくりマスタープランで目指すべき大井町の実現はもちろん、区とJR、両者にとってよりよいまちづくりの計画になるよう、しっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく申し上げます。そこで、その前に1つ、オリンピック時のJRの社宅跡地の暫定利用についてですけれども、JR東日本も独自に考えを持っているということもお聞きしますが、区も必ずそこには積極的にかかわって行って、今一緒にやっっていこうということであれば、ともに情報を早目に出していただきたい。今、向こうも考えているからよくわからないではなくて、ぜひ、その辺のところの考えについて、今のところどういう感じであるか、いつごろになって一緒にやっっていけるか、それをお聞きしたいのと、今、タイムスケジュールの話がありました。平成31年度と、こういうことがあると、我々は庁舎建て替えも、そのとき一緒に考えていくと理解していいのか、あとは、私はそのときに中小企業センターまで入れるべきだと思っておりますが、その考え方もお聞かせください。それから、庁舎建て替えの場合は、豊島区みたいに上にマンションなどということは絶対あり得ないですが、その土地のさまざまな動かし方、そういうことを含めるなら、豊島区方式も1つ検討の視野に入ってくると思いますが、その辺のところもあわせてお考えをお聞かせください。

○藤田都市環境部長 JRからは、暫定利用の部分については何らかの考えはあるとは聞いてございますけれども、現段階では具体的にはまだ確認できていない状況でございます。東京2020の大会に向けては、暫定利用において具体的な要望が出てきたときには、具体的にやはり協議をさせていただきたいと考えてございます。また、今後、解体工事は、当初、着工いたしました3棟については、平成29年10月の解体工事完了、それから残りのほうは平成30年12月の完了となっておりますので、これに合わせて暫定利用についても明確になってくるのかと考えてございます。

庁舎建て替えについては、こういったまちづくりの大きな動きの中で、耐震化等の工事は行ってございますけれども、建物本体の耐用年数的なこともございますので、こういった部分についても、こういった形でやるのが最適なのか、こちらについてはしっかり検討していきたいと考えてございます。また、その中で、豊島区のような例のお話もございましたけれども、どのように進めるのが有効な手だてなのかといったことについて、十分に、JRも含めて調整する中で、区の考え方をしっかりと持って進めていきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 さっきの話に戻ってしまうけれど、中小企業センターは東急と下神明までのことも含むので、その辺をもう一度、答弁をいただきたいと思えます。そうなってくると、あとはさまざまな方法を考えると、今回、平成29年度予算では、約4億円かけて第二庁舎の熱源機器の改修を行う。これはこれで必要だからいいのですが、今後の二重投資みたいな話。この辺は、もう平成31年にある程度検討していくとすると、やはり二重投資をする必要はないと私は思っております、その辺の考え方を伺いたい。

○藤田都市環境部長 中小企業センター、それから東急のお話の部分でございますけれども、大井町から下神明までつなげていくためには、もちろん鉄道の沿線にもなっておりますので、こういった鉄道事業者との連携は不可欠であると考えてございます。現在、広町地区の検討の中でも、一定の検討が進んだ段階で、今後、高架下の活用も含めた東急との調整が必要であると考えてございます。また、下神明も駅そのものが東急の駅でございますので、周辺のあり方については、東急も含めてさまざまな意見交換をすることが必要であると考えてございます。

それから、二重投資の部分でございますけれども、建物の設備については、どうしても耐用年数的な部分がございます。適切な維持管理には努めてまいりますけれども、古い部分については、部品が順次、生産中止になってしまったり、あるいは故障による修理が頻繁になるといったことも考えられますので、建物の機能を維持する上ではどうしても必要なことでございます。建て替えまでは一定の年数がありますので、その間も必要な施設として、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 下神明は、再開発の網をかけるということも、考え方としては私はできると思っています。また、都市計画公園ですから、これだけの広大なところで移設する分には構わないと思っています。そうなったときに、中小企業センターも含めてということはずいとお考えいただきたいと思っていますので、それは再度、再開発の網のかけ方というのは区でもやれるわけですから、その辺のところの考えをお聞きしたいと思います。

次に区有施設の使用料に移りたいと思います。今、減免団体、全体の利用者の中で区民集会所は88%、学校施設は98%とか、こみゆにていぶらぎ八潮は78%、団体も2,496団体になっている。こういう中で、利用者の方々からさまざまなお話を聞きます。その中の例で質問させていただきますが、夏場の学校体育館は、近隣からの苦情などもあって、窓をあけないで使用している。学校側も大型扇風機2台を4台に増やすなど対応しているけれど、熱中症になりそうである。これは何とかならないのか。その辺の熱中症の対策や対応は今どういうふう考えられているのか。

それから、減免団体の施設利用に際して、予約をしておいて安易にキャンセルしてしまう。他に迷惑をかけている意識があまり、少ないのではないのかという団体もあると聞いています。せめてキャンセル時に相応のキャンセル料金を徴収するべきではないのかと私は思っておりますが、ほかの自治体だと、免除団体が何回かキャンセルが続くと、もうそれはだめにしてしまう、利用できなくする対応を行う自治体もあります。だから、この辺のキャンセルの扱いについての考え方を聞きたいと思います。あわせて、同じ団体が集会所や文化センターを利用するときに、施設類型ごとの減免の規定が異なる。これは手を入れていくということでもありますけれども、この辺の異なってくるところを、どうやってこれから整理していくというお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○藤田都市環境部長 まず、下神明のあたりのまちづくりの進め方ということでございますけれども、来年度予算、平成29年度予算には、西品川一丁目におきまして木密連坦地域のまちづくりのあり方等についても検討していく予定になってございます。地域の方々のご意見もさまざま聞き、意見交換をしながら、今後、まちづくりのあり方については検討していきたいと考えてございます。

○本城教育次長 夏場の体育館についてでございます。夏場の体育館については、どうしても高温多湿ということになって、運動等の環境の中では、なかなか厳しい面もどうしても生じていると考えているところでございます。その中で、ご質問のございました熱中症対策としては、扇風機を有効に活用したり、あるいは部活動の中では、指導する人が水分補給等によく気をつける。そのような、ある意味できめ細かなフォローの中で体育館を使っているのが、現状ではあるかと考えているところでございます。

○中山企画部長 施設の減免とキャンセル等の関係ですけれども、それぞれの施設の設置目的に従った、団体育成も含めた観点で、減額あるいは全額免除というのはあります。それに伴うキャンセルですけれども、なかなか免除団体からキャンセル料は、料金から返すという考え方なので、現実難しい。そうすると、その分析ということですが、これは、例えば同一団体が繰り返しそういうことがあるようなことであれば、そういうのを分析し、注意喚起を促すしかないかと思っております。

最後に、これから利用促進に向けては、逆に多目的な利用、それぞれ集会所の目的の分析等もやっていく必要があると考えています。そういう中で、こういう減免についてもあわせて検討する必要があるかと考えています。

○石田（秀）委員 体育館なのですけれども、本当に皆さん、大変な中、やっていらっしゃる。それで、簡単に言えば冷暖房を入れてくれと。その分の費用は払う。ナイター照明などは1時間3,500円ぐらい払っている。テニスも二百円、四百円払っているけれども、そういう意味合いでも払ってもいいというのだけれど、導入すると、それに対するランニングが莫大にかかるというのもわかっておりますので、ただ扇風機だけで、今それに対応するというのではなくて、もう一段、前に進んで対応していただきたいと思います。

それから、免除団体からお金が取れないというのは、別にキャンセル料をつくれればいいだけで、その辺はぜひ考えていただきたい。利用させないというのものもあるけれども、その辺は、逆にキャンセル料を免除団体から、規定して取っていくということも必要なことだろうと私は思っておりますので、もう一度その辺はお願いしたいと思います。

それから、やはり公共施設等総合計画素案が、今後30年間の間に年間あたり平均80.8億円の経費が見込まれるのだと。私は、これはやはりしっかりそれに取り組んでいくべきだと思ってみますと、集会施設等も横断的な整理をしていく。使用料全体を見直すことというのは、私はもちろんやっていただきたいと思っておりますし、減免団体の考え方、特に免除というのも含めて、電気代相当分は徴収するとか、応益負担の考え方。そういう減免団体、特に免除団体のあり方も含めて、この中で私はやっていくべきだと思っておりますが、その考えをお聞かせください。

○本城教育次長 体育館の冷暖房の関係のことでございます。こちらにつきましては、1点、今、委員のご指摘がございましたように、ランニングコストの問題ということについては、どうしても体育館は広くて遮熱性が低く、熱効率が悪いということから、ランニングコストの問題が1つでございます。あと、体育館の建物の構造上の問題といたしまして、後づけで機器を設置すると、どうしても建物に負荷がかかって、耐震上の課題がある。そのような中で、現状では冷暖房がつけられていない状況があるというのが現状ではございます。

○中山企画部長 施設の利用料の今後ということでありまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、それぞれの料金設定あるいは減免については、一定の政策的目的との兼ね合いというものもあります。また団体の利用の実態も踏まえながら、より多くの方が利用される施設という方向での料金もあわせて、それからモラルを低下させないあり方についても考えていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 よろしく申し上げます。もう一つ聞きたいのでそれぐらいにしておきますが、中学生の部活動について聞きます。文部科学省より、学校教育法施行規則を改正して、中高生における部活動指導員の規定が新たに設けられました。生徒の技術向上や教員の業務負担の軽減が期待されるということではありますが、部活動指導者の意識や技能を高めるためにしてきた取り組み、また外部指導員の活用状況について、そして施行規則の改正を受けて、改めてどのような計画をお考えか、お聞かせください。

それから、現在の区における部活動の加入率、8割ぐらいだと思っておりますけれども、それをお聞きしたいのと、あとは指導者がいなくて廃部になった部活動などもあるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○本城教育次長 まず、部活動の外部の指導員、指導される方の関係でございますが、今現在、区内

では、33の運動部で37名の方、25の文化部では34名の外部指導員のご協力をいただいているところでございます。そのような中で、部活の指導教員において、どうしても知識・技術がさまざま差がありますが、外部の指導員の方にご協力いただき一緒に指導を行うことで、技術を学んだり高める場として活用されているところでございます。そういう意味で、教員の部活の指導に対する負担軽減等にも、繋がっている面もございます。あと、今、委員からご指摘がありました、国の文部科学省のほうの関係の通知・省令につきましては、それを受けて、中体連の関係の規定の整備など、これからあろうかと思っておりますので、その動向等も含めて見ていきたいと考えているところでございます。

それから、指導者がいないことによって廃部になった部があるかということでございますが、文化部、運動部、いずれも1つずつ廃部になったような経緯がございました。

そして、基本的な部活の加入率でございますけれども、運動部と文化部、合わせて89%の加入率に今なっているところであります。運動部が59%、文化部は30%の加入率でございます。

○石田（秀）委員 最後の質問になると思いますが、コミュニティ・スクールも始まります。その中で部活の指導員の活用も、またさまざま今後、動いてくるのだと思いますが、部活が地域とともに活動していくということも、これからコミュニティ・スクール等で考える。しかし、長年にわたって部活は教育活動の一環として考えられ、多くの子どもたちが育まれてきたという側面もあると思っております。今、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってくる中で、子どもたちにとってよりよい学生生活が送れることが重要であって、技術向上ももちろんであります。教育的な配慮も必要だ。そうすると、そのために私たち大人が何をしていかななくてはいけないのか。これを学校教育現場の中で考えていくことが非常に重要になってくるのだらうと思っております。その中で、やはりそこは教育委員会がさまざまな形で提案して、その決意を最後にお聞きして質問を終わりたいと思っております。

○本城教育次長 ただいまのご質問でございますが、学校における部活動については、委員もご指摘のありましたように、学校の教育の一環として非常に重要な意義を持っていると思っております。異なる年齢の子どもたちが交流する場面がなかなかない中、あるいは達成感、自己肯定感もその中で培われていると思っております。そういった背景、意義を持つ部活動については、1つは指導力等向上によって、部活の質的向上を図ること。そういった中で、その活用の仕方として、地域との交流の中で指導者を得ることができれば、学校の質の向上とあわせて、地域の連携というコミュニティ・スクールの推進に通じる意義も十分達成できると考えておりますので、そういう観点から推進していきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 これで質問を終わります。

○本多委員長 以上で、石田秀男委員の質疑を終わります。

次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 区議会公明党を代表して、塚本よしひろ委員とともに総括質疑を行います。

初めに、洋式化など、公共トイレのあり方について質問します。小池百合子都知事は、東京都の来年度予算の目玉の一つとして、トイレの洋式化に、前年度比5倍となる38億円を計上しました。これは、都議会公明党が昨年の議会質問で提案し、12月には小池都知事に直接要望した政策が反映されたものです。これに先立つこと5年前の平成24年、区内小学校の保護者の声から、区議会公明党は一般質問で学校トイレの洋式化を求め、以来、繰り返し議会質問で取り上げ、洋式化のさらなる推進を訴え続けてきました。

質問の1点目については、学校トイレについて伺います。人間にとって排せつは極めて重要な営みで

あり、学校生活においてトイレは、子どもの健康や精神衛生を守るための非常に重要な設備の一つだと考えています。加えて、時には子どもたちの教育の場として、また災害時には学校避難所の必須設備として、大変重要な役割を担っています。実際に東日本大震災や昨年の熊本地震の調査では、老若男女を問わず避難者の多くが、学校避難所での和式トイレに悩まされたとの声が数多くありました。まず教育委員会として、子どもたちにとって学校トイレをどのような施設として捉えているのか、また洋式化することについて、どうお考えか伺います。あわせて、避難所機能における学校トイレの役割について教えてください。

次に、現在の区立学校のトイレの総数と、洋式・和式それぞれの数・割合を教えてください。そして、毎年、おおよその学校トイレの改築数と、工事費等の平均的な予算、コストについて教えてください。

○本城教育次長 まず教育委員会としての学校トイレについての考え方でございます。トイレにつきましては、児童・生徒が明るく清潔で気持ちよく使える場として、学校生活での基本的な生活習慣を学ぶ大切な場所であると考えているところでございます。その上で、洋式の考え方でございますが、現在、原則として洋式化を進めていく考え方ではございます。その中で、和式トイレにつきましても、学校生活で利用になれることが大切であること、あと洋式トイレを共用として使用する場合の衛生面での抵抗感がある児童・生徒もいることなどから、和式トイレも一定程度、残していく考えでございます。

その中で、避難所機能における学校トイレとの役割の関係でございしますが、学校は災害時に避難所として利用されることが想定されていることでございます。そのような意味で、安心感のある避難生活が送れるよう、利便性を重視した整備が大切であると考えているところでございます。

それから、現在の学校のトイレの数と和・洋式の比率でございしますが、現時点で、トイレの数が全体で2,357のうち、和式が863、洋式が1,494で、和・洋の割合が36.6%対63.4%となっているところでございます。洋式化にかかる経費でございしますが、最近、数年間で、毎年4校程度、改修工事をしておりますが、大体、平均で言うと、費用約2億円ぐらいの予算を使ってトイレの改修にあっているところでございます。

○あくつ委員 今、洋式が約63.4%ということではございました。東京都は、平成32年までに都内の公立小中学校について80%を洋式化する目標を打ち出しました。昨年11月公表の、文部科学省による公立小中学校施設のトイレの状況調査に対し、品川区教育委員会は、今後、改築・新築する場合にあたっての方針として、90%以上を洋式化すると明確に回答しています。私ども区議会公明党は、区民からの洋式化ニーズの高まり、そして今後30年以内に発生確率70%とされる首都直下型地震を想定した避難所機能の重要性を考えると、学校トイレの洋式化をよりスピードアップする必要があると考えています。文部科学省への回答のとおり、品川区は今後、学校トイレを90%以上、洋式化していく方針であるということを確認しますが、お考えを伺います。また、東京都は平成32年までに80%の達成を打ち出していますが、品川区としての目標達成年度をお知らせください。

5年前から、区議会公明党は、トイレ改築に際し、教育の一環として、子どもたちが便器や室内のカラーリング・デザインを話し合い、実際にこれを活用することを提案してまいりました。これまでトイレ改築を教育の場として活用した学校、その効果をお知らせください。また、今後の改築の際にもさらに活用していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○本城教育次長 まず第1点目の文部科学省の公立小中学校施設のトイレの状況調査の関係でございします。こちらについては、主に学校の新築や改築の場合のトイレの整備に対する教育委員会での方針といたしまして、おおむね洋便器を設置すると回答したところでございます。今後もその方向に向けて整

備していく考えでございます。そのような中で、毎年度、トイレ改修には、先ほど申し上げたような形の予算を使っているところでございます。今後もこれからの社会状況あるいは補助金の状況などを総合的に判断して、毎年度、予算の範囲内で可能な限り進めていきたいと考えているところでございます。

それから、トイレの改築の教育の場としての活用の関係でございますが、平成24年度からトイレの改修を行っている学校で、タイルの色などを子どもたちに決めさせたりしております。このような取り組みにより、子どもたちが非常に親しみを持ちながらトイレを使っているような効果が出ているということでございます。今後もそのような取り組みを継続していきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 おおむね洋式化をしていくというご答弁がありましたけれども、先ほどの調査には90%以上と明確に書いてありますので、ここのところはもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、本年の2月20日には濱野区長に対しまして、学校・公園等トイレの洋式化促進に関する申し出を行い、東京都の予算を積極的に活用するなど、区立学校や公衆・公園のトイレの洋式化を強く要望したところですので、早急な洋式化をお願いいたします。

質問の2点目は、公衆トイレ・公園トイレについて伺います。東京都は、外国人や旅行者へのおもてなしの観点から、平成32年までに公衆・公園トイレの3基に1基の洋式化を打ち出しております。品川区は来年度予算において、旧東海道周辺の公衆・公園トイレ5カ所程度をおもてなしトイレとして整備する方針です。公園トイレ・公衆トイレ、それぞれの総数、洋式・和式それぞれの数と割合、また両方合わせた洋式化率を教えてください。また、整備される予定のおもてなしトイレの考え方と、今後の改築スケジュールを教えてください。そして、災害時には、避難所となる学校トイレ、仮設トイレを設置するマンホールトイレ等が位置づけられておりますが、公衆トイレ・公園トイレの果たす役割を、耐震化の現状とあわせてお知らせください。

○本城教育次長 洋式化の比率についてでございますが、委員のお話の調査の中で、区といたしまして、おおむね洋便器を設置するという事の中で、洋式化比率約90%ということで、その中での回答でございますので、そのように記載した形において、今後、目標を達成するように努めていきたいと考えているところでございます。

○松代防災まちづくり部長 私からは、公衆・公園トイレの洋式化率と、おもてなしトイレについてのご質問でございます。区内に公衆トイレは36カ所あり、洋式化は12カ所、割合は約31%となっております。公園トイレは127カ所あり、洋式化は38カ所、約30%となっております。また、両方合わせた洋式化率は約31%となっております。

次に、平成29年度より実施します、おもてなしトイレ事業につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年の夏ごろまでに、観光名所である旧東海道や大井町駅周辺などの主要ターミナル駅、オリンピック会場の周辺に移設されている15カ所に、誰でもトイレや洋式化等の整備を重点的に実施してまいります。

次に、災害時のトイレの役割についてでございますけれども、避難所のトイレ数は充足しており、避難所へ接続している下水道管は全て耐震化がされております。そこで、公衆トイレや公園トイレは、避難所のバックアップ機能や帰宅困難者対応などの役割を担うこととなっております。これまでも、地下配管のピットを活用し、災害時には便器に穴をあけまして便槽として利用するなど、災害時にも利用できるようなトイレを整備してきておるところでございます。

○あくつ委員 学校トイレについては90%以上、目標を達成していくというご答弁をいただきました。ありがとうございました。そして、公園・公衆トイレについては31%、ほぼ東京都の目標は達成

しているというご答弁でした。ありがとうございました。

質問の3点目は、女性にとって使いやすいトイレについて伺います。以前と比較して、使いやすさ・衛生面・安全面は飛躍的に改善されております。ただし、それでもかつてのイメージから、どうしても女性の使用が少ない現状がございます。例えば、過去の調査になりますが、各自治体の調査で、女性の公衆トイレの使用率は、千代田区では3%、新宿区では6%という結果が出ております。品川区として女性の使用率をどのように認識しているか、お知らせください。また、衛生面について、品川区の清掃の頻度を教えてください。安全面については、周辺に異変を知らせる赤色ランプの点灯ボタンの設置と警備状況をお知らせください。最後に、来年度、おもてなしトイレの設置にあたり、女性の目線での区内のトイレの使いやすさ・衛生面・安全面の工夫について、イメージアップが必要と考えますが、ご見解を伺います。

○松代防災まちづくり部長 女性の使用率と清掃頻度、安全面についてでございます。女性の使用率についてですが、公衆トイレは全体の約13.4%がご利用されているところです。その中でも、商店街や駅の直近といった、にぎやかで見通しのよい環境に立地していると利用率が高く、よく利用される方からは、清潔であるとの評価をいただいております。今後もさらにご利用いただけるように取り組んでまいります。

次に清掃の頻度ですが、全箇所、毎日1回の清掃を基本としまして、使用頻度が高いトイレについては日に2回、清掃を行っております。

それから、赤色ランプの設置状況でございますが、身障者の方などが利用される誰でもトイレの全てに設置されております。また、警備状況ですが、緊急ボタンを押しますと赤色ランプが点灯し、警備会社に通報されまして駆けつける体制となっております。これまでに、いたずらや誤作動による対応はありましたが、トイレでの事件・事故は起こっておりません。

最後に、イメージアップについてのご質問です。外国人や旅行者など多くの方々に、おもてなしトイレをご利用いただけるよう、今回の整備内容や衛生面・安全面などの使いやすさを、広報紙や、さまざまな機会を捉えまして、イメージアップにしっかりと取り組んでまいります。

○あくつ委員 今後も洋式化のスピードアップ、そして女性の使いやすいトイレのイメージアップをよろしくお願いいたします。

次に、地域共生社会の構築について質問いたします。本年2月、国は新たな福祉の概念として、地域共生社会を打ち出しました。その定義は、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を指します。現在、高齢者、障害者、生活困窮者、子どもなど、行政の担当部門ごとに縦割りの支援制度を、今後はあらゆる分野、世代へまたがって、ワンストップで包括的に支援する体制への転換です。その主な理由の一つには、多世代にわたる福祉課題の複雑化・多様化があります。もう一つは、全国的に今後、急激に落ち込んでいく人口減少により、専門人材の確保ができず、公的支援の安定的運営が困難になっていくという理由が挙げられています。品川区の人口推計で、今後、人口のピークが訪れ、その後、減少が始まる時期は、いつごろと推測されているのか教えてください。また、他区の人口推計に既に見られるように、地方からの20代、30代の、結婚をしない、子どもを持たない、低所得の若年層の流入がどの程度あるのかお知らせください。そして、多世代・多分野にわたる福祉課題の複雑化・多様化に対し、分野の縦割りを超えて、今後はあらゆる福祉に関する相談をできるだけワンストップで受け付け、マッ

チングしていくような機能の拡充と、区民の意識改革も促しつつ、地域・民間の力をますます福祉に活かしていく必要があると考えます。その意味で、国の提唱する地域共生社会を今後構築していく必要性についてご所見を伺います。

○中山企画部長 人口推計に関するご質問にお答えいたします。現在の人口推計は、平成28年3月に策定した品川区人口ビジョンでございますけれども、平成39年に総人口はピークを迎えると考えております。したがって、今後10年間は人口増を見込んでおります。それから、そのうち、いわゆる若年層、20代、30代の転入ということでございますが、40歳未満という統計でとっておりますが、単身世帯の転入が約1万7,000世帯ということで、これは転入全体の約7割を占めておりますので、非常に大きな割合を占めているということでございます。それから、所得については現段階において分析しておりませんが、いわゆる若年層ということでもありますから、いわゆる高額所得者は少ないと考えております。

○榎本福祉部長 地域共生社会の必要性についてお答えします。委員がおっしゃったとおり、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながるといふ、地域共生社会の考え方は必要であると思っております。区においても、従来から、住民相互の助け合い活動を行ったり、あるいは民間企業の力をかりて見守り活動を行ったり、そういう地域課題の解決力の強化を図ってきているところでございます。

○あくつ委員 10年後からは減り始めるというお話でありました。私どもが承る区民相談でも、例えば介護と育児を同時に行うダブルケア、難病の患者の医療や就労、生活困窮など、複数の分野に絡み合うさまざまなご相談が多いことが、実態があります。今後は、複合的に支援する仕組みづくりが必要だと考えております。款別審査において、地域共生社会の具現化と考えられる既存事業についてさまざま質疑を行ってまいりましたが、改めてその詳細について、各世代・分野別に確認させていただきます。

質問の1点目は高齢者分野です。先ほども話がありましたが、支え愛・ほっとステーションについて伺います。現在、8地区に展開する支え愛・ほっとステーションですが、地域の多様なお困り事を、ボランティアである地域支援員が支えるという仕組みは、まさに地域共生社会の根本概念であり、今後、需要が高まっていく事業です。来年度予算では、区内13地区全ての設置が決定し、高齢者からのニーズと地域支援員のマッチングを行う、社会福祉資格を有するコーディネーター2名の配置が計上されております。款別審査の質疑で、地域支援員の総数は、8地区合わせても194名、1地区当たり平均すると24.25人と、まだまだ少人数であり、平均年齢も70.18歳と、既に支えられる高齢者に近い年齢層が多いことがわかりました。今後どのような地域支援員を増やしていくのか、目標値や推進計画を教えてください。また、受け手によっては、安価な公共サービスという認識があったり、支え手によっては、こんなはずではなかったという、マッチングの課題があります。今後、制度が持続・拡充していくためには、双方が我がこととして、今後来るべき地域共生社会の構築であるという意識改革の工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、国は来年度から、主に社会福祉士を想定した、相談支援包括化推進員という制度を創設しますが、現コーディネーターがそれに移行するのでしょうか。いずれにせよ、コーディネーター機能を、人数も含め、大幅に強化する必要があると考えますが、ご見解を伺います。

○榎本福祉部長 まず、地域支援員のことでございますけれども、支え合いの共生社会実現のためには、できるだけ多くの地域支援員が必要であると思っております。支援員の世代を次につなげていくことも課題であると認識しております。この地域支援員を増やすのはなかなか難しいところですが、

ワークショップやフォーラムなどを通じて、理解と参加を促していきたいと思っております。

それから、意識改革ということですが、やはり、支えて支えられてという部分の関係づくりが一番大切であると思っております。あるときは支え手になっても、あるときは支えられるという、相互の関係の意識づくりをしていきたいと思っております。

それから、コーディネート機能の強化についてですが、区ではやはり、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターを活用していく考えでございます。平成29年度には13地区全部に配置して、ほっとステーションの周知を図りつつ、地域での顔の見える関係づくりを、まずはしていきたいと考えております。

○あくつ委員 相談支援包括化推進員というのは、これが移行するのかどうかというところのご答弁を、もう一回お願いいたします。改めて、この事業は、地域共生社会の最前線となる大事な事業だと私も思っております。大きく期待するとともに、一層の制度の拡充をお願い申し上げます。

次に、認知症カフェについて伺います。区議会公明党は、以前から、認知症カフェの運営助成を、介護保険の任意事業である地域支援事業のメニューの一つとすることを求めてまいりましたが、来年度予算に初めて計上されたことを評価いたします。まず、認知症カフェ2種類の違いと補助の内容について教えてください。また、運営主体の自主性・地域性を活かした内容に認知症カフェの持ち味があり、認知症の人の居場所・理解の場であるという特性を考えれば、参加人数によって評価されることになじまない場がありますので、助成によってその内容が大幅に制限されることのないよう確認いたしますが、いかがでしょうか。そして、展開に地域格差があるならば、社会福祉法人や民生委員、区内で約1万2,000人が受講した認知症サポーターなどを活用し、認知症の人がアクセスしやすいよう、できるだけ偏りのない認知症カフェの全区展開を働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○榎本福祉部長 まず、相談支援包括化推進員のことでございますけれども、これについては、国の制度を使うよりは、まだ今、都からの制度を使っているほうが有利ですので、そちらでいく予定でございます。

それから、認知症カフェについてでございますけれども、認知症カフェの運営要件ということで、区内で定例的に月1回以上開催してもらって、1回当たりの運営時間を2時間以上、参加者が安全に過ごせるスペースを確保するなどというのを要件としております。医療連携型認知症カフェは、さらにこの要件に加えて、医療機関の周辺に介護者・家族等支援の拠点を設けるということ、それから認知症専門医や認知症サポート医が所属する専門職と連携して、交流会・勉強会を行うという要件を加えているものでございます。

補助対象の内容につきましては、カフェ開設に伴う備品購入や当日の運営費、それから外部講師謝礼の一部補助をする予定でございます。それから、登録制に伴う活動の制約ということでございますけれども、認知症カフェの本来の目的から離れないようにする必要がありますので、制約というわけではありませんけれども、要件は定めさせてもらっているものでございます。

それから、全区展開ということですが、助成金の制度化によって、地域ごとでの設置を促していきたいと考えております。

○あくつ委員 区内でも1万人を超えられた認知症の本人や家族にとって身近な地域での居場所となる認知症カフェ、医療や介護の最初の入り口ともなる民間の認知症カフェは、先ほどから申し上げている地域共生社会の具現化でありますので、わかりやすい周知をお願いいたします。

質問の2点目は障害者分野です。（仮称）障害児者総合支援施設と、施設での同性・異性介護につい

て、あわせて伺います。児童学園跡地に平成31年度開設予定の同施設は、親なき後を見据え、障害児者の地域居住を支援するとの考え方で整備される地域生活支援拠点であり、まさに地域共生社会の具現化であります。既に高齢者サービスである在宅支援センターの併設も決まっております。指定管理者候補者の共同事業体フリーユニティを構成する社会福祉法人は、障害者サービスだけではなく、他地域では、高齢者、生活困窮者、子どもたちへの福祉サービスを同時に実践するなど、既にノウハウを有しており、国も地域共生社会のモデルとして、同法人の取り組みを全国に紹介しています。地域共生社会の先駆施設として、例えば同施設の開設後、法人の自主事業として、子ども食堂や認知症カフェなどを実施するなど、地域貢献事業の展開を促していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また一方で、地域共生社会において、障害者は施設のみならず、できるだけ地域で生活することが想定されています。そのため、障害者・高齢者施設でも、ショートステイやさまざまな支援サービスなどのバックアップ体制を万全にしていける必要があります。現在、品川区の高齢者・障害者施設では、男性には男性、女性には女性の介護者という同性介護が原則とのことでした。しかし、障害を持つ高齢者がショートステイを申し込んだ場合、多くの高齢者施設では検討がないままに、同性介護は約束できないという対応があることを、款別審査で指摘いたしました。担当課長から、「対応に問題があったので、施設側にはできるだけ同性介護を行い、家族にも納得できる説明を行うよう指導していく」との答弁ありましたが、区内全ての高齢者施設にどのように改善策をとられるのか、今後の具体的な対応を伺います。

○榎本福祉部長 まず、障害児者総合支援施設の関係でございます。地域共生社会型の施設として、さまざまな福祉との連携が図れると考えております。それで、障害児者総合支援施設では、従来の児童学園の領域・機能の拡充と、今後の障害者の状況やニーズに対応した総合的・継続的な支援を行うことを、まず第一として考えたいと思っております。

委員ご指摘の指定管理候補者は、さまざまな先駆的事業のノウハウを有しておりますけれども、まずは障害児者の地域生活の支援を進めていきたいと考えております。

それから、同性介護についてでございますけれども、障害者施設におきましては同性介護を原則としておりますけれども、やはり高齢者施設の現状の介護人材の状況から、同性介護をしていくことはなかなか難しいという状況がございます。しかしながら、できるだけ家族と本人の意向を配慮しつつ、きちんと説明した上での介護にあたっていきたいと思っております。

○あくつ委員 款別審査でのご答弁と異なっているのもう一回お伺いいたしますけれども、自主的に促していくと、たしか、あのとき担当課長からご答弁があったと思うのですが、第一義的にはもちろん生活支援拠点であるのはよくわかっておりますが、そのところをもう一度お伺いしたいと思います。

あと、もう一つ、同性介護が原則ということではありますが、約束できないと言われれば、これは例えば自分の妻や母親、娘がそういうふうに言われたら、やはりこれは利用できません。ですから、そのところを、無理だからという説明ではなくて、できるだけ対応していくというご答弁をいただきたいのですが、お願いいたします。

○榎本福祉部長 同性介護の部分についてですけれども、できる限り、きちんと、家族と本人の意向を配慮しつつ、それに努めていきたいという形でございます。

社会福祉法人における、自主事業の関係につきましては、まずは本来の役割を第一義的に進めさせていただきまして、それが安定軌道に乗ったところで、さまざまな先駆的事業についても検討していきたいと思っております。

○あくつ委員 質問の3点目は、子どもと生活困窮者の分野です。昨年の夏、子どもの未来応援プロジェクト主催で、区内2年生・9年生の全世帯を対象とした生活状況調査が実施されました。そこで、生活調査の結果と分析、今後の方針を議会にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、足立区や大田区のように、具体的に子どもの貧困対策計画を策定する自治体が増えてまいりましたが、品川区としても計画を明文化することが重要だと考えております。例えば、国の子ども・若者育成支援推進大綱には、基本的な方針として、全ての子ども・若者の健やかな育成と並んで、子どもの貧困対策の強化が明記されております。本大綱をもとに、品川区で策定予定の（仮称）子ども・若者育成計画などに子どもの貧困対策を組み込むなど、子どもの未来を応援する姿勢を明確に品川区が示すことは、根拠も意義もあることと思っておりますが、ご見解を伺います。

○齋藤子ども未来部長 小・中学生の生活状況調査の対応につきましては、昨年9月の文教委員会でご報告申し上げました。現在、各課で持つさまざまなデータとクロスチェックして取りまとめをしているところでございます。新年度におきましては、こども食堂、学習支援の事業もございまして、進行管理も含めて文教委員会等にご報告したいと思っております。

次に、子ども・若者計画でございますが、国の子ども・若者育成支援推進大綱の中でも、子どもの貧困問題への対応ということは、大切な基本的施策の一つと位置づけられておりますので、委員ご提案の趣旨を踏まえ、計画を策定してまいります。

○あくつ委員 こども食堂の支援も地域共生社会の具現化でありますので、ぜひ、さらなる推進をお願いいたします。

最後に、人権教育と人権意識の醸成について伺います。今後、地域共生社会が進展すればするほど、多種多様な人たちが精神的にも距離的にも以前より近接する状態で生活することになり、差別を生まないようなさらなる人権意識の醸成が不可欠となります。真の人権意識とは、幼年期からの繰り返しの人権教育や、障害者と触れ合う経験・体験から醸成されるものと考えられ、品川区においても、さらなるインクルーシブ教育、人権教育の進化が求められると思っておりますが、教育委員会のお考えを伺います。

そして、本年のアール・ブリュット展は、10月開催の夢さん橋との連携が予定されています。独特の表現から見る者の心を揺り動かすアール・ブリュット作品を鑑賞することは、芸術とは、障害者とは、そもそも人間とは何ぞやという根源的な問いを投げかけるものであり、障害者理解、人権意識の醸成には絶好の機会であると、私も議会で何度も繰り返し訴えてまいりました。障害者の理解、人権意識の醸成として、子どもたちにアール・ブリュット展の鑑賞機会の創出を求めますが、障害者部門、そして教育委員会、それぞれのご見解を伺います。

○本城教育次長 それでは、まず私からは、アール・ブリュット展の関係のほうからご答弁させていただきます。アール・ブリュット展につきましては、作品が繰り出す豊かな創造と多様な価値観によって、互いの個性と人格を認め、支え合う社会の実現につながるものと考えているところでございます。来年度、鑑賞を予定している学校もあるところでございます。今後とも、より多くの子どもたちが鑑賞できるよう、各学校に、なるべく早い時期に情報提供していきたいと考えているところでございます。教育委員会では、障害者理解を推進していくことはとても重要なことと捉えておりますので、今後もより一層の充実を図っていく考えでございます。

○榎本福祉部長 アール・ブリュット展についてでございますけれども、やはり今回は、大崎という多くの人が集まる場所と、あと、しながわ夢さん橋という事業と連携いたしまして、障害者への理解を深める一層の機会として活用していきたいと思っております。特に、子どもたちにはできる限り見ても

raitaiので、教育委員会とも連携し、工夫を図っていきたいと考えております。

○中島教育長 人権教育の進化について、教育委員会としての考えということでございますけれども、これもご存じのように、教育委員会では、教育目標の第1に人権教育の推進を掲げ、その各学校での推進を非常に重要なものとして捉えております。各学校におきましては、子どもたちがさまざまな形で、この人権の意義や目的、内容を理解すると同時に、共生の社会づくりに向けて、どうした行動がとれるかということ、発達段階に合わせて教えていく必要があります。そのため、本区の市民科において、1から9年生までの全ての学年にこの人権に関する単元を設定してありまして、その中で必ず体験的な活動を伴うという形で、理解の深化に努めているところでございます。今後とも共生社会というものをごどのようにつくっていくか、そして互いに他を尊重し合うとはどういうことか。こういう、人権の基本的な部分を子どもたちにしっかり理解させるとともに、それを取り巻く子ども大人が共通の認識を持って、人権意識を、また人権感覚を高めていけるように、努力してまいりたいと思います。

○あくつ委員 10年ぶりに改訂される新学習指導要領でも、今回、心のバリアフリーというものが入っているということでございますので、アール・ブリュットを観賞する際には、ぜひ作品の作成過程の映像なども見ていただきたいと思います。

以上で私の総括質疑を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○本多委員長 以上で、あくつ広王委員の質疑を終わります。

次に、塚本よしひろ委員。

○塚本委員 あくつ委員に続いて、総括質疑を行います。

まず、品川区の人口動向や将来の人口推計を念頭に、区有施設について質問いたします。区有施設は区民の暮らしに深く関係し、そのあり方は区民の大きな関心事であることは言うまでもありません。品川区では平成24年に、品川区公共施設有効活用プランを策定しました。ここでは、区有施設全体の約6割が建築後30年を経過して老朽化する中、区の財政負担増への懸念と将来の人口減少を見据えて、効果的・効率的な区有施設のあり方をまとめています。

初めに、品川区公共施設有効活用プランの概要についてお知らせください。また、当活用プランによってどのような効果が得られたのかお聞かせください。

○中山企画部長 区有施設の有効活用プランでございますけれども、これは、施設の老朽化を視野に入れて、有効活用、それから既存施設との統合や複合化も含めた複合的な利用というものをベースにした計画ということでございますけれども、これに従った具体的な活用の事例として、幾つかの例でありますけれども、例えば平塚橋、これは平塚橋会館の廃止を行いながらも、シルバーセンターや区営住宅の再建ということで、新たに特別養護老人ホームとゆうゆうプラザの複合施設を設置しました。これはシルバーセンターに、いわゆる若者世代・子育て世代の利用も含めた機能拡充、それから区営住宅の面積も拡充をあわせて行いました。それから杜松小学校なども、これは移転・統合した後に、高齢者の複合施設として特別養護老人ホームやグループホーム等を設置するとともに、地域交流の施設も設置いたしました。さらに、荏原第四中学校等の移転の後は、私立学校への賃貸等、財産としての活用も行う。こういった事例が、1つの成果の具体例としても挙げられるものと考えております。

○塚本委員 さて、品川区は昨年、新たな人口ビジョンを発表いたしました。この人口ビジョンは、品川区の人口の現状分析に基づいて、人口の将来展望と、目指すべき方向性を提示することを目的としています。品川区人口ビジョンの将来人口推計では、人口増加のピークが平成39年、年少人口増加のピークが平成38年など、品川区公共施設有効活用プランで使用した平成19年の人口推計と比較して、

人口増加のピークが将来に延伸されました。そして、品川区は本年、品川区公共施設等総合計画素案を発表しました。ホームページにも掲載され、区民にも公開されております。この計画素案は、さきの品川区公共施設有効活用プランの基本方針を発展的に継承するものとされており、施設老朽化による今後30年のコストが、現在と比べて年平均25.9億円増加すると推計しています。私は、品川区も公会計制度が導入され、財政の見える化が進む中、適切なコスト管理をしつつ行政需要に応じていくための計画素案と受けとめております。人口増加のピークが将来に延伸したことは、区の行政需要の増加につながると認識いたしますが、人口増加ピークの延伸が品川区にもたらす影響について、品川区の見解をお聞かせください。また、公共施設のコストをコントロールしながら、今後の人口推計を踏まえた区民ニーズに応える区有施設のあり方として、施設によっては、統廃合、複合化、用途変更なども検討するとのこと。これらの公共施設のあり方として、現在の施設が提供している区民へのサービスレベルは維持していくことが重要と考えております。そのためには、新たに生じる区民ニーズや縮小する区民ニーズなど変化を的確に捉えることが必要と考えますが、どのように区民ニーズを的確に捉えるのかを踏まえて、区の公共施設の管理・運営について見解を伺います。

○中山企画部長 まず、人口増がまた延伸したということの影響ですけれども、端的に言えば行政需要の増大というものが、今後考えられるということでございます。特に子育て関係、あるいは学校の規模等については、この人口動向を踏まえた対応をしていく必要がある施設と考えております。高齢者施設については、従前からのトレンドの対応というものを、施設の規模あるいは機能の維持、ご質問もありました、これはサービスをしっかり維持しながら活用を考えていかなければならないということでございます。当然ながら、そういう需要を満たすために、見直すべきところを見直すということで、この辺はニーズの把握をしながらやっていくということでございますけれども、これについては、例えば指定管理施設であれば、従前から行っているモニタリング、それから利用者の声の分析、それからさまざまな区の全体の指標として世論調査も行っておりますし、モニターあるいは地域の声を聞き、さまざまな場面から意見の集約等を行いながら、施設との関係も十分把握しつつ、施設の機能、それからサービス低下につながらない合理的な運営も含めて、施設のあり方を考えていきたいと考えております。

○塚本委員 今後、施設のあり方というか区民のニーズというものは大きく変化してくるのではないかという思いもありまして、このような質問をさせていただきました。ぜひ、今、モニタリング、また世論調査、さまざまな手法のご案内がありましたけれども、区民ニーズを的確に捉えた施設のあり方を確認していただきたいと思っております。

さて、公共施設等総合計画素案では、施設ごとの方向性が示されております。まず、区民集会施設について伺います。区有施設には、地域センターなどの区民集会施設に限らず、会議室、集会室が多数ありますが、公共施設等総合計画素案では、区民集会施設以外の会議室・集会室も含めて、利用率等を勘案した横断的な検討・整理を進めるとあります。これは、同じ目的で集会室等を利用する場合でも、地域センターや文化センターなど施設の種類によって、利用料や予約の優先順位が違うことが利用者にとって不合理であり、結果として集会施設等が有効利用されないとの議論によるものと理解しております。

そこで、区有施設、集会施設等の利用率の隔たりがどのような現状にあるのか、お知らせください。さらに、施設の種類ではなく利用目的によって、どの施設でも同じ条件で利用できる方向が望ましいと考えますけれども、区の団体ごとの減免のあり方ですとか、また施設でのグレードによっての料金設定など、いろんな考え方の中での料金設定、区の検討状況がどのようになっているのかお聞かせください。

○中山企画部長 区民施設の利用料も含めた今後のあり方でありませけれども、例えばスポーツ施設等については、総体として非常に利用率が高く、約80%ぐらいが平均のような状況です。それから、区民集会所あるいは文化センターのような集会的機能については6割ぐらいです。例えば一定の目的を限定して利用しているような施設、例えばシルバーセンターとなりますと、これは集会機能だけで言えば15%ぐらいに下がります。こういう隔たりがあるということでございます。したがって、より利用者の実態を踏まえながら、1つの施設の有効な利用のあり方というのを考えていくということで、先ほど例を出しました、ゆうゆうプラザのような事例では、多世代の利用も図っていくということでもありますので、あわせて、利用者の利用料のあり方であるとか減免のあり方、こういうことも含めて、あまり施設ごとの複合利用においての違和感というのですか、ばらつきもないようにという検討も必要ではありますが、片や施設設置の目的や、性質もありますので、この辺は実態もよく分析しながら検討していきたいと考えております。

○塚本委員 やはり、これも先ほどの区民ニーズを的確に捉えていくということと通ずるところかと思ひませけれども、利用料等も勘案しながら、皆さんが等しく利用できるという思ひになるような考え方で検討を進めていただきたいと思ひます。

次に住宅系施設についてですが、生活の基本要件、衣食住の一つである住宅は、暮らしの安心のための必須条件であり、将来にわたって安定した住宅施設は品川区の重要課題であると認識しています。これまで品川区としては、区営・区民住宅など公営住宅の管理・運営、高齢者には、高齢者住宅309戸の管理・運営、住宅のあつ旋、特定優良賃貸住宅やサービス付高齢者住宅への家賃助成などがあります。さらに、我が会派では、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、低所得者など住宅困窮者に、空き家を活用した住宅政策を求めてきました。そして、国会では住宅セーフティネット法改正案が閣議決定されました。同改正案では、空き家・空き室を都道府県に登録し、低所得者の住宅困窮者が入居する際、国が最大4万円の家賃補助を行うなどとしています。住宅に困窮する人と、多数の空き家・空き室の存在。この両者には、需要と供給の市場メカニズムが働きにくく、公の支援が必要な分野と考えます。昨年の決算特別委員会で、我が会派からの質問に対し、区から、平成30年度に向けて、居住支援協議会を立ち上げるとの答弁がありました。居住支援協議会については、連帯保証人や家主の貸し渋りなど具体的課題を支援すること、また、新たな住民を迎え入れることが地域コミュニティの活性化にもなるといった視点も加えて検討いただきたいと思ひますが、区の見解をお聞かせください。

○藤田都市環境部長 空き家についてのお話もございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

区といたしましては、住宅確保要配慮者へのさらなる支援のために、国や都の動向を踏まえ、空き家の活用も含めた不動産関係団体などとの連携、居住支援協議会の検討などを進めていく考えでございます。現在、居住支援協議会でございますけれども、23区中、5区が設置している状況でございます。その事業内容、構成団体も、地域に合ったやり方を選んでいるために、各自治体ごとに異なっているのが現状でございます。区といたしましても、こうした状況を踏まえまして、既に実施しております高齢者向けの住宅あつ旋、転居時の一時経費の助成、保証会社の紹介、保証料の助成などに加えまして、都で開催しております居住支援協議会連絡会のほうで得た情報、それから委員ご提案も含めまして検討を進めたいと考えてございます。

○塚本委員 最後に、公共施設等総合計画では、品川区は、公共施設の基本方針や施設ごとの方向性を示しました。少子高齢化社会を迎え、区民生活の変化に即応して的確な政策決定が求められると思ひ

ます。区民集会施設、住宅系施設のみならず、文化、スポーツ、産業、子育て支援、福祉保健、学校教育など、公共施設が区民の暮らしに最大限に寄与するものとなるよう望むものでありますけれども、区執行部、企画部門として、現状の認識と今後の展望についてお聞かせください。

○中山企画部長 公共施設総合プラン、類型ごとの分析もしておりますけれども、これも区の全ての施設を、区民の生活・暮らしの向上に向けて、より有効に活用する観点で、方向性を示すものでございます。したがって、施設の充実もそうですし、片やそのための一定の効率的な運営、あるいは役割の分析を踏まえた見直しもしながら、必要なものをしっかりやっていく。こういう観点での区民のための施設の整備をより充実させていきたい、このような計画をしていきたいと考えております。

○塚本委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、少子化対策についてお伺ひいたします。品川区人口ビジョンでは、高齢人口は平成67年まで増加を続ける一方、0歳から14歳までの年少人口は平成39年に減少に転じます。高齢人口のピークよりも29年も早く年少人口が減少するということは、それだけ急速な少子高齢社会の到来を予感するものと受けとめております。少子高齢社会がもたらす社会構造のひずみはさまざまに指摘されるところであり、その対応が社会の大きな課題となっていることは言うまでもありません。ところで、先般、品川区における平成27年の合計特殊出生率が1.23と発表されました。平成26年の1.14から0.9ポイントの上昇であり、23区の順位でも15位から6位と上昇いたしました。品川区人口ビジョンで示された将来の人口推計から想定される少子高齢社会に対して、品川区として対応すべき課題について初めにお伺ひするとともに、平成27年の品川区の合計特殊出生率が1.23となったことへの評価と、目標としている平成31年1.45人を達成するための現状分析ならびに必要な対策をお聞かせください。

○中山企画部長 人口推計との関係でございまして、全体の増が平成39年までということがありますけれども、年少人口、ほぼ同一ですけれども、平成38年ごろにピークを迎えて減少に転ずるものと考えております。片や高齢者については、この間、一定、増加しているものの割合、ある意味では加速しているということで考えております。したがって、いわゆる年少の人口と高齢者への対応というのは違いが生ずるのかということで、年少者に対する対応としては、この10年間の増というものを、ある意味ではどう乗り切っていくか検討したときに、施設の増設であるとか子育てを中心とした施設の充実で考えていく部分があるかと思っております。

それから、高齢者の施設につきましてもニーズは増えていくわけですが、1つは地域包括ケアという言葉にもありますように、どのように地域全体で支えていくか、これとの関係で施設整備、インフラ整備を考えていく。きちんと充実させるものをしながら、地域福祉との関係、地域の力との関係も見ながら、整備を図っていく。このような方向性になるのかと考えております。

2点目の、合計特殊出生率の1.23への増ということでありますけれども、平成15年には0.85であったものが1.23まで上がってきたということでございます。これは、品川区で子どもを産み育てていきたいという方が増えているということでございますので、さまざまな施策、子育てであったり教育であったり、品川区全体への魅力の向上も含めて、そういう施策の効果が出ているものかと考えております。ただ、全国平均1.42にはまだまだ届いておりませんので、さらなる施策の充実を図りながら、区民が住みよいまち、そこで産み育てていきたいという思いをしっかりと高めていく施策を充実させていくことで、数値をさらに高めて、総合戦略に定めた数値に近づけていきたいと考えております。

○塚本委員 理想を申し上げれば、人口を維持するために必要とされている合計特殊出生率

が2.07人ということでございますので、これを目標として間断なく少子化対策を進めるべきものと考えております。ただ、子育て支援の助成ということにつきまして、助成政策なのですが、ここには所得制限というものが一般にございます。なので、高所得の世帯は助成対象から除かれているというところでございます。また、子どもが複数いる多子世帯については、第2子以降の子どもに対する助成制度というものも、今、品川区では行っておりますけれども、まず多子世帯における子育て支援策について現在どのような施策があるのか、その内容を、所得制限や多子の子どもを数える上での年齢の上限、いわゆる多子計算にかかわる年齢制限なども含めてお知らせください。あわせて、多子計算にかかわる年齢制限という考え方がある理由についてお聞かせください。

○齋藤子ども未来部長 それでは、多子軽減の施策でございます。保育園保育料につきましては、所得制限はございませんが、小学校3年生以下の兄や姉がある世帯のうち、保育園等に通っている園児が第2子の場合は保育料を5割減額、第3子以降は免除、無償としております。これに加えまして、年収約360万円未満の世帯につきましては、今申し上げた年齢の上限を撤廃しております。加えて、360万円未満相当の収入でひとり親世帯の場合は、多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、第1子につきましては保育料を5割減額、第2子以降については免除としております。なお、来年度以降、予算の計上をさせていただいておりますので、区税非課税世帯では、第2子の保育料は無償とする予定でおります。

幼稚園保育料につきましても、制度設計は同様でございます。幼稚園の保護者補助金につきましては、世帯所得制限はございますが、世帯収入1,800万円程度を予定しておりますので、ほぼ皆様が対象となっております。すまいるスクールでは第2子以降は所得制限がございませんが、利用料が半額となります。

多子制限を加えている理由でございますが、これにつきましては、幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議というものの方針がございまして、無償化については段階的に、環境整備や財源確保を図りつつという方針がございまして、国の動向、特定財源確保を踏まえて検討しているところでございます。

○塚本委員 今、るるご紹介いただきましたけれども、多子制限、いわゆる計算に係る上限の設定ということですが、たとえ所得が高くても、子どもがたくさんいる世帯につきましては、子どもが1人の世帯よりも、子育てにかかる経済的負担が大きいという場合もあると思われまます。品川区総合戦略のアンケート調査では、18歳から39歳の理想の子どもの数というのは、2人が54.4%で最も多く、次いで3人が24.7%、1人が6.7%となっています。そして、理想の子どもの数の実現の見通しでは、「実現は難しい」が40.6%で最も多く、その理由として、「出産、子育て、教育にお金がかかり過ぎる」が60.8%と最多を占めております。そこで、多子世帯の子育て負担解消の必要性についての区の考えをお聞かせいただきたいと思っております。また、現在の多子世帯の子育て支援における多子計算の年齢制限を仮に18歳までに引き上げたとした場合、区の財政負担がどの程度になるのかということをお伺いとともに、年齢制限のさらなる引き上げというものを検討しているということですが、求めたいと思っております。区の見解をお伺いいたします。

○齋藤子ども未来部長 多子家庭の子育て負担、より多くの子どもを持ちたいという希望に応えたい少子化対策だと理解しております。18歳まで引き上げた場合でございますが、財源のデータから試算をしますと、約5,000万円が、歳入すべき保育料がもらえなくなるという計算になります。

次に、年齢制限を引き上げてはというご提案でございますが、2つ課題があります。1つ目は受益者

負担の考えでございまして、保育料で保育の経費を賄っているのは約20%弱でございます。こういった受益者負担のことで国の方針、財源ということがございますので、国の動向を注視しながら、国の動向を踏まえて拡充を検討してまいります。

○塚本委員 この多子軽減に関するお声は結構、最近多く伺うところがございますので、今、ご検討いただくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、待機児童対策について伺います。品川区は、公園など公有地を活用するなどして、来年度、過去最多の1,044人の定員拡大をしております。積極的な保育定員拡大の姿勢は評価いたすところでございます。一方、昨年1月に改訂された子ども・子育て計画では、来年、平成30年度に待機児童を解消する計画となっておりますが、款別審査において、平成30年度の待機児童解消は難しいとの区の見通しが示されました。さらに、乳幼児人口のピークは平成33年ごろと見込んでいるが、保育需要は平成52年まで微増を続けるということも明らかにされました。これは、乳幼児人口に対して、保育を必要とする保護者の割合が増えていくことをあらわしています。

まず、来年度の定員拡大数、1,044人と、子ども・子育て計画の保育の量の見込みに対する確保策との関係がどのようになっているのかご説明ください。あわせて、今後の保育の量の見込みに対する確保策をどのように考えているのかもお聞かせください。

○齋藤子ども未来部長 まず、子ども・子育て計画と実際の保育定員拡大の関係でございます。基本的な物の考え方といたしましては、子どもの保育料の拡充につきましては子ども・子育て会議で付議いたしまして、学識経験者や委員の皆様のご理解をいただいて量の確認をいたします。この量の確認にあたりましては、基本的に学識経験者、厚生労働省も含めてなのですが、23区だけではなく全国として、合計特殊出生率をベースに乳幼児人口の動向を推計いたします。平成28年度にも見直しをいたしましたが、合計特殊出生率が拡充し、特に子どもの人口の数が増えました。加えまして、認可保育園に申し込みする割合が4ポイントほど増えております。この点は、国においても都においてもなかなか見通せないところでございまして、その関係から今回の見直しになっております。当初の計画では、平成29年度に認可保育園6園、566名定員拡大、平成30年度に6名定員拡大、551人の拡大で、ほぼ80人ぐらいの余裕が生まれる予定でございましたが、現在ではそれを上回る想定で子どもの数が増え、入園希望者が増えているところでございます。

次に、今後の確保策のお尋ねでございますが、区といたしましては、待機児童解消に向けて、議会にご決議いただきまして、予算を急拡大させていただいております。このことで、開設準備経費を区で上乗せしておりますし、家賃助成期間も5年から10年へと拡大を図る予定でございます。今後、大規模マンションの開発も順次増えてまいりますので、エリアごとに待機児童数を確認いたしまして、必要なエリアに必要な認可保育園あるいは認証保育所の増設をということで取り組んでまいります。

○塚本委員 さまざまな出生率の増加や入園希望者数の割合の増加など、こういう変動要素を踏まえながら、子ども・子育て計画における保育の量の見込みということを中心に、本年度、1,044人という拡大を、まず予算化されたということは大変に理解するところでございます。

その上で、東京都においても来年度予算において、待機児童解消市区町村支援事業に前年比60億円増で150億円、また新規予算として、保育所等賃借料補助事業に45億9,700万円など、ほかにもありますけれども、待機児童対策に予算を大きく拡充しております。品川区として、これら都の予算を積極的に活用していただくなどして、区がこれまで進めてきた総合的な待機児童対策に一層尽力するように求めたいと思います。具体的には、まず平成29年度、定員拡大数1,044人に加え、年度内

の定員拡大の可能性について、さまざまな施設があるかと思います。こういった施設においてどうか、保育施設の種類などについて伺いたいと思います。さらに、平成30年度4月入園に向けた保育定員の拡大について区の見解を伺います。

○齋藤子ども未来部長 来年度中のさらなる拡大につきましては、待機児解消の一つである保育士の確保でございますが、年度途中で保育士の確保が難しいということで、さらなる拡大のご提案は現時点ではございませんが、提案があり次第、私どもとしても、東京都の社会福祉審議会に諮られるよう、準備を進めているところでございます。

平成30年度につきましては、今年度の定員拡大数を上回る計画の提案を我々にはいただいております。これは2つ要素がありまして、1つは品川区の魅力です。款別でもお話しさせていただきましたが、女性が働きやすい環境である、交通の利便性、魅力ある住宅という要件がそろえているのが私ども品川区でございます。それに沿った品川区の区政が運営されているところでございます。2つ目は、品川区は公定価格、品川区で30億円でございますが、これに50%上乗せした運営費、15億円を上乗せしております。公定価格に50%を上乗せしている自治体は、ほぼ他にはございません。このような取り組みの結果、開設事業者にとってみると、品川区は開設しやすい自治体でありますし、保育の質、保育士確保について、品川区はこれまで大きな財源を、議会のご理解をいただきまして確保してまいりました。あわせまして、品川区は開設にあたりまして、他の自治体と違って随時、受け付けをしております。また、現場を回ったり、事業者とお話をさせていただいております。そういったことから品川区では開設によるつながり、区としても保育定員の拡大が図れるものでございますので、平成30年度に向けて大きな受け皿の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

○塚本委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。さらに、保育定員の拡大には、今おっしゃったとおり、必要な保育士を確保しなければならないと思います。款別審査でも保育士確保についてはさまざまな質疑がございましたが、保育士処遇に対する23区の独自政策の現状について、品川区としてどのように考えているのかお伺いします。また、保育士の採用につきましては、ソフト的な面を強調した、例えば品川区の魅力を発信するなど、そういった政策も有効ではないかと思いますが、ご見解をお伺いします。

○齋藤子ども未来部長 保育士の確保についての上乗せの施策でございます。23区で11区が一定の上乗せの施策を実施する予定だということを確認しております。しかしながら、各保育士に確実に需給できるかということと、事業者にお尋ねいたしますと、ある自治体で1万円、3万円上乗せするという状況があると、異動がなかなかしにくくなっているという状況もあるという話も頂戴しているところでございます。品川区は、先ほどご説明申し上げましたが、公定価格に50%上乗せして、運営費を負担金という形でお支払いしており、こういった財源的なメリットも活かされておりますので、区として現時点で上乗せをする考えはございません。

ソフト面の取り組みでございますが、委員がおっしゃるとおり、どの区で働きたいか、どの地帯で働きたいかというのは、保育士にとって大きなポイントになると聞いております。幸いにして、品川区の保育園で働けると言うのと、なかなか好感触だと事業者の方から聞いておりますので、「わ！しながわ」に始まる品川区の魅力を引き続き発信して、保育士の確保につながるように、これから子ども未来部としても進めてまいりたいと思います。

○塚本委員 以上で、品川区議会公明党の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○本多委員長 以上で、塚本よしひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時42分休憩

○午後1時45分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。飯沼雅子委員。

○飯沼委員 日本共産党を代表して総括質問を行います。後半は南委員が羽田新ルートについて質問をいたします。私は待機児童ゼロを求めて質問いたします。よろしくお願いいたします。

待機児問題は、一刻も早く解決しなければなりません。保護者からは、保育園に入れず会社をやめなければならなくなった。悲しいし、悔しい。悲痛な声が届いています。3歳になり、認証保育所を出なければならぬのに認可保育園に入れず、滑りどめの私立幼稚園しか選択できない。母親は仕事を変えなければ対応できないと訴えます。区長は待機児ゼロを公約に掲げてきましたが、3年連続で保育園に落ちた。不承諾通知が1,000通を超えて郵送されています。昨年11月、認証保育所2園の父母から、「保育園に入れる安心を私たちに」という子育ての願い、調査報告書が、議会各党派にも品川区にも届きました。父母の願いの1位は、認可保育園、保育園を増やしてほしい。2位、保育園の質の向上。3位、保育士の処遇改善。この願いをかなえ、安心して子育ても仕事も両立の支援をしてくださいとの内容が届いていますが、どのように受けとめたのでしょうか、伺います。保護者の子育てに関する要望をどのように受けとめているのかお伺いします。

○齋藤子ども未来部長 区の受けとめでございますけれども、この間、品川区は待機児童対策に注力しておりまして、受け皿の拡大、定数拡大に努めております。それで、たびたびお話しされておりますが、区長の公選の広報でも、濱野区長は、待機児ゼロを目指し、子育てが楽しくなるまちということを掲げております。この公約に従って、品川区は待機児童対策に注力しておりまして、これまで十分な対策を、財源を含めてとってきております。

加えまして、ご質問の中の、3歳児の受け皿でございます。現在、19人以下の小規模保育事業所からは、認可保育園に連携する小規模保育所に入っていれば必ず認可保育園に入れるという仕組みを、今年度からとっております。しかし、認可保育園と認証保育所は数が多いございまして、なかなかその合従連衡の組み合わせがいきません。しかし、区といたしましても、3歳児の受け皿は重要だということを考えておりまして、平成29年度の開設の新規園、2歳と3歳の差は31園設けておりまして、既存園と合わせて約150人の定員差がございます。平成30年以降も新規園では定員差を3人以上、設けましたので、平成30年からは200人の定員差が設けられる見込みでございます。したがって、認証保育所を卒園された場合、3歳児の入園はほぼ全員が可能ではないかと考えております。

○飯沼委員 認証保育所の保護者の皆さんと課長の懇談が、実際に実現してとてもよかったと思っています。直接話を聞く機会を得たのですから、ぜひ今後活かしていただきたいと思いますが、認証保育所の子どもたちの3歳の壁が、今現在、乗り越えられないというのは非常に大問題であると思うので、早急に改善していただきたいと思います。

3月14日に、今年4月保育園入園の2次結果が出ました。数字を正確に教えていただきたいと思っております。認可保育園と地域型保育事業を合わせた申し込み数、1次募集申し込み数、プラス、2次募集での新規申し込み者数が何人だったのか、そのうち入園が内定した総数と、年齢別の内訳人数、そして2次を終え、不承諾通知を発送した総数と、その年齢別人数をお伺いします。入れなかった子どもたちは

どうなっているのでしょうか。4月に一人の子どもも路頭に迷わせない丁寧な対応を、具体的にお伺いいたします。

○齋藤子ども未来部長 それでは、申込者、不承諾者の年齢別数でございます。1次・2次を合わせた申込者数は3,575人、2次の新規申込者は142人。内定者は0歳から順に、743人、808人、348人、385人、94人、33人、計2,411人です。不承諾者数は0歳から順に、319人、525人、178人、96人、37人、9人、計1,164人です。不承諾者に対する対応といたしましては、認証保育所のご利用が約400人見込まれますので、認証保育所保育料の助成制度をご案内するほか、平成29年度からはご議決を頂戴できれば、認可外保育施設を利用した場合でも保育料を助成する制度がございます。200人の枠を設けておりますので、内定者、不承諾者とも全員にお知らせしております。なお、認可外保育施設につきましては、東京都も指導に力を入れるということで、年1回は必ず巡回し、区も必ず立ち会いますので、利用のしやすさは増すと考えております。また、8月・10月の新規開設園のご案内をしております。乳児になりましてから幼児に変わりますと定員の拡大も増えますので、それまでの間としてさわやかサービスなどの子育て支援のご案内もしているところでございます。

○飯沼委員 部長のご説明だと、不承諾通知が届いた1,164人、路頭に迷わせることがないという受けとめでよろしいのでしょうか。改めてそこをお伺いします。

委員長に許可を得ましたので、パネルを示させていただきます。2017年4月、1次と2次の認可保育園と小規模事業所の入園申し込み結果です。申請者は3,575人、事前に数字を伺っておりました。入園の内定数は青色で2,411人。そして不承諾通知は1,164人、32.6%、赤色のところ。この内訳でいくと、3人に1人が入園できなかったといった状況になっています。

昨年の秋に、申し込み数がさらに上回ることをつかんでいたにもかかわらず、このような結果になった理由をどのように考えていらっしゃるのか。待機児ゼロを達成できない理由を、区はこの間、子どもが増えた。働く女性が増えてきた。区政が評価されている証拠と自慢もしてきましたけれども、これは理由にならないと思います。フルタイムでも入れない。3歳の壁がある認証保育所から移れない。深刻な事態を改善できない原因はどこにあるとお考えでしょうか、伺います。共産党はこの間、保育需要を正しくつかむこと、実態を地域ごと、年齢ごとにつかむことを求めてきました。実態の把握と将来予測をどのように立てているのかお伺いいたします。

○齋藤子ども未来部長 来年度、いわゆる、ひとり親家庭のご申請の皆様は、全て認可保育園に入園できております。保育の需要、必要度、緊急度の高い方から順にお入りいただいております。お子様の路頭に迷うということの定義が少し承知しかねますが、そのようなことがないよう、区としても取り組みを進めているところでございます。

なお、地域ごとのバランスにつきましては、文教委員会でもご報告しましたとおり、地区ごとの待機児数はお示ししております。あわせて、人口の動向、大規模マンション等の建設の動向を踏まえて、来年度以降、都の補助金、補助制度、スキームに加えて、区独自の仕組みを複数用意しておりますので、待機児解消に向けて認可保育園の開設を誘導していきたいと考えております。

○飯沼委員 部長は今、民間の認可保育園でしょうか、誘導していくということでしたけれども、今までの従来の考えで待機児ゼロになるのかどうか、そう思っているのかどうか伺います。また、実態を正しくつかんでいるのでしょうか。本気の対策がとれているのでしょうか。正しく実態をつかめれば本気の対策がとれます。それが無いのが現状の品川区ではないでしょうか。待機児を少なくカウン

トする品川方式の問題。国も区も待機児童を少なく見せるために、不承諾通知発送総数から、申請を取り下げた人、認証保育所利用者、地域型保育事業利用者、1園のみの希望者、求職活動を休んでいる人など、次々に除外しています。さらに、品川区独自の手法で、4月10日まで申請を出し直さなかった、約150人ぐらいいると思いますが、これを除外し、待機児を過少にカウントしています。4月1日の待機児は何人になるでしょうか。わかったら教えてください。また、本来の保育需要とは、保育園に入れたら、預けて働きたい。潜在的需要にも拡大して考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤子ども未来部長 保育園のニーズが大変増えている。これは本会議でもご説明申し上げました。あわせて、品川区の人口も増えている。こういったことは、品川区だけではなく、国も都も予測しがたいところでもございました。その要因は、女性の就労に対する意欲が増えている。そして品川区は、子育てしやすい環境、交通の利便性も含めてある。このような品川区の魅力が発信されておりまして、品川区では、子どもの人口が23区中2番目の数で伸びているということでもございます。特に私どもで予測しがたかったのは、子どもの数が平成27年から平成28年には800人ぐらい増えました。一方で平成28年から平成29年には400人減りました。ということは、我々は待機児童対策はゼロに近づくのではないかといい想定を持っておりましたが、0歳で97人、1歳で96人と、0歳・1歳が私どもの想定以上に入園の申し込みが増えました。これは、品川区に住みたい、あるいは妊娠がわかってから品川区に来られている方もいらっしゃるのだと思います。これは、継続的に品川区が待機児対策に取り組んできた成果、期待に対するあらわれだと理解しております。

待機児数の数でもございますが、品川区は決して数字を隠しているわけではございません。三十数年来、妊娠中の方、妊娠して出産して大変体力を消耗されている方が、二度、三度と足を運ばなくてもいいように、年度中に申し込みをされたら、4月1日、すなわち一番、保育園に入れる時期まで日にちを延ばすという取り扱いをしてきましたので、カウントの仕方が違うだけで、この数の数え方は数十年来、変わっておりません。隠しているわけではございません。

待機児数ですけれども、これからは、認証保育所、認可外保育園、あるいは残念ながら休職、いわゆる共働きを断念する方もいらっしゃいますし、育児給付金を申請される方もいらっしゃいますので、おおむね100人前後になるのではないかと考えているところでございます。

○飯沼委員 私は、ぜひ待機児の考え方。予測がつかないという、将来予測は難しいと思います。ですから、可能な限り、待機児と考えられる方を拡大して準備する。それが大事ではないかと考えています。将来予測は難しい。当然だと思います。でも、今後、平成52年まで保育事業は伸びると予測していますから、保育需要に応えるべきであると思っています。保護者からは、小学校に待機児がないように、保育園の待機児をなくしてほしい。こういった訴えが届いています。女性が仕事を持つこと、社会進出を当たり前に応援する施策を大胆に打ち出していきたいと思います。誰一人として待機児にならないために、実態をつかみ、計画を立て、必要な数の認可保育園をつくる決断をぜひしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

もう一点です。2017年度、新園、1,044人拡大とアピールしてきましたけれども、4月の受け入れ枠は815人。増えたはずなのに、実際は、昨年と比較して入園内定数は130人しか増えていません。不承諾通知が昨年と同じ千百台を超える状況になったのはなぜなのか。入園内定者が増えなかったのはなぜなのか、この理由もお伺いします。

○齋藤子ども未来部長 品川区は、平成22年の待機児という言葉が本格化して以来、約3倍近い財

源を投入させていただいて、認可保育園の開設、定員拡大に努めてまいりました。それを上回る形で保育園に希望される方、品川区に魅力を感じて転入され、あるいは0歳・1歳を抱える保護者の方で保育園を利用したいという数が増えています。この期待に応えるべく、品川区は区長の公約のとおり、待機児ゼロを目指して区政を運営しております。この間、大きな財源をいただきました。公定価格に加えて50%の負担金を交付しているのも、品川区のほか、それほど多くはございません。引き続き、議会と一体となりながら、待機児対策に取り組んでまいりたい。このことはお約束したいと思っております。

そして、待機児が変わらない理由でございますが、これは繰り返しになります。0歳・1歳の申請が大変増えています。特に品川区でマンションを買った後、まだお子様がいらっしゃらないのに、品川区の保育園を見たいということで、何人もの方が品川区の保育園入園の相談というか見学に来られています。品川区の魅力、住みやすさといったものに対する期待は、ますますこれからも増えてまいります。

3月7日の、「ニュースウオッチ9」というNHKの番組をご覧いただきましたでしょうか。NHKの看板番組です。待機児が増えてお母さんたちが衆議院の第2議院会館に集まって入れなかったという話をした後、画面が変わり、入園者の数が増えているという表になりました。その後、自治体も手をこまねているわけではない。そして取り上げられたのが、私ども品川区でございます。品川区の取り組み、競馬場の馬がカシャッと走り出したシーンから、ターンして、今まで考えられなかった競馬場の跡地に保育園ができた。大森ベルポートの業務所の中に保育園ができた。西大井広場公園の中に保育園ができた。こんな取り組みを品川区でやっているのだということが、NHKの番組を通じて全国に発信されました。ナレーションで、品川区の区長が直接交渉してこの場所は確保したのだという言葉もありました。こうした形で、品川区の大きな待機児童対策の取り組みは全国に発信されている。このことを、ぜひお伝えしたいと思っております。

○飯沼委員 なぜ不承諾通知が減らないのかというのは、納得のいく説明をしていただきたいので、ぜひ分析し、報告していただきたいと思っております。あと、先ほどの品川方式、4月10日までに申請しないと待機児にカウントされない。ずっと品川区はそうだとのことですけれども、これは23区で非常に珍しい区なのです。それで、結局、この結果、待機児の数が少なくなっているということ、ぜひ皆さんに知っていただきたいし、こういったやり方はやめるべきであると思っております。

続いて、この間、認可保育園増設が進んでいますけれども、それでも足りないのが問題です。私立認可保育園は2017年度50園になったと思っております。私立保育園誘致では解決しない事態に現在なっています。民間が手を挙げるのを待っているだけでいいはずはありません。児童福祉法第24条1項の保育の実施責任がある自治体として、また区長は待機児ゼロを公約に掲げましたが、このまま来年の区長選を迎えていいのでしょうか。待機児ゼロ実現のため、品川区がみずから公設・公営保育園を増設することを求めますが、いかがでしょうか。そして、保育園を増やさなければならない、このときに、区立保育園の民営化はあり得ないと思っております。待機児解消に逆行しています。民営化はやめるべきですが、いかがでしょうか。

○齋藤子ども未来部長 喫緊の待機児対策には、私立保育園の力がどうしても必要です。1つ目は開設です。保育園の開設の4分の3は、私立保育園であれば財源が補填されます。あわせて、私立保育園の方は不動産会社の方などと上手に連携しながら、今までであれば駐車場だったところ、あるいはワンルームマンションであったところ、さまざまな働きかけをして認可保育園の整備を進めていらっしゃいます。あわせて、ビルの中でも園庭のようなものをつくったり、空間デザイン力があります。こういった、保育園をつくって経営していくノウハウは一日の長がございます。あわせて人材の確保です。私ど

もやはり試験制度というものが公務員の中ではございますが、これは人材コストをかけて、さまざまな地方に出向き、保育園の養成学校に通い、人材確保に努める。このことのノウハウ、人材獲得能力は、私立保育園事業者に大変すぐれたものがございます。あわせて、私立保育園の質の向上の高さも改めて評価しなければなりません。現在、第1希望とする園で、公立園を希望される方が52%、私立園を希望される方が47%いらっしゃいまして、私立園事業者も質の確保に向けて大変力を入れていらっしゃいます。国の補助制度、保育園開設の仕組みといったスキームを考えれば、即時即応して待機児対策にかなう手法は、私立保育園の誘致が一番だと考えております。

○飯沼委員 私立の保育園のよさは大いに活かしていただきたいと思っています。でも、なぜ区立の保育園をこの段に及んでつぐらないのか、納得がいきません。品川区は基金が903億円、そして土地も、探せば、国有地、都有地、区有地とあります。ぜひ総合対策に公立保育園建設を入れていただきたい。これを入れていかなければ、この前の流れでは待機児ゼロは実現しないと考えています。保育園をつくる大きな経済的効果を生み出すと考えていますが、この点はいかがでしょうか。

○齋藤子ども未来部長 来年度の12園の開設につきましても、私ども保育課の職員は、本当に血のにじむような努力をし、進めてまいりました。開設に向けての作業、そして現場を回っての理解といったことは大変な努力が必要です。あわせて、公設の場合には、土地を買う用地の取得に向けての年数、土地境界の確定その他、今いる職員の倍以上の人間がいても、半分も開設できないのが事実でございます。あるとき開設できても、翌年同じように開設できるとは限りません。やはり継続的に財源を確保し、待機児対策に対して大変効率的な進め方をするには、現在の手法が正しいものと考えております。

○飯沼委員 今のご答弁だと、なぜ公設公営の保育園をつぐらないのかという私の疑問に答えていただけていないと思うので、もう一回お願いいたします。あと、保育の質を支える保育士の不足が、今、大問題になっています。保育とは、生涯にわたる人間形成の基礎を培うもので、専門的知識と技術を持った保育士が中心となって、命と発達を保証することが大前提となっています。しかし、低賃金、厳しい労働条件が離職率を高めています。ここでパネルを示させていただきます。

2016年の東京都における保育士の平均月額賃金の比較です。上が私立保育園、平均は24万円です。下が品川区の保育士です。35万2,000円となっています。上は賃金構造基本統計調査から、下は区の保育士、区の資料からいただいた数字です。私立の保育園の保育士の賃金は、公立の保育園の月額と比較して約11万円、年間で120万円以上の格差になっています。根本の原因、ここで注目していただきたいと思いますが、国が、認可保育園の運営費、公定価格を算出する際の人件費を低く見積もっていることにあります。また、保育士の配置基準が低いため、基準以上の配置を行えば、さらにみんなで分けるので低賃金になります。国も都もようやく処遇改善に取りかかり始めました。区からは、1人3万8,696円の改善がされていると報告がありましたが、私は実際に保育士や園長先生に聞いてみましたが、一人一人の基本給に反映していません。保育士の実感は、まだなっていないということです。賃上げと保育士の配置基準、この両方の引き上げを国と都に働きかけていかなければ解決しない。全国福祉保育労働組合からは陳情が出ておりまして、ぜひ今の窮状を救うために、区独自の月1万円賃金加算の支援を求めています。どうでしょうか。よろしく申し上げます。

○齋藤子ども未来部長 公設公営とのお尋ねでございますが、これは繰り返しご説明申し上げております。1つは、民間活力を十二分に活かす。先ほど申し上げた、開設へ向けたノウハウ、人材確保のノウハウ、そして保育の質の高い保育園事業者、民間ならではの経営手法を使った保育園運営を活かすということでありまして。2つ目は、持続的に待機児童対策を続けるためには、国や都の補助制度をうまく

使った、スキームを活かした待機児童対策が必要です。民間保育園は、民設であれば4分の3の建設費が出ます。品川区であれば全部、区の持ち出しです。このことは、再三再四、ご説明申し上げたところでございます。あわせて、スピードアップという点です。用地を買い、区が基本設計、実施設計、住民対応をする、そして保育園をつくるより、民間の保育園の能力・ノウハウを活かしたほうが、スピーディーに待機児童対策ができるということでございます。

処遇改善でございます。処遇改善につきましては、緒についたというところが事実でございますが、品川区に限ってみれば、20代の保育士の初任給は、区も民間もほぼ均衡しており、20代については均衡が図られているところでございます。今後は、保育園が開設され、継続されていくことで、30歳代、40歳代と、その給与の格差は変わっていきます。特に来年度以降、主任あるいは副主任保育士といった格付によって、国・都の補助金が予定されておりますので、今後はより私立保育園の処遇が改善されるものと期待しておりますし、改善されない保育園、保育事業者は保育士を獲得できないということでございます。

○飯沼委員 私は大もとの公定価格や国の保育士の仕事に対する評価が少ない。なので、多少、処遇改善で賃金のことを改善しようとしても、基本的な配置基準も低くて改善できない。このことが大もとにあるので、ぜひこれを変えるような動きをしてほしい。このためには、国にも働きかけなければいけないけれども、その前、手前のところで区が支援をできると思うのです。ぜひ、区の支援もしていただきたい。ここのところもお答えいただきたいと思います。

あと、この間、私立と区立と遜色がないといった表現を、ずっと賃金のことでされていたのですけれども、今日私が示しましたこの差をどう受けとめていらっしゃるのか、もう一回伺いたいと思います。

あと、最後の質問になりますけれども、新年度予算は、安倍政権が進める、企業が活躍する社会をとともに目指し、再開発、そして巨大大道建設、羽田新ルート、リニア新幹線と、大型開発がめじろ押しとなっています。一方、区長の施政方針の中には福祉の章立てがなかったように、福祉が区政の中止に据えられていません。アベノミクスで格差と貧困は一層広がっています。安倍政権は社会保障予算のさらなる削減を行い、自助・共助を押しつけようとしています。自治体の役割は、悪政から区政を守る防波堤、住民福祉の増進です。再開発は大崎開発から始まって、補助金の総額は1,360億円にもなっています。一方、区立認可保育園の建設には、補助金は1円も入っていません。このような税金の使い方はおかしいと思います。ぜひ区民参加、住民参加で、福祉を取り戻す区政の転換を求めますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤子ども未来部長 私立保育園の区の支援でございますが、先ほど、ほかの委員にご説明申し上げましたが、品川区は公定価格に50%上乗せして負担金として交付しております。公定価格が約30億円、区の上乗せが15億円。1園になりますと、4,000万円から5,000万円になります。この運営費の補助は、処遇改善や保育の質の担保のために使われており、こういった区のこれまでの取り組みが、私立保育園の開設を支援する大きな柱となっております。加えて、そのパネルにあります民間保育士と公立の保育士ですが、平均年齢も異なり、なかなかこれを等分に見るのは難しゅうございますけれども、繰り返しになりますが、他の区、自治体にはない公定価格の上乗せや、これから国や都が力強く支援してくれる処遇改善の仕組み、スキームを使って、私立保育園の働く皆さんの処遇を改善することが大切であり、また改善されなければ保育士の確保がままならないのだと、これを強く発信してまいりたいと思っております。

○飯沼委員　現場の保育士一人一人は、大変な状況でお仕事をされています。低賃金の状況はここに示したとおりです。ぜひ、一人一人の保育士の賃上げがどういう状態になっているか、具体的につかんで報告していただきたいと思います。

最後に、今予算委員会、民生費質疑の中で、齋藤子ども未来部長の発言について、この場で改めて取り消しを求めたいと思います。南委員の質問は、国も都も認める保育士の低賃金を取り上げたものですが、部長は、私立保育園事業者の意見として、多くの方が私立保育園に、票にならないから、そんなことを言っていると紹介。認識を改めていただきたいと答弁しました。区民の福祉増進のために区政をチェックし提案を行う予算審議を、選挙の票集めと批判するものであり、事実無根、議会を冒瀆するもので取り消しを求めますが、お答えください。

○齋藤子ども未来部長　私立保育園で働く保育士の皆様は、私どもにとって、待機児対策、そして子育てと養育を図るという意味では大変なパートナーでございます。この間、何と申しますか、私立保育園の事業者の方に対して、こういったお話もございました。私立保育園に置きかえると、保育士は低賃金になり、離職率が高まり、保育の質が低くなる。保育士を目指す若者から夢や希望を奪う。こういったお話を聞いて、私立保育園で働く皆さんは大変心を痛めていらっしゃる。処遇も20代ではほぼ均衡になり、これからも処遇改善が図られます。誇りを持って働いていらっしゃる。さきの賀詞交歓会でも、私立保育園の園長先生が何人か来られて、よその区では招待されなかったけれど、品川区に初めて招待されたと、大変誇らしい顔でいらっしゃいます。おそらく、私立保育園、公立保育園を問わず、品川区で働く保育園の保育士を励ますという意味で言うと、私も委員も違いはないと思います。私がこの発言を取り消してしまうと、私立保育園の事業者、働く皆さんの思いを伝えることができません。したがって、私は取り消す考えはございません。

○飯沼委員　区民の皆さんが、きっとこの発言を聞いて判断されると思います。私は断固抗議をして質問を終わります。

○本多委員長　以上で、飯沼雅子委員の質疑を終わります。

次に、南恵子委員。

○南委員　飯沼雅子委員に続き、羽田新ルート計画の撤回を求め、質問します。

共産党区議団は、羽田新ルート計画について、区民アンケートをとりました。委員長にお断りしてパネルを用意いたしましたので、ご覧ください。

3月21日現在、回収は2,178通。羽田新ルート計画に賛成はわずか5%、反対は81.7%です。意見欄には、たくさんの不安の声が書き込まれていました。一番多いのが騒音、90.8%。この騒音についてのご意見を1つ紹介します。飛行機が近づくにつれてストレスが出て、落ち着いた状態ではなかったと書かれてありました。2番目に多かったのは墜落、65.2%。あちこちで事故が起きているので不安だというご意見がたくさんありました。この気持ちは本当に共感できます。3位は落下物で62.5%。10センチのばねが落下したとの報道をNHKがやっていた。万が一あった場合、その下に住む多くの人が犠牲になるなど、どれも深刻な問題として受けとめています。8割を超えて反対というのは本当にすごいことです。これが区民の声です。改めて、この問題の深刻さを痛感しました。区民の大半が、低空飛行は嫌だと言っているのです。改めて、この事実を、議会も区もしっかりと受けとめなければなりません。

そこで質問します。品川区の上空を低空飛行する計画に8割もの区民が反対というアンケート結果です。これが区民の声です。この結果をどう見ますか。また、区も独自にアンケートをとって、賛成と反

対がどれぐらいいるのか。低空飛行の羽田新ルート計画を区民はどう考えているのかなど、つかむべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 現在、区からは、国から必要な情報提供と地域への丁寧な説明を求めているところでございます。国に対して地域への丁寧な説明会と情報提供を行いまして、これまで地域の声をしっかり聞くよう求めておりまして、フェーズ1あるいはフェーズ2における説明会、今年に入りまして2月11日に開催した説明会にもつながっているところでございます。国として、こうした中で280余りの意見というものを認識しておりまして、この中には期待も、不安の声もあるところでございます。国として不安の払拭に現在努めているところでございます。

意向調査についてでございますけれども、こういったものは、事業者である国あるいは航空会社が行うことでありまして、区として行う考えはございません。

○南委員 この結果をどう見ると聞いたのですが、そのことには全く触れていません。改めて伺いますから答弁してください。

国は昨年8月4日に環境方策を示しましたが、墜落や落下物などの事故はゼロを目指してもゼロにできないことがわかりました。環境方策には安全対策の徹底といいますが、空港での航空機の抜き打ち検査や正指導、外国航空会社に安全対策の徹底を要請するというもの。これではゼロにはできません。改めて伺いますが、墜落や落下物をゼロにできると思っていますか、伺います。

○藤田都市環境部長 まず結果をどう見るといところでございますけれども、先ほども申しましたとおり、国としても280余りの意見といったものを認識してございまして、この中には、期待も、不安の声もございまして。そういった声と同様な意見なのかと考えてございまして。こうした中の不安の払拭には、国として今、一生懸命努めているところでございます。

それから、落下物についてでございますけれども、国と意見交換する中では、先ほど委員からお話がありましたとおり、さまざまな対策を講じているところでございます。そうした中でも、可能性を全て拭き取ることはできないというようなことも申ししておりますけれども、こうした中でも国のほうとして、さまざまな最新技術、新たな技術を導入することで、少しでもその不安の払拭に向けて、今、努めているところでございますので、私ども区といたしましては、こうした声に対してもしっかりと、それに努めていただくということを、国に求めているところでございます。

○南委員 まだ私が質問したことに答えていないです。私は、8割の人が反対している、ここについてどう思いますかと聞いたのです。国が280出した意見にさまざまあるでは、答弁になっていないではないですか。そこをしっかりと答えてください。

それから、落下物をゼロにできますかという点については、払拭に努めるだけで、ゼロにできるとは回答していませんよね。そこをきちんと答えてください。そこが大事なのです。区民の不安に応えることなので、答弁してください。

どんな方策を示しても、区民に多大な犠牲を強いるだけです。アンケートでは、品川区上空の低空飛行計画は反対、やめてほしいと願う区民は8割。墜落や落下物の危険を心配して中止を求める区民は、それぞれ6割を超えています。危険をゼロにできなければだめ。区の上空を飛ばすな。区民はこう言っているのです。区はゼロにできるのか、改めて伺います。アンケートの結果を踏まえるならば、飛ばさないことが唯一の選択肢ではないかと思いますが、いかがですか。また、区民はゼロにできなければだめだと言っているのですから、国に「飛ばすな」と言うべきです。いかがでしょうか。

○藤田都市環境部長 示されたアンケートの81.7%の方々は、何らかの形で不安を感じていると

ということだと私どもは捉えてございます。そういうことの中では、その不安を払拭することが大切なのだと考えてございます。そういった意味で、先ほどからご答弁申しているとおりに、不安の払拭に向けて、今、国が努めているところでございますので、これをしっかりやるよう、区として求めているところでございます。また、落下物等についても、今ご答弁申し上げたとおりと同じようなことで、国としてしっかり対応してもらうことが大切であると考えてございます。

○南委員 不安の払拭に努めるというのではだめなのです。落下物や墜落の危険、部長もご存じだと思います。これをゼロにしてほしいと、区民はみんな、8割の方々がおっしゃるわけです。ゼロにできるということは言えない。こういうことを言っているということでもいいわけですね。確認したいと思います。

次に、3月1日の行政改革特別委員会の議事録について質問します。今までの区の姿勢と違う答弁なので確認したいと思つての質問です。読みます。「今回の飛行経路案でございますが、こちらは日本が国際競争力に勝っていくということで、品川区も日本の経済の一翼を担っている立場から、基本的には理解するということ」という答弁でした。今までの区は、品川区の上空の飛行は了解していないという姿勢でしたが、この答弁は、飛行経路案は基本的には理解するというものです。今までの区の立場は、羽田空港の機能強化は必要だと思うが、品川区上空を低空で飛ぶのは了解していないということでした。区は姿勢を変えたのでしょうか。品川区上空を低空で飛行することを、区は認めたのかどうか伺います。

○藤田都市環境部長 まず、今進めております羽田空港の機能強化に対する私どもの考え方でございますけれども、羽田空港の機能強化を国が今、進めているところにつきましては、一定の理解はする。しかしながら、その飛行機が飛ぶ新たなルート案については、区民の皆様の不安がまだまだあるということでございますので、その不安払拭に向けて、国としてしっかりやっていただきたいというようなことをこれまで述べてきたところでございます。先ほどご紹介のあった委員会中の発言でございませぬけれども、その日の委員会の中、全体として、申していることでありまして、あくまでもその意図というのは、機能強化の部分について一定の理解をする。そういった意味で発言したものでございます。

○南委員 機能強化の部分だということですね。ということは、品川区上空を低空で飛行することは、今までと同じという立場で捉えているということなのですか。確認したいと思います。

○藤田都市環境部長 区として、これまでの姿勢は変わるものではございません。

○南委員 変わるものではないということ、答弁を繰り返しましたがけれども、品川区上空を低空飛行で飛ぶことは了解していないという態度でいいということですか。もう一度答弁していただきたいと思います。

それで、品川区上空を低空で飛行することについての区の態度を改めて答えていただきたいと思つています。今までと同じ立場なら、はっきりと訂正していただきたいと思つています。

○藤田都市環境部長 繰り返しになりますけれども、私どもがお話しさせていただいているのは、機能強化についての一定の理解の部分と、飛行ルートについては、まだまだ区民の皆様が不安を感じているのだと。そのことについて国としてしっかりと具体的な策を示してほしいということをお願いしているものでございます。これについては、これまでと同じ姿勢で現在も臨んでいるところでございます。

○南委員 多くの区民の皆さんの命、暮らしがかかっている大事な問題ですので、やはりきちんと言うべきことは言うという立場で、改めてお願いしたいと思つています。

次に意見書の問題です。品川区の区議会は、昨年12月7日に、国に羽田空港飛行経路についての意

見書を提出しました。内容は改めて申し上げますが、第4回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会で、環境影響等に配慮した方策が、関係自治体からの要望や住民意見等も踏まえ、配慮した方策であると評価して、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費・環境対策費を国が予算措置することを理解したとしているために、品川区議会の意見書の内容はこのまま国土交通相がこの事業を進めることに危惧を抱いていると指摘しています。この「危惧」という表現を含め、全会派一致で賛成して提出したものです。その危惧について、区は、危惧を抱くというよりも、区は国と情報の連携を図りながら、区民と議会に情報提供していく義務があると答弁しました。危惧を否定したのです。したがって、改めて伺いますが、国の進め方、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費・環境対策費を国が予算措置することについて、区議会の「危惧」と同じなのか、改めて伺います。

私ども共産党のとしたアンケートを紹介いたしましたけれども、多くの区民はこの計画には反対しています。区議会も心配して意見書を提出しています。議会と同じ立場に立つよう、改めて求めますけれども、いかがですか。

○藤田都市環境部長 このまま国土交通省がこの事業を進めることに危惧を抱いているという部分についてでございますけれども、まず私どもは、「このまま」という部分が、区民の不安がまだ解消されていないという段階で、この事業を進めることというふうな意味で捉えてございます。まだまだ、この不安の解消については道半ばだと考えてございます。それから、意見書の中では、騒音、落下物や、その他事故の可能性、区民への影響の他、その対策、環境影響に配慮した方策について具体的に区民に説明すること、多様な手法について工夫をすることというような形で書かれてございます。こういったことも含めて、8月9日には、品川区に対しての配慮事項が示されておりますけれども、区に対しての配慮事項をもってしても、まだまだ具体的ではないと考えてございますので、繰り返しになりますけれども、区民の不安の払拭について、引き続き国に具体的に示すように求めているところでございます。

○南委員 8月9日の配慮が出された。これについては具体的でないので、不安払拭を引き続き求めるというご答弁でした。とすると、改めて確認したいのですけれども、区議会と同じように、この国の状況あるいは環境方策、8月9日に出されたものについては、区としても議会と同じように危惧している。心配だ。危なっかしくて仕方がないからやめるように、そういう心も含めて危惧している。こういう状況だということでもいいですね。

○藤田都市環境部長 私どもが捉えておりますのは、意見書の中にあります記書き以降の部分、これらについてしっかり議会のほうと連携しながら進めていくべきと考えてございます。

○南委員 改めて、区民の思いをしっかり受けとめて、品川区議会と同じように、同じ目線、ここに立つように強く求めておきたいと思えます。

それでは、次の問題にいきます。羽田空港の機能強化に関する都および関係区市連絡会について伺います。都議会では、都は部長級の幹事会を活用して意見交換を重ね、そこでの意見も踏まえ、国に丁寧な情報提供と、騒音・安全対策の取り組みを要請してきたと言っています。要綱をつくって設置した正式な会議、議事録をとり公開されている会議である連絡会を開かず、議事録がなく非公開の幹事会を優先してきたということがわかります。なぜ連絡会は一度も開かれなかったのでしょうか、伺います。そして、この連絡会の参加メンバーは副区長、品川区では桑村副区長でありますけれども、連絡会開催を要請しなかったのでしょうか。2年半前から、低空飛行ルートには反対の声が上がり続けていることは、既にご承知のことと思えます。要請しなかったのであれば、しなかった理由は何かも伺います。

○藤田都市環境部長 連絡会のほうの幹事会、部長級の会議でございますけれども、これまで13回、

開かれています。課長級のワーキンググループにつきましては6回開催されておりまして、その連絡会そのものは、情報共有や意見交換を行うための会であり、意思決定をするようなものではございません。連絡会がこうした性格のものでございますので、幹事会も同様でございますけれども、その会の性格上、幹事会での事務的な打ち合わせが有効的な手段であるのかと考えてございます。当初、公開は、議事録はしていなかったはずでございますけれども、今はたしか公開しているかと思っておりますので、ご確認いただければと思います。

連絡会開催の要請につきましては、担当部長には私のほうから、やらないのかというような話はしたことはございますけれども、先ほど申したとおり、幹事会での事務的な打ち合わせが有効であるというようなお話をいただいたところでございます。

○南委員 この連絡会は公開しています。ご存じだと思いますけれど、しかも、要綱をつくって設置した会議です。したがって、公開もされているし、議事録も当然とっています。だから、誰がどんな発言をされたのがよくわかる会議で、この連絡会そのものは協議会を開く上でさまざまな情報が、この連絡会を通じて協議会に上っていくという大変重要な位置づけのある連絡会です。だから要綱も設置しているのだと私は理解しています。そういうところの、地域のさまざまな声を反映させて協議会に持っていく、その大事な連絡会を開かなかったのは本当に残念なことであり、やはり心配している区民、関係者の皆さんからすれば、本当に歯がゆいというか、何でなのだろうという疑問が湧くのは当然だと思います。改めてこの点について、なぜ開かれなかったのか。開きなさいと要請したのかどうかの答弁はありませんでした。部長が言ったということだけですけれども、その点について、もう一度伺います。

○藤田都市環境部長 私が言ったというのが、どういう意味の捉え方になるかというのはありますけれども、ホームページ上に公開されていまして、公開されている中で、会議が開かれていないというのも私も確認していて、それではどうなのだろうかというようなことで、東京都のほうに申し入れを行ったことはございます。

この会でございますけれども、品川区としても、この会の機会を捉えまして、東京都には、区として国に伝えるべき意見、要望等については伝えてきてございます。しかしながら、飛行経路については、関係自治体の中でもそれぞれさまざまな感じ方を持っているところでございますので、品川区独自の要望等については、やはり直接、国に伝えるのがいいのかと考えているところでございます。

○南委員 直接伝えるということではなくて、正式のルートできちんと必要な発言をすることが大事なのではないですか。水面下でやっていて、東京都議会でも今、さまざまな問題が出ているではないですか。それと同じことになるわけではないのですか。後で禍根を残すようなやり方はやるべきではありません。なぜかという、区民、都民の命がかかっているわけです。万が一にでも墜落したらどうなるのですか。NHKで報道していたけれど、ビニールハウスの中に落下物がぼつんと落ちて、ここでもう農作業をやりたくない、あちらに住んでおられる方がそういう発言をしているぐらい、命の危険の問題なのです。だから、正式なルートを通じて区民の声をきちんと届けることが大事だ。そういうふうに認識しているから、しっかりやるか、やらないかは別ですけども、開くような要綱をつくって、会議体をつくったのではないのですか。その辺についての連絡会の認識を改めて伺いたいと思います。

○藤田都市環境部長 繰り返しになりますけれども、連絡会のほうでございまして、やはり実務的な情報共有や意見交換を行う場ということでございます。これを行う上では、やはり実務の担当レベルである部長級が打ち合わせをしっかりやっていくことが大切なのかと考えてございます。先ほども申しましたけれども、区のほうとして、この会議の中でもしっかり発言はさせていただいてございます。

それらをもとに国にも伝わっておりますし、区独自の話としては、またその場の中では、やはり状況がさまざま異なることから共通認識になかなかかなりにくい部分もございますので、国に直接伝えていく。こうした手法と組み合わせながら進めてやっていくということが、一番いい方法だと考えてございます。

○南委員 直接伝えているとおっしゃいますけれども、議会も区民も、例えば教室型の説明会をやってくれと何年言い続けていますか。正式なルートで言わないから、幾ら言っても回数を重ねても実現できない、その具体的な例なのではないでしょうか。私は、言う場があるからということで、やり過ぎすのではなくて、正式な会議を通じてしっかり言う。言うべきことは言う。それが大事だと思うのです。連絡会を開くように求めたいと思います。いかがでしょうか。そして、そこで区として、8割の区民が反対している状況をつかんだ上ですから、反対するよう求めたいと思いますが、いかがですか。

○藤田都市環境部長 連絡会についてのご要望は、私どもとしてもご意見を承っております。国のほうへのお話でございますけれども、これもいつもの話の繰り返しですけれども、新飛行ルート案のうち、全体の4割ほどの南風の着陸ルート案についてでございますけれども、運用につきましても15時から19時までの間に限定するものでございます。区としては、機能強化については一定の理解はするものの、騒音などの環境対策、あるいは安全対策については、いまだ十分とは言えないと考えてございますので、環境に配慮した具体的な方策をまずは明らかにするよう国に求めていくのが、今、重要なことであるとと考えてございます。

○南委員 私は、改めて、区が勇気を持って、国に区民意思を伝えるべきだと思います。強調したいと思います。それが住民の命と暮らしを守る自治体の責任だからです。このことを強く主張して、以上で終わります。ありがとうございました。

○本多委員長 以上で、南恵子委員の質疑を終わります。

次に、いながわ貴之委員。

○いながわ委員 民進党・無所属クラブを代表して、石田しんご委員とともに総括質疑を行います。

私からは、東京2020大会に向けて3点ほどお伺いしてまいります。東京2020大会が3年後に迫った来年度予算では、大会1000日イベントをはじめ、障害者スポーツ、ジュニアスポーツ、日本体育大学との連携、ホスピタリティハウスの誘致、そしてシェアサイクルの社会実験開始など、リオデジャネイロオリンピック視察で得た多岐にわたる情報を参考に、大会に向けた積極的な予算配分がされていることを高く評価するところであり、今後も大会に向けて、ソフト・ハード両面の計画的かつ創造的な事業展開、そして予算配分に期待するところでもあります。

最初に、品川区におけるアスリート支援についてお伺いしてまいります。東京都では、トップアスリート発掘・育成事業や東京アスリート認定制度のような、オリンピックなどの国際舞台で活躍できる才能あるジュニア選手の発掘・育成や、競技力向上に向けた支援をする制度がございます。この認定制度では、品川区在住やゆかりのある選手が認定されております。認定された選手の方々が、この品川区から、スポーツの国際舞台で活躍することは、私も一区民として誇りに思うところでもあります。一方、品川区においても、全国大会出場者支援事業や、品川区立中学校クラブ活動等における大会参加に伴う経費支出要綱があり、全国大会などの大会参加経費や交通費、そして宿泊費を負担する制度があります。スポーツをやるということは個人に帰属するものではありませんが、本格的に行うということは、ユニホーム代や、会場までの交通費、宿泊費など、それにかかる経費はとても多くございます。この制度によって、家計的にも助かる制度とも言えると思います。アスリートとして本区がバックアップしていることで、自信や誇りにもつながっていくと私は思っております。事業として評価させていただく一方で、

例えば柔道を例に挙げますと、試合前に打ち込みをする相手を同行させることもあるそうです。これにかかる経費は、同行人もしくは選手、その家族が負担すると聞いております。これは柔道のみならず、その他の競技でも少なからずあると思っております。アスリートへのさらなる支援を考えるのであれば、個人への助成額の増額、もしくは新たに助成枠を創設すること、団体になれば経費もかさみますので、団体への助成額の増額をお考えいただきたいのですが、本区のご所見をお伺いしたいと思います。あわせて、幅広くアスリートの発掘・育成支援を行う観点で、助成対象の個人・団体の拡大をお考えいただきたいのですが、本区のご所見をお伺いしたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、アスリートの支援に対するご質問にお答えいたします。

東京2020大会が決定いたしましたので、私どももアスリートの支援をしていこうということで考えてございます。そして、特にジュニアアスリートの支援につきましては、今年度、平成28年度から、新たに全国大会出場者支援事業といたしまして、関東大会、東京大会の予選を勝ち抜いて全国大会に出場する選手の方々に対して支援する制度を設けました。そして、個人では平成28年度については1万円、それから団体については5,000円掛ける人数分というような形で支援してまいりました。しかし、今年度やってきましたけれども、個人では人数的には31人、2団体というようなことではございました。そして、今後ますます、そういうジュニアスポーツも熱も高まってまいります。そんな中で、委員ご指摘の平成29年度につきましては、団体の選手につきましても、1人5,000円から1万円に支援額をアップしていこうということで、拡充していくつもりでございます。また、それとは別に、スポーツ協会のほうでもジュニアスポーツの競技力の向上を図る教室もつけてございます。そのような形でジュニアスポーツアスリートの支援をしていこうと考えてございます。

○いながわ委員 こうした支援、助成金があるという事実も、おそらくスポーツをされている方に知らされていないようなことも現状であります。こういった助成金をつくるということが、やはり発掘、そして育成にもつながっていくと思っておりますので、また今後、一年一年、時を過ぎるごとに1回、見直しをしていただいて、助成額の増額もお考えいただきたいと思っております。

本区の地域的背景をさかのぼれば、明治37年9月、当時の大井村北浜川の海岸沿い、現在の浜川中学校のあたりだと思いますが、日本体育会、そして体操学校が移転してまいりました。明治38年から大正3年までの毎夏、多数の市内や周辺の小・中学生たちが、水泳の鍛錬が行われたと。それで、大井の海岸は若人の勉強や運動の姿でにぎわったと。これは『品川区史』の通史編、下巻、284ページにもございます。地図も載っております。これらから、本区とスポーツは密接な関係にあるのかと。そういう思いになります。

来年度予算においては、日本体育大学との連携により事業を行います。ある意味、今後の本区における本格的なスポーツ振興への第1歩が始まると考えております。専門分野の大学との連携でございますので、今後の事業展開において、幅広いスポーツ分野で、日本体育大学との連携を密にさせていただくことが必要だと思っております。今後の事業展開をどのようにお考えなのか、本区のご所見をお伺いしたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長 委員ご指摘の日本体育大学とは、かつて品川区に日本体育会があったというような縁もございまして、昨年6月ですけれども、スポーツ振興に関する協定ということで、日本体育大学と品川区は協定を結びました。そのような形でもって、日本体育大学の専門的な持っている能力をかりて、品川区民にスポーツの機運醸成を努めているところでございます。今後の展開ではございますけれども、日本体育大学につきましては、現役・OBを含めまして、多くのパラリンピック・

オリンピックのアスリート、メダリストがいらっしやいます。そのような方々を品川区に招請しまして、区民の皆さんに講演をいただいたり、また体験授業をさせていただく中で、区民の皆さんのスポーツの向上を図り、また感動と勇気を与えられればと考えてございます。

○いながわ委員 安藤文化スポーツ振興部長も日本体育大学のOBということで、お願いしたいと思いますが、これは提案でございます。来年度予算ではジュニアスポーツにチャレンジということで、子どもたちにスポーツのよさを味わっていただくということで、プレス発表にも書かれておりました。こうした部分、小・中高生を対象にしたスポーツ体験教室を日本体育大学としっかり連携して行うことも必要ではないかと思っておりますので、ご所見をいただきたいと思っております。来年度というか、再来年度になるかもしれませんが、しっかり連携をとっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○安藤文化スポーツ振興部長 区内の少年少女の子どもたちにとりましては、一昨年、その前でしょうか、もう既に子どもたちを対象とした観戦ツアーというものがございます。そのような中で、ある程度の人数のお子さんを連れて、日本体育大学のキャンパスに行きました。そして、実際に子どもたちにメダリストなどの練習風景を見てもらって、また交流もさせていただきました。そのような形で、実際の実技にかかわるスポーツ教室をはじめ、そのような体験授業も含めまして、今後とも事業展開をしていきたいと考えています。

○いながわ委員 そうしたさまざまな連携をとりながら、本区から、東京2020大会をはじめ、全国・国際大会に出場して、そこで勝利をおさめる、そういったアスリートの発掘・育成支援を今後ともしっかりお願いしたいと思います。

続きまして、民泊等の宿泊施設についてお伺いしてまいります。今年度予算、平成28年度予算の総括質疑におきまして、私も民泊について種々質問してまいりました。ご存じのように、旅館業法の許可を得ないで住宅等の一部の部屋を貸し出しすることは旅館業法違反に当たります。管理されていない民泊においては、旅館業法違反のみならず衛生管理、ごみの排出、騒音など、周辺住民には多大な影響を及ぼすことは言うまでもございません。今年度の施政方針では、外国人旅行者の宿泊への対応として、民泊についても品川区版の制度整備を行うとありましたが、1年がたつ現在、民泊を取り巻く環境が日々変化している中で、事例や国の動きなどに鑑みて、何らかの手法は研究されたのでしょうか。本区のご所見をお伺いしたいと思います。また、国家戦略特区における民泊の指定は、結果として、大阪府とお隣の大田区のみであったことに対して、品川区としてはどのようにお考えかお伺いします。

○中山企画部長 品川区としての民泊に関する研究の状況ということでありますけれども、当初、国家戦略特区域における旅行業法の特例についての検討をしていたところですが、平成27年度末に旅館業法の改正がありまして、宿泊面積であるとか、フロントの扱い等の緩和があったという法改正がありました。また、ご質問にありましたとおり、いわゆる民泊新法、住宅宿泊事業法と法案で言われておりますけれども、この検討が始まったということで、この動きを研究・注視しながら、比較衡量しながら考えているというふうな状況でございます。

それで、いわゆる国家戦略特区が広がらなかったことに関する区の認識ということですが、その後、北九州も指定されておりますけれども、この国家戦略特区については、宿泊日数の制約、それから面積要件、それから民泊に供されるなど周辺住民に対する説明等、かなり現実に制約があって、事業者としては負担があるということと、申し上げた、いわゆる民泊新法の検討が始まったために、全国の自治体が、端的に言えば様子見というか、検討に入ったということで、品川区も同様でありますけれども、現在、この辺の動向を見ている自治体がほとんどであると、このように認識しているものでございます。

○いながわ委員 今、部長がおっしゃったように、3月10日に住宅宿泊事業法案が閣議決定され、特区とは異なり、日本全国でそれが解禁されると報道がありました。特別区においては、民泊事業者に係る監督・条例制定事務をすることができるとあります。近隣住民のトラブル回避や、許認可のもと宿泊業を営まれている事業者もいらっしゃるのので、これに関しては早急に条例制定をする必要があると考えますが、本区のご見解というか、今後の予定をどう思われているのか、ご答弁をお願いします。

○中山企画部長 当然ながら、区としても非常に注視して、条例制定に向けての必要性というものを認識しておりますが、実は法案ですと、これは東京都の事務について保健所設置市が行う場合には、協議を行うというのが前提になります。まだ現段階で東京都の窓口も決まっていないというような状況もあります。それから、法案の実際の審議の状況を見ながら、区としてどういうスタンスでいくか、条例のあり方はどうかを、しっかり考えていきたいと考えてございます。

○いながわ委員 来年の1月から施行されるという話でありまして、この民泊法が、不足する宿泊施設の根本的解決になるかどうかわかりませんが、1つの手法として条例制定を早急にお願ひしたいと思ひます。

あと、あえて数字はお伺ひしませんが、本区の宿泊施設の現状、これで今後の国内外の来訪者を受け入れる体制ができていふのか。これは単刀直入にイエスカノーかになってしまうかもしれませんが、わかる範囲でお伺ひします。

○中山企画部長 区内の宿泊施設の状況ですけれど、年々、稼働率が上がっているという状況で、直近の平成27年のデータですと、もう90%を超えているという状況になります。これからオリンピック・パラリンピックと迎えることを考えますと、現状のままでは、さらに逼迫する、いわゆる宿泊施設の不足というものが懸念されるという認識を持っております。

○いながわ委員 品川区内のあるホテルも、宴会場を潰して全部客室にしてしまったという事例もござひます。民泊を含む、旅館業法上の簡易宿所、シェアハウス、以前、本多委員長からも質問がありましたホテル誘致など、あらゆる宿泊手法を駆使していただき、課題解決に取り組んでいただきたいと思ひますが、ここで一言、何かあればお願ひします。

○中山企画部長 宿泊施設の不足というものは、品川区を訪れる方への制約にもなるということで、これについては、さまざまな手法、民間の力を誘致するような働きを含めて、区としてもしっかりと、できることをやっていきたいと思ひております。

○いながわ委員 ぜひ、行政のご努力に期待するところですので、よろしくお願ひいたします。

最後、3点目、国内外の来訪者に対する熱中症対策等についてです。これは、東京2020大会を含む、多少、都市型観光的なあれに入ってしまうかもしれませんが、お伺ひしてまいります。

リオデジャネイロオリンピックのビーチバレー会場で、炎天下のもと、多くの観戦客がにぎわいを見せておりました。特に、トップパートナーの飲料水販売店には長蛇の列、それと引け劣らず、水道水に並ぶ列がありました。持参したペットボトル等に水を注いでいた風景には、ある意味、衝撃を感じたところでもあります。東京2020大会の開催時は8月であり、日本の真夏であります。高温多湿で不快指数も高く、熱中症も危惧される場所でもあります。当日の天候、気温や湿度によって、それは変化しますが、本区においても、おもてなしの一環、品川区のPRを考えたとき、飲用水、要するに水を来訪者に、これは販売するべきかお配りするべきかというのは別にして、それが必要ではないかと思ひます。具体的に水に関しては、東京都水道局の販売している東京水、あるいは本区がふれあい交流協定やふるさと交流協定を締結している山北町や早川町の水を、ペットボトルに入れて提供することです。

その際、ペットボトルのラベルには、「わ！しながわ」や、東海道五十三次の絵というのですか、あと品川区の観光大使に今ご就任されましたシナモロール、通称シナモンとその関連キャラクターをラベルにデザインすることが、また話題性やPR、おもてなしの効果につながると考えますが、本区のご所見をお伺いします。

○安藤文化スポーツ振興部長 まず東京2020大会の熱中症対策ということでございますけれども、私もリオに実際に行って、本当に長蛇の列で水道水を求めていた。非常に衝撃的でした。そして、東京2020年大会を思い浮かべると、非常に暑い時期に行います。また、その暑さも蒸し暑さということで、非常に対策は練られなければいけないと感じました。そのような中で、国も都も、この部分に対しては非常に敏感で、もう早くから対策をとって、例えば遮熱歩道や遮熱舗装や暑さ対策において、ミストを利用した空間など、さまざまな民間も開発してございます。そのような中で、品川区でということが考えられるかということですが、例えば、今、水のお話をされていましたが、品川区では早くから避暑シェルターという熱中症対策を行っています。そういうものも充実していきながら、委員ご提案の水のペットボトルの販売等につきまして、今後、関係機関ならびに企業と相談しながら、可能性について研究を深めてまいりたいと考えています。

○いながわ委員 東京2020大会からの都市型観光というか、品川区のPRでは必要ではないかと思っております。まさに、都市型観光からの脱却で、品川型都市観光を樹立というか確立していただきたいなど思っているところでございます。ぜひ水に関しては、多分、あれだけ並ぶということは、海外の人は水が好きなのでしょうか。ですから、それをしっかりとおもてなしをすることが、僕は大切だと思っておりますので、今からでもできると思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

東京2020大会に向けて、ある意味、最初の予算だと私は思っております。初めの一步でもありますので、全てが新たな試みという部分がございますが、これをしっかりと、個人として会派として見守ってまいりたいと思っておりますので、しっかりとお願いしたいと思っております。私からの総括質疑は以上でございます。石田しんご委員にバトンタッチをします。以上です。ありがとうございました。

○本多委員長 以上で、いながわ貴之委員の質疑を終わります。

次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 それでは、いながわ貴之委員に引き続き、総括質疑を行います。

私からは、ダイバーシティについてと観光施策について、2点をお伺いいたします。

まず初めにダイバーシティであります。今、働き方改革が急ピッチで進んでいる3つの理由というのがあります。1つが人口および労働人口の減少であり、2つ目が長時間労働の慣習を改善する必要性、そして3つ目がダイバーシティマネジメントの推進と生産性向上であります。そこで初めに、ダイバーシティについてであります。もともと、このダイバーシティは、社会的マイノリティーの就業機会の拡大が主となっていたわけではありますが、現在ではマネジメントの一つとして、性別、人種の違いに限らず、年齢や性格、また学歴や価値観など、多様性を受け入れ、活かすことで、組織の力を高めていくことであります。これは一見、自治体において、ダイバーシティは当てはまるのかと捉える方たちもいるのですが、私は自治体こそが、まさに多様性が存在するものではないかと。例えば年齢も幅広くいますし、性別、またほかの組織からも派遣されている職員の方もいます。また民間からも来られたりすることもある。そういった意味では、自治体としてしっかりとダイバーシティについて取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。まず初めに、これまでの区の実践、これは各事業、そして

職員に対する取り組みも含めてお答えください。よろしくお願いいたします。

○田村総務部長 それでは、ダイバーシティについてお答えします。まずダイバーシティとは、委員もご指摘のように、異質や多様性を受け入れて、その違いを認めて活かしていく方策ということでございます。組織に置きかえますと、やはり労働力の確保や職員の働きがいや生きがい、あるいは新たな発想や価値観の創造などに実現できる手法と受けとめております。

区の取り組みでございますが、区においては、職員向けに行っていることに対しては、平成28年4月に、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画というのをつくりました。その中身が、まさに子育てや介護の職員を支える環境づくりという内容で、細かくは申し上げませんが、出産支援の休暇や育児参加の休暇、管理監督者への登用や超過勤務の縮減という形を盛り込んだ内容で、目標値を定めて、これに向けて取り組んでいる内容でございます。

○石田（し）委員 今、社会的、また行政の課題の中で、さまざまと、例えば少子高齢化や待機児童の課題、また介護、いじめの問題やLGBTといった、さまざまな社会的な課題がある。これの根本になっているのが、やはりこのダイバーシティ、いわゆる多様性を認める、そしてそれを活かしていく、このことがその根本にあるのではないかと思います。そこで、ダイバーシティマネジメントについて、まず区の考えと、今後の取り組みについてお伺いいたします。ダイバーシティマネジメントはプログラムではなくて、あくまでプロセスとして、このプロセスに多くの人がかかわることによって、特に会社のトップ、また人事担当者が、訓練や指導を通じて積極的に支援することがとても重要だと思います。そういった意味で、このダイバーシティマネジャーの育成と、いわゆる担当職員の配置を提案いたしますが、その点もあわせてお答えください。よろしくお願いいたします。

○田村総務部長 先ほど申し上げたとおり、組織にとっては人こそが最大の財産ということで考えておりますので、やはりそれに沿って、特にマネジャーの役割は3つあると聞いております。1つは、やはり受容する力ということで、先ほど来委員がおっしゃっている、年齢、性別、文化の違いなどの、人が持つ多様性を尊重して、一人一人異なる個性をありのままに受けとめる力と受けとめていますので、それをしますと、やはり幹部職員のこういうことの意識づけが大変重要になってくると考えております。具体的には、例えば研修を通じて職員に対して周知する。あるいは、先ほどの計画の中にも、人事課に、仕事と子育て両立相談窓口ということで担当者を置いておまして、そこで制度や手続の紹介、看護師・カウンセラーによる健康相談等も実施しているという内容でございます。また、各種相談に応じるとともに、担当者のスキル向上を図っていく必要があるだろうということで、子育てについては特に、管理監督者層である管理職が実際に各セクションの担当の窓口になって、それを統括する形で人事課長が全体を調整するという形が、一番ベストのやり方ではないかと考えております。

○石田（し）委員 まさに管理職の方がまず先頭に立って、マネジャーとして活躍していただくことを要望させていただきます。また、ダイバーシティの発信と推進について、区民、区内企業を含めて、ぜひそういったことを、まずは区の内部から取り組んでいただいて、それを今度は外部へと発信していただきたいと思いますが、その点をお伺いさせていただきます。そして、このダイバーシティの中にワークライフバランスもあります。品川区もさまざまな取り組みをしてきたことと思いますが、まず品川区のこれまでの取り組みについて、そして支援事業を行っていると思いますが、その実績と成果についてもあわせてお答えください。お願いします。

○田村総務部長 先ほど申し上げました特定事業主行動計画、平成28年4月に策定しまして、引き続き、具体的な内容が載っておりますので、職員に発信して定着を図っていきたくと考えてございます。

それと、ワークライフバランスの関係でございますが、具体的に申し上げますと、例えば先ほどの特定事業主行動計画の中には、例えば出産支援休暇の取得率の目標値が90%以上という形になっておりますが、直近の平成27年度では73.7%ということで、まだ目標には達しておりませんが、引き続き周知を図って活用していただけるように、職員に定着するよう図ってまいります。また、超過勤務の縮減についても、職場ごとに、週1回のノー残業デーの設定をしたり、8月にノー残業月間と、取り組んでまいりました。さらにこのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、例えば20時に退庁を促すとか、18時ごろ帰宅を促す庁内放送を流すとか、あるいは可能なら職場のノー残業デーを週2日に増やす等、工夫して、残業時間の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○石田（し）委員 ぜひよろしくお願ひいたします。このダイバーシティやワークライフバランスを通じて、今までとは違う働き方をするというのは、実は危機管理の対策にも非常に効果があります。また、少子高齢化の進展に伴って、介護の問題など、当事者となる中堅の職員の皆さんにとっても効果があることだと思っておりますので、ぜひ推進のほど、よろしくお願ひいたします。

そのような中で、1つの制度や働き方で全てのニーズを満たすのではなくて、さまざまな選択肢を用意して、合ったものを選択して使える制度をぜひとも整えていただければと思います。それで、働き方について幾つか質問をいたします。まず初めにテレワークや時差出勤について、どのように区として捉えているのか。これまでの取り組みと今後についてのお考えをお知らせください。また、専門性が今、問われる事業がかなり多くなってきていると思いますが、専門職員の採用について、これは民間から、例えば中途採用も含めて、得意分野を活かした職員配置をお願いしたいと思いますが、その点もお答えください。また、外国人や障害者雇用について、外国人の採用には、さまざまな職員の規定等もあると思いますが、例えばアドバイザー的な採用等も含めて、その点のご見解をお聞かせください。

そしてICTの活用と機械化についてであります。今後、さまざまところで機械化が進んでいくのかと思います。これは民間委託や区の仕事の効率化も含めて、お答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○田村総務部長 テレワーク、在宅勤務等についてでございますけれども、まずテレワーク、在宅勤務というのは、確かにもうそういう時代には突入しているというのは理解しているのですが、なかなか行政ですと、要するに、個人情報を含めて情報を自宅に持ち帰るとか、あるいはネットワークを結んで、自宅にいて役所のパソコンとネットワークを結ぶというと、どうしてもセキュリティーの関係など、その辺が大きなネックになるので、その辺が他の自治体の動向も踏まえて、十分な研究が必要かと思っております。

それと、時差出勤についても、やはり、まず通常の窓口勤務時間である8時半から17時15分を着実にこなせるローテーションが組めれば可能ですけれど、やはり時差出勤も、毎回、誰が来るかわからないというわけにはいかないですから、やはりきちんと一定の確保をする仕組みが必要だろうと考えております。それと、夜間延長窓口や夜の会議などというのも、やはり柔軟に検討していくことは可能かと思っております。

それと、専門性の高い分野における登用でございますが、既に、委員もご指摘のとおり、経験者採用ということで、大学を卒業したり高校を卒業して即採用という以外に、やはり一定の経験を社会人として、民間企業等の経験を積んだ人を、ここのところ、品川区も採用しておりますので、ぜひ職員配置については有効活用を図っていきたいと考えております。それと、さらに専門性があるという場合には、任期付きの職員採用ということも現実に可能ですので、そういう仕組みにて適材適所の採用も可能かと考

えております。

それと、得意分野を活かした職員配置でございますが、職員全員は自己申告書というのを書いて、必ず異動の前に管理職全員が全職員をヒアリングしなければならないという状況ですから、その中には当然、ご本人の活用したい能力や行きたい職場、あるいは今の仕事について負担を感じているのか、ストレスを感じているのかということも全て、ご本人が申告した内容に基づいて配置等を考えているということでございますので、これも引き続き徹底して、得意分野をきちんと活用できるような配置体制にしていきたいと思いますと考えております。

外国人の雇用でございますが、国籍要件がある場合は別として、やはり国籍要件のない場合には、外国人も含めて平等に採用選考を実施しております。例えば清掃の作業など、そういう方については、外国人の採用も現実的にはしておるといった状況でございます。

障害者の雇用については、現在、法定雇用の率が2.3%ですが、品川区では2.83%ということで、それを上回って、23区の区長会では3.0%を目標にしていますので、それでおさまることなく、さらに雇用について推進してまいりたいと思います。

それと、ICTの活用でございますが、費用対効果が得られれば、やはりこういう時代ですので、有効に活用していきたいと思います。例えば証明発行でのコンビニ交付など、削減できるのであれば、適正な人員配置も含めて有効活用してまいりたいと考えております。

○石田（し）委員 ぜひ推進のほどよろしく願いいたします。

アサヒグループの泉谷会長が以前、新聞紙で、今までの画一的な能力を持った社員を集めた金太郎あめ集団ではなくて、現代のような変化の激しい時代を生き抜くためには、多様性を取り込んだ桃太郎軍団が必要になるというお言葉がありました。私もまさにそのとおりだと思います。そういった意味でも、ぜひダイバーシティの推進を行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に観光についてです。平成28年3月に、新たに品川区都市型観光プランを策定し、コンセプトとして「繰り返し訪れて楽しいまちしながわ」を掲げました。区長の今回の施政方針の中にも、観光にかかわるさまざまなことが盛り込まれておりました。品川区として力を入れているのだと改めて感じたところであります。そこで、まず過去5年間の観光関連予算の推移と、その体制についてお知らせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 観光についてのご質問です。5年間の予算と体制についての推移ということでございますが、平成29年度、さかのぼって5年前、平成25年度ですと、予算額については4,295万円余です。そして平成26年度、5,356万円余、平成27年度、7,295万円余、ここで組織改正を行って、文化スポーツ振興部に観光が来ました。そして、平成28年度には、今年度ですけれども、1億7,014万円余、そして来年度予算につきましては3億1,093万円余を計上してございます。そして、職員体制でございますけれども、平成25年当時は、1名プラス再任用ということで2名でございました。それが平成26年度には2名、平成27年度、組織改正を行ったところでも2名、そして今年度、やっと3名に1名増員、そして来年度については4名になるところでございます。こうしますと、平成29年度は、5年前の平成25年度と比べまして、予算額が7.2倍に増えてございますけれども、職員は2人から4人の2倍でございます。

○石田（し）委員 この予算規模を見ても、本当に品川区が観光に力を入れていくのだと思います。一方で、やはり予算が増えているということは確実に仕事量も増えていくわけでありますので、これはぜひ、そういった取り組みを行うため、職員配置をしっかりとしていきたいと思っております。また、例

えば広報に関しても、今さまざまな発信について、シティプロモーションも含めてやられています。こちら私も、本当に仕事量が増えているのだと思いますので、先ほどもお伝えしましたが、専門的な知見も活かしながら職員配置の増をぜひお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

次に、以前もご提案いたしました。予算の特別委員会の中でも、シナモロールのサポーターズクラブみたいなものができるというような話もありましたが、これはぜひ品川区全体でのサポーターズクラブの設立を、改めてお願いさせていただきます。例えばInstagramやLINEの活用によって、区民の皆さん、区民でなくても品川区を好きな方たちに簡単な登録をしていただいて、例えばハッシュタグ等を使って品川区の魅力ある風景を写真に撮っていただいて、そこにハッシュタグをつけていただく。そういったことだけでも非常に広がりにつながっていくのかと思いますので、いわゆる品川区版のサポーターズクラブ、そして広報について、今、フェイスブック等も活用して一生懸命やっていますが、例えば「いいね」やシェアをしてもらう対策についても、ぜひ区の考えをお知らせください。お願いします。

○中山企画部長 区全体のサポーターということですので、プロモーションも視野に入れてということで、当然ながら行政のみの発信だけではなくて、こういうことに区民の力、地域の力をかりて発信していく、ムーブメントにしていくというのは大事なことで、ご提案のようなサポーター制度というものを広げていくことは、十分考えていく余地があるかと思っております。

また、それとあわせて、新しいSNSの手段というものの充実ということも視野に入れて、これもまさに地域の情報というものは、地域のほうからもらうにこしたことはないと思います。そういうふうな人の活用、メディアの活用というものもしっかりと考えていきたいと考えております。具体的な話として「いいね」やハッシュタグということでもありますけれども、おそらくこれは、1つは素材そのものがインパクトがあることと、やはり「いいね」などをもらうための打ち出し方というのですか、仕掛けも必要かと思っておりますので、そういう点でも、いい素材をいかにインパクトあるように発信していくかということで工夫はしてまいりたいと思っております。いずれにしても、区と地域との連携、またプロモーションと観光の連携というものをしっかりとりながらやっていきたい。

○石田（し）委員 ぜひ進めていただければと思います。

次に、体験型観光の推進について、区の取り組み、また方向性をお示しいただければと思います。非常に体験型観光が人気を博しておりますので、ぜひここにも力を入れていただければと思います。例えば、外国人が好きな日本の伝統工芸等を含めて、ぜひ連携を図っていただきたいと思っております。そして、JTBが実は、私も知らなかったのですが、品川区が本社であります。JTBも非常に、観光、また旅行業にとってはさまざまなノウハウを持っていますので、もちろん品川区の観光振興協議会のメンバーであることは承知しておりますが、ぜひ、区内の企業でありますので、私はこれは、さらにJTBと連携をとって、観光に向けて取り組み強化をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。

それと、オープンデータの活用促進については、観光も含めて、例えばトイレ案内図、観光スポット、フォトスポット等、区が把握している、区が持っているデータをどんどん外に出すことによって、民間の方たちの活用によってさらに広がっていくことができます。なので、このオープンデータの活用促進についても区のご見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○安藤文化スポーツ振興部長 私から、まず体験型観光についてということでございます。委員ご指摘のとおり、今、従来の物見遊山的な観光ということよりも、地域の特性や地域固有の資産を活用した、体験型、また交流型という観光が非常に人気があつてございます。そのような中で、本区においても

う既に、例えば、まち歩き事業の中で、歩くだけではなくして、例えば区内の有名な能楽堂に行きまして、そこで上に上がって実際に体験する。そういうものを実際に既にやっております。そのような中で、今、委員ご指摘の観光振興協議会にも、ショートトリップなどもございます。その中で十分協議をして、区内のあらゆる資産を活用しながら体験型の事業を進めていきたいと考えてございます。

そして2点目の、区内にJTBの本社がある。これも委員ご指摘のとおりです。区内に本社がございまして、そして観光協議会の委員にも、JTBコーポレートセールスの事業部長が委員に名を連ねてございます。そして、その方はまた観光協会の理事でもございます。そのような中で、非常に助言、アドバイスをいただきながら進めるところでございますので、今後ともスクラムを組んで進めていきたいと考えてございます。

○中山企画部長 オープンデータに関するご提案でありますけれども、現在、10種類ほどのデータは既に加工できる形で出しております。もともとは例えば避難所であるとか、区の公共施設のロケーション、こういうものから出していたのですが、品川百景や、今回充実させるような、おもてなしトイレ、こういうものも出していくということでもありますけれども、課題認識としては、ただデータを出すということではなく、これをどのように活かすかということで、この後、例えば固有データがいただければ活用できるというふうな地域の方との話を設けるなど、そういう形で、観光にもより活かせる方策をさらに拡充していきたいと考えてございます。

○石田（し）委員 オープンデータですが、どのように活用するかは、民間企業がそのノウハウを持っているわけでありまして、まずはデータを出していくというのが、その一歩につながっていく。そのデータがあれば、民間企業はさまざまなことを考えていくわけでありまして、ぜひ、まずはオープンデータを出していくということが重要かと思っておりますので、その点、改めてお答えをいただければと思います。

そして、今年の2017年は、実はアニメの100周年だそうであります。日本のアニメーションが初めて公開されてから今年で100周年を迎える中で、各自治体や多くの企業でさまざまなイベントを行うようであります。アニメ業界が、アニメを100年後も残していこうということで、「アニメNEXT100」というようなプロジェクトも始動されました。また、自治体では中野区で、杉並区と連携して、そういった情報発信および、そういったアニメコンテンツを使った事業に取り組まれるそうあります。そこで、品川区もいわゆるアニメファンに聖地と呼ばれる、アニメに使用された区内のスポットを整理するなどして、この企画にかかわっていくべきかと思っておりますが、その点についてもお答えください。そして、区内と、また区の Mascot キャラクター、例えば、しなぼうや、オリンピック・パラリンピックのキャラクターなどを活用して、ユーチューブチャンネルで、ぜひ動画をつくって、区内の情報発信に活かしていただければと思いますが、その点もあわせてお答えください。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、アニメの100周年の取り組みについて回答させていただきます。アニメの物語の舞台になったところを皆さんが訪れる、訪問するという、聖地巡礼と申しましょうか、それが本当に社会現象になっていることは、私どもも十分承知しております。そして、品川区が舞台となった聖地が38カ所、これまでにカウントされました。そして、作品そのものの話の展開場所が品川区の中心ということではございませんけれども、シリーズ等で区の場所が単発で出てくるという場面もございました。アニメを作成するようなものは、非常に多額なコストもかかりますし、そういう、つくるということは考えてはございませんけれども、そこを1つの拠点にして、区民の皆さん、また海外の皆さん、また全国の皆さんを呼び寄せようということについては、今後また研究させていた

だきたいと思っております。

○中山企画部長 オープンデータですけれども、区民の声を聞きながら、まずデータの数を増やし、また利用しやすさを考えていきたいと思っております。

○石田（し）委員 ぜひよろしく願いいたします。

以上で、民進党・無所属クラブの総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○本多委員長 以上で、石田しんご委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時 3 5 分休憩

○午後 3 時 5 0 分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。須貝行宏委員。

○須貝委員 維新・無所属品川を代表して、須貝行宏が総括質問を行います。

まず、教員の長時間労働についてお伺いします。日本では多くの企業において、長時間労働や、それに伴う過労死等が問題となっております。長時間労働の削減が喫緊の課題とされています。長時間労働を是正するため、官民を挙げて働き方改革の推進などが積極的に取り組まれています。過労死等の発生はいまだに後を絶ちません。厚生労働省の長時間労働削減推進本部は、これらの是正について強力に取り組む方針を示したと言われてはいますが、品川区の職員の長時間労働の実態と、区の人事課の対応について教えてください。

○田村総務部長 一般の職員の超過勤務の状況でございますが、平成 27 年度、800 時間超えが 30 人で、うち 1,000 時間を超える超勤の職員が 10 人ということでございまして、主に職種とすると事務職というのが実態でございます。

○本多委員長 人事課としての対応の答弁もお願いいたします。

○田村総務部長 超勤を削減するために、週 1 回、多い職場では 2 回ということで、ノー残業デーを実施したり、あるいは四半期に 1 回ごと、超勤の実績を各所属長にお知らせして、どこの職員が何時間やっているということで必要に応じて職員をヒアリングすると同時に、一定の時間数を超えると、産業医がそれぞれの職員を呼んで健康管理上の指導をしているという実態でございます。

○須貝委員 今、品川区役所の人事課のお話をお伺いしました。ところで、今、学校教員の長時間労働も問題視されています。文部科学省の調査によると、2015 年に鬱病などの精神疾患で休職した公立学校の教員数は 5,009 人もいます。また、連合総研の調査では、公立の小・中学校教員の 1 日平均労働時間は約 13 時間もあり、そのうち 15% が朝 7 時前に出勤し、22% が夜 9 時以降に退勤するということです。文部科学省も、教員の労働時間に対する働き方、部活動のあり方について見直しに動き出しました。そこでお聞きします。区内にある公立の小・中学校教員も、このような長時間労働をしていますか。そして、どのような仕事が増えているのか教えてください。また、教員の長時間労働を把握していますか、教えてください。

○本城教育次長 区内の教員の勤務時間の状況でございますが、今、総務部長がお話しした全庁的な形の、そういう意味での数値的なデータについては把握しているものはございません。ただ、教員については、そういう意味で、個々の教員の働き方自体は、学校におきまして、校長等を中心にして、個々にその実態を把握しているような形でございます。そういう意味で、超過勤務のあり方自体が一般の職

員と違う関係で、数値的なデータを持ち合わせているものはありません。

○須貝委員 今お話を伺いましたが、さらに部活の顧問をすると、さらに忙しくなり、本来の教員の仕事に手が回らず、残業や持ち帰り仕事の時間量が多くなった現状、そして生徒としっかり向き合えない現状を改善してほしいと、公立中学校の教員の皆さんが署名を呼びかけたところ、2万3,000人以上の署名が集まり、文部科学省に届けられております。実際こういうものがあるのです。それで、今、あまり把握していないということですが、やはりこういう実態はきちんと教育委員会としても、教員の健康管理も含めて私は把握すべきだと考えます。

品川区は、独自の教育制度を、10年ごとにさまざま改定しています。「プラン21」から始まり、小中一貫教育、そして義務教育学校、教育ルネサンス。そうすると、研修がどんどん増える一方で、ほかの地域の教員と比較して本当に負担は大きくなっていると思います。このように次々と増える仕事に追われ、教員の負担は増える一方で、生徒としっかり向き合えなくなるなど、本来の教員の仕事に手が回らないという状況を、さまざまな報道関係で聞いております。

ここでお聞きします。先ほど、教員の長時間労働云々、働き方に関して、きちんとしたデータをお持ちでないとおっしゃいましたが、出退勤のタイムカードが区役所にあるのに、なぜ学校に置かないのでしょうか。そういうものがなければ、教員が実際、忙しいのに、朝早く7時半ごろ来て、帰りも7時半です。このような実態を把握しないで、校長先生のヒアリングだけに任せて人事を管理するというのは、私は教育委員会として足りないのではないかと思うのです。やはり、今これだけ長時間労働が社会的問題になって、さらに教員の健康管理という問題がささやかれておりますので、これをきちんと把握するという仕組みはきちんとつくらなければいけないと思うのですが、教えてください。

○本城教育次長 まず、教員の勤務の状況の把握ということでございますが、もちろん学校にはタイムカードが置いてありまして、個々の教員の学校に入った時間、帰る時間は、校長先生のほうでしっかり把握できております。その範囲で勤務の状況を見ながら、さまざまなアドバイスをしたりする、健康管理をする体制を、もちろん当然、実態把握としてできているところでございます。一方で、例えば今、委員ご指摘の部活のことですとか、委員ご指摘のあったように、国も今、教員の勤務のあり方について課題となっているところを種々整理しているところが確かにあります。そういう意味で、そういったところで出てきている課題は、当然、品川区にも共通の部分があるのではないかということは、当然前提として考える必要があると思いますので、そこに出てきた課題等については、しっかり対応していかなければいけないと考えています。その中でも、例えば教員の健康管理の面では、例えばストレスへの対応ということもありますので、今年度、平成28年度からも、教員のストレスの状況について、今までとまた違う形で、新たなやり方で見直したり、さまざまな形で、教員の種々の健康管理について努力しているところでございます。

○須貝委員 今、タイムカードがおありになる。それならば、先ほど、区の人事課、総務部長がおっしゃった、何時間、長時間労働しているとか、そういうデータは出ないのですか。出ないとおかしいですよ。それで、先ほど、いや、そこまで把握していないというお話でした。私は、それはちょっと違うのではないかと思うのです。やはり品川区のように、本庁のようにきちんと、人は何時に出勤して何時に退勤すると、そういう管理をして、長時間労働を防ぐとか、私は、そういうことを考えるべき。まして、教育委員会は教育の府です。それが、先生をこうやって管理していない、ほったらかしているというのは、いかがなものかと思うのですが、またお答えください。

さらに、ここで驚くことは、教員にはいわゆる残業手当は支給されず、そのかわり給料月額の4%を

教職調整額として支給されているだけです。仮に月給が40万円の教員は、残業代は最大で1万6,000円だけしか出ていないのです。このように、教員の長時間労働や残業手当がない勤務状態から、教職は日本の公的ブラック企業とも言われていますが、このことを教育委員会はどのように考えますか。そして、品川区も教員の勤務実態をしっかりと改善する方向に私は持っていくべきだと思うのですが、この辺についてどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○本城教育次長 勤務状況の把握ということですが、先ほど、一般職員との違いということ、まさに今、委員がご指摘があったように、教員の勤務の特殊性から、調整の関係の手当ということで包括的に手当が出ているため、人事課の一般職員のように、超過勤務手当と連動する形で正確な全体の全庁的な状況を把握しているのとは、そもそも前提が違うということがあります。ただ、それは、先ほどの繰り返しになりますが、そういった数量的な把握をしていないことは、勤務の特殊性の関係でございますが、当然、一人一人のきめ細かな健康管理はしないといけないということもありますので、学校長を中心とした管理体制、あるいは先ほどのストレスチェック等を含めて、しっかり体制を組んでやっているところでございます。

○須貝委員 今、教育委員会でお話を聞きましたが、教員の皆さんも労働者、人間ですよ。区役所の人事課は、職員に長時間労働をしないように指導したり、改善するように常に対策をしています。学校を管理している教育委員会は、こういうことをずっと放ってきました。なぜ、もっと早く改善できないのでしょうか。それで、先ほど、いや、教員の労働に関する法令が違うのだと。包括的に判断することでした。ですけれど、実際、この方たちはおおむね、朝7時半に出てきて、夜7時半に帰る。12時間労働です。そして、さらに先ほど調査もありましたが、さらに1時間、持ち帰りの労働をしています。仕事をしています。このように、大変ではないですか。それで、品川区は庁舎の中はしっかりやっている。そして、教育委員会の職員の方々も長時間労働があったら、しっかり残業手当がついています。だったら、同じ労働者である教員にも同様に、私は残業手当を出すべきだと思いますが、お答えください。それで、これに対して、先ほど総務部長にも質問しましたが、こういう実態を見て、総務部長、人事としてどのように思われますか。それもお答えください。

○本城教育次長 まず、学校の教員の健康管理等の関係でございますが、まず1つは、教員の職務の特殊性ということで、先ほどもお話ししましたが、教員の職務は基本的に、自発性、創造性に期待するという面が多い関係で、時間の管理の手法だけでは、教員の勤務実績を全て正確に把握するのは難しいという状況がまず前提としてあります。そういう状況の中で、校長による管理ということも申し上げましたが、勤務状況や健康状況の把握に努めまして、疲労の蓄積等が見られる場合は、当然、適切に産業医による面接指導につなげたり、そういうことをしているところが前提としてございます。

それと、あと教育委員会としまして、教員の勤務の長時間化と言われているものに対する対応はさまざまな要因があると思います。その一つは、先ほど、国の会議等でも指摘されているようなこと、部活の問題が、さっき1例としてありましたが、それら、以前の学校に比べて、さまざまな意味で、社会の状況の変化によって、学校に対する期待や役割が本当に大きくなっているところがあります。従来であれば学校の先生だけが対応していたものを、今は例えば不登校の問題といったさまざまな問題がありますので、それに対しては教員だけではなく、福祉職、医療職のカウンセラーやソーシャルワーカーがかかわったりしながら学校全体でサポートする体制を、区としても非常に力を入れてやっているところでございます。

それから教員に対する全校的な体制の支援でございますが、教員の事務効率を、少しでも時間を短縮

するというので、例えば校務システムを導入したり、もろもろの業務の改善策等もサポートしながら、その上に立って健康管理体制もしっかりとやっているという状況を、ご理解いただければと思っているところでございます。

○田村総務部長 総務部長としての意見というよりも、私自身も教育次長でしたから、ちょっとお答えしづらいですけど、給与に関する特別措置法というのが教員にはあって、既にその中には、時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しないという定めが法律にあります。ですから、その分の調製額ということで、給料が行政職より高くなっているということですから、私たち行政の職員ですと、事前に、今日は残りますと言って、事前命令を受けて超過勤務をやるのですが、教員の場合には、ただ残っていれば超過勤務ではなく、内容によって、たしか政令で4項目だと思っておりますけれども、4項目に限定されている内容が超勤扱いということで、それ以外は残っても超勤対象になりませんので、ですから、そういう点では、把握はしているけれど、その4項目の仕事で残っているのかどうかを把握できなければ、それは安全衛生委員会でも、残っていた中身がわからないので対象にならないということで、私たち区の職員と教員との制度的な違いだと認識しております。

○須貝委員 今、部長は教育委員会の立場でお話をしたのかと思うのですが、実際、教員を管理しているのは教育委員会なのです。それで、教育委員会の職員の方、管理している人は、長時間労働、超過勤務では手当がつく。ところが、実際、現場で働いている人、教員に対しては一切つかない。これはどう考えてもおかしいでしょう。今、社会全体で、やはり総理大臣もおっしゃっている。そういうことを直していく。品川区が先鞭で、やはり変えていかなければいけないのではないですか。法律、法律といっても、それは簡単に直せます。そんなのは、やればいいのだから。こういう実態は、かわいそうではないですか。こんなことを先駆的な品川区がやっている。おかしくありませんか。例えば、先ほど部長がおっしゃっていました。では残っている何に対して超過勤務扱いするのだ。一般企業ではどうですか。12時間拘束されたら12時間、きちんと超過勤務として扱われます。8時間過ぎて、黙って座っていてもなります。窓際でもなります。これは当たり前のことです。私は、教育の一端を担う教育委員会。やはり出退勤のタイムカードをきちんと管理して、教員の長時間労働の改善に向けて取り組む。そして、超過勤務手当をしっかり払っていく。それがやはり人間として、人間教育をしている品川区、私はやるべきだと思います。

では、次の質問にいきます。次に、教員の転入・転出についてお聞きします。品川区、先ほど申し上げました、教育制度が幾つもあって、それに対して研修が多々あります。他地域の教員よりも、私は負担は本当に多くなっていると思います。品川区が独自に構築した制度のため、小・中学校の教職員が緊密に連携をとり、教育目的の共通理解や情報の共有化など重要なので、品川区外の地域から品川区に赴任してきた教員に多くの時間をかけて、やはり研修して教えなければいけません。しかし、せっかく教えても、早ければ3年を経過しますと、品川区外の地域へ転出が可能になります。そして、また新しい教員が入ってきますので、この教育改革制度を教えることをずっと繰り返してやらなければいけません。このような膨大な無駄は、私はやめなければいけないと思います。教員の転入・転出がある限り、品川区は多くの労力と時間をかけ続けて教員研修を実施しなくてはならず、毎年多くの無駄をつくり続ける仕組みが続きますので、改善すべきだと考えます。品川区公立学校の教員も東京都で採用され、東京都教育委員会から派遣されます。したがって、特段、評価の高い教員や品川区にきたい教員だけを品川区が選ぶことはできません。

ここで質問します。品川区外の地域と違う、品川区独自の教育制度を実施するなら、少なくとも教員

の異動は品川区にとどめることから始めないと、ずっと独自の教育制度はつくれないと思いますが、教えてください。また、予算の裏づけがある教育特区はつくれないのでしょうか。教育委員会のご見解をお聞かせください。

○本城教育次長 まず、委員ご質問の前段の関係でございますが、研修の負担ということにつきましては、もちろん品川区で独自でやっている部分をしっかりと理解してもらわなければいけないという意味では、品川区の教育制度に基づく独自の研修もございますが、ただ、内容の大部分は、その年代の教員として身につけていかなければいけないものをしっかりと学んでもらうということで、研修を行っているものでございます。そういう意味で、あと品川区固有の研修についても、決して無駄ということではなくて、それがその人の力量形成に大きく寄与することになるものと考えております。それと、ただ品川区の教育を進めてもらう軸となる教員を育成していくという面では、1つは、教職員の人事についての権限を市町村、区のほうに移管するということについては、かねてより、国あるいは都に要望し続けているところでございます。そして、その中での、例えば特区の活用ということでおっしゃったことに関しては、当然、品川区としての教員に対する人事制度を権限として持つことによって、長期にわたって品川区の教育を推進する体制をつくるという意味で、国あるいは都等に要望しているところではございます。ただ特区の制度の活用に関しては、今、既に全国的な権限の委譲について、教員の人事について市町村等に委譲するというステージに入っていますので、今の段階では特区の活用ではなく、今、国あるいは都に要望している状況でございます。

○須貝委員 例えば私立学校なら、その中で、教員はほとんど異動はありません。だから、同じような改革、同じような共通認識で、子どもたちを指導できると思います。ですが、これは公立高校の欠点だと思いますが、あと市もそうです。市もその中で、同じ先生がその市の中でぐるぐる回って、それで教育制度を確立している。だから、品川区もそういうふうにしないと、やはりできないのではないですか。また、品川区が人事権を持たない限り、このままいったら、小・中学校の2つの教員免許を持った教員は集められなくなってしまうのではないですか。さきの義務教育学校の要件を満たさなければ、これは義務教育学校としても、そのうち意味をなさなくなります。さらにもう一つ言えることは、小学校と中学校の両方の指導経験を持つ人がいなかったら、つくらなかったら、義務教育学校に正式に移行できないですね。その辺についてご見解をお聞かせください。

○本城教育次長 まず、教職員の育成に関しては、先ほどの権限の委譲とあわせて、核となる職員を育成するというところで、品川区は今、固有教員ということで、19人の教員がおりまして、将来的に30名を目指して核となる教員を移行しているところでございます。そして、義務教育学校につきましては、今現在、制度の移行期ということでございますので、今の免許の取得については、その移行期の中でしっかり対応できている状況でございますが、将来を見据えて、今も義務教育学校には優先的に、両方の免許を持っている人を配置したりしながら、将来的な移行をしっかり円滑にできるような形の体制づくりは着実に進めているところではございます。

○須貝委員 本当に大変なことを今やっているのですが、それだけに、やはり品川区は品川区独自の教育制度、教育委員会も、やはりさっきの長時間労働も含めて、私はやはり本当の先駆的な対策、政策をとっていただきたいと思います。

次に予算についてお聞きしたいと思います。今、実質、総務省では、1年4カ月、連続で消費が落ちている。そして、特に若い世代が消費の落ち込みがひどくて、一般の人も、やはり収入が少ないから、買い控え、節約志向が強まって、消費が低迷しています。そして、区内産業も大変な厳しい状況にあり

ます。このように区民の暮らしが厳しい中で、品川区は過去2年間の予算に対して、約100億円もの大金が使われず残って、基金へ七、八十億円を振り向けています。このような大きな財源が残るなら、予算を使い切れなければ、その一部を区民にお返しするべきではありませんか、教えてください。また、予算は立てるだけではなく、実際に行われた事業やコストが発生していく過程で、計画された金額から大きく外れることがないようにコントロールすることで、初めて予算を立てた意味が出てくるのだと思うのですが、その辺について財政にお聞きしたいと思います。

○秋山財政課長 2点お尋ねでございます。まず基金に積んでいるのであるならば、区民へ還元をしたらどうかということでございます。平成27年度の最終補正でも基金を積み増しておりますし、平成28年度も最終補正でも基金を積み増しております。これらにつきましては、款別のときでもお話をさせていただきましたけれども、ただ積んでいるというわけではございません。もちろん、そうした基金を使って予算を組むわけございまして、予算を組む、予算の伸びを担保するためには、基金からの充当、基金繰入金というのがないと、予算が組めないというものでございます。基金に積んでいるという以上に、私どもも、例えば民生費であれば、ここ何年かの民生費の伸びを見ていきますと、これは予算上ですけれども、平成25年比で約26%の増という形になっております。それに対して歳出の増が118%ということで、10%近く、民生費の伸びが出ています。扶助費も民生費よりも大きく伸びているという中で、民生費や扶助費を伸ばすために予算を組むためには、基金からの繰入金というのを予算のときに持っていないと当然予算が組めないわけで、全く基金を、何かため込んでいるだけで、全く使っていないかのごとお話をされておりますが、基金というのはそもそも年度間の調整という部分もありますし、そういう目的で使っているということですので、これを区民に直接的な税として返す、減税については考えてございません。

それから、予算に対するコントロールということでのお話だと思いますけれども、これについては、財政運営の中で、各所管に四半期、また指定する事業については、もっと大きな頻度で、財政のほうに報告をいただいております。その中で、進行管理、進捗を行っておりますし、それぞれの所管において、部長、課長のレベルでも、進行管理、進捗を行っているというところで、しっかりとコントロールをしていると考えているものでございます。

○須貝委員 さまざまな事業予算に充てるためにも基金として残さなければいけない。それはもうわかります。ただ、やっていて、やはり100億円単位のお金を、そうやって使い残してしまう。これは、さまざまありますよね。補助金だ、何だか戻ってくる、途中から入ってくる。そして、毎月毎月、ちゃんと財政課題を見ているわけですから、これだけ残りそうだ。毎月毎月わかる。それならば、その時点で、やはりきちんと、ではどうしようかと考える。品川区は今現在、年収300万円以下の方が約8割ぐらいいらっしゃいます。そういう低所得者層に、では100億円の1割でもいいから、やはり支援しようではないか。困っている人がいたら、これは出そうではないか。やはり、そういう仕組みも大事だと思うのです。増税、税金を増やすときは、もう有無を言わず、国からも来ますから増税されます。では、品川区、やっているとかがしっかりしていて、財政基盤も安定していて、そして区民も区を信頼しているなら、では一部は皆さんに還元しようか。そういう気持ちも大事だと思うのですが、その辺についてもお聞かせください。そして、お金が大事と言うならば、実際、ふるさと納税で減収8億円を見込んであります。では、これを何で対処しないのか。大事なら、もっと、やはり真剣に、「こうやって、こうやって、ふるさと納税で持っていられないように考えます」という姿勢も私は大事だと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○秋山財政課長 100億円単位で残しているということでございますけれども、リーマンショックの後、区の財政としては100億円単位で減っているわけです。そういうところを見据えて基金というのが制度上、存在しているということでございます。金額が多いからといって、それをすぐ配ってしまうというのは、非常に短絡的な施策であるということで、私どもとしては採用はしないと考えております。

それから、日々の予算を立てた中で、必要であれば補正予算という形で、繰越金等を財源として、例えば去年であれば、待機児童対策であるとか保育園というところにお金を使っているものでございまして、その日々のお金のコントロール、全体のコントロールを見ながら補正予算を立てて、補正予算の中では低所得者向けの施策も打っていると考えているものでございます。

それから、ふるさと納税につきましてでございますけれども、これはあくまでも、区長会の主張も私どもの主張と同一でございまして、これは、そもそもの趣旨から現在外れているということで、これについては強力に、区長会を通じ、また私どもそれぞれの立場で、東京都ないしは国に対して申し入れを入れているという状況でございます。

○須貝委員 ふるさと納税に関しては、そういうことを言っているのではなくて、こうやって減収しますと、あらかじめ想定されている。そして、皆さんの基金。私は、基金をため込んでいるなど、一度も言っていません。ちゃんとやっていて残ったのでしょ。残ったなら残ったで、ではこれだけ残りました。また、区民の皆さんに消費税等を上げて協力してもらいますけれど、では今回は残ったから一部でも低所得者層に還元するとか、やはりそういうふうに区民との対話として、還元するというのも私は大事ではないかと思うのです。今言った、次に使う。それはもうわかります。それはある程度、当たり前だと思います。だけど、やはりその事情、その事情で、逆に困ったときは、区民の皆さん、財政的に困ったら、ちょっと増税するかもしれません。勘弁してください。でも、逆に増えたときは、皆さん、今度これだけ財源が残ったから、では還元します。私は、意図的に残しているなど、一度も言っていません。残ったお金に対して今言っているのです。そういうことをやはり考えて、財政というのは持っていけないと、区民との会話が何も無いではないですか。

それで、本当にお金が大事なら、やはり減収8億円ということに対して、国の政策が間違っていようと何をしようと、ではそれに抵抗して、品川区としては、こうやって減収をとどめるのだ。だから、我々はしっかり皆さんの税金を大事に使っていきます。取りこぼしのないようにやっていきます。そういう考え方を私は持っていく必要があると思います。現在、この品川区の中で低所得者層が本当に増えています。本当に大変な方は大変です。やはりそういうところも見据えて、区政、事業というのはやっていかなければいけないと思うのですが、もう一度、財政課のご意見をお聞かせください。

○秋山財政課長 委員がおっしゃった、税金を大事に使っていくということは全くそのとおりでございまして、私どもは、残したから、そのときに配り、困ったら増税をするというのは、大事に使っているとは考えてございません。一定の税収という中で、いかに効率的に事業を行っていくかというのが財政としての務めでありますので、残ったからとか足りなかったから云々で、増税したり減税したりということは全く考えておりませんので、今までどおり、必要な事業は必要な財源を使ってやっていきます。そこには、困っている方に対しての事業も当然入ってございますので、それについては必要なときに必要な事業を行っていつている。そういうことを今後も続けていきたいと考えているものでございます。

○須貝委員 それならば、実際、年度末になって、では決算が出ました。そうしたら、一旦、基金に入れなくて、これだけのお金が残りました。それで、翌年度、しっかり基金に繰り入れました。それ

だったら、そういうふうに、区民にわかりやすいようにやればいいです。以上で終わります。

○本多委員長　以上で、須貝行宏委員の質疑を終わります。

次に、田中さやか委員。

○田中委員　品川・生活者ネットワークを代表して総括質疑を行います。品川区の保育政策、羽田飛行ルート変更、情報公開の運営、義務教育学校について伺います。

最初に、品川区の保育施策について伺います。待機児童解消のために、今年は14園もの認証・認可保育園がつくられることは歓迎します。しかし、待機児童解消ばかりが先行し、保育の質が保たれなくなり、子どもたちの安全が守られなくなることはあってはなりません。品川区全体の保育の質を担保し向上させるためには、品川区として目指す保育の指針のようなものが必要だと考えますが、品川区にはそういったものがあるのでしょうか。あるとしたら、その内容について、具体的に園の中でどのように共有され、保育士の日々の行動に活かされているのか、そしてそれを区としてどのように把握しているのか伺います。特に、新規の私立保育園が参入してきたときに、どのように品川区としての指針を伝えているのかもお知らせください。

生活者ネットワークは、今回の予算特別委員会の中で、保育の質を保つために、私立保育園の保育士の処遇改善について質問しました。給与補助という性質のある補助金を有効に活用し、補助金が私立保育園の保育士本人の手にきちんと渡るような仕組みを、区として早急に整えてほしいと要望しましたが、私立保育園も公立保育園も、保育士は正規職員ではありません。処遇改善は、正規職員だけに限らず非常勤保育士へも求められます。品川区では、区立・私立の非常勤職員に対し、それぞれどのような処遇改善を行っているのでしょうか、伺います。

○齋藤子ども未来部長　それでは、まず保育の質についての話をさせていただきます。まず、概念的なものでございます。1つは、品川区には、「のびのび育つしながわっこ」という体系的・系統的な保育の指針がございます。区の公立保育園の保育士につきましても、この指針に基づきまして、保育士人材育成プランというのを持ってございまして、入区3年、昇任時、そして経験年数に応じて、保育の質の向上を図るための研修をしております。特に区のOB保育園長を保育課に置いておりまして、教育委員会の学校経営監と同じように、各保育園を巡回しておりまして、保育の課題がある園や、指導力に課題がある管理者層あるいは保育士についての働きかけをしております。あわせて、特に求められておりますのは、特別な支援を要するお子様に対する保育でありまして、この点は近年、特に充実を図っているところでございます。

次に、私立保育園の保育士に対する関係でございますが、こういった区の方針を情報共有していただくために、毎月1回、私立園長会を開催しておりまして、情報の共有を図っております。あわせて、随時、一般指導検査を行うとともに、合同の研修会の実施や、心理士といった方を各私立保育園・私立幼稚園に派遣いたしまして、特別な支援を要する児童に対する指導の方法等を教授いたしまして、各私立保育園の保育士のレベルアップ、質の向上を図っております。

そして、保育園の事業者に対する働きかけでございます。まずこれは、許認可権を持っている東京都は、3年に1度、私立保育園には東京都が指定する第三者評価機関というものがございまして、評価を求めています。この評価を受けませんと、キャリアアップ補助金等の補助金がもらえません。具体的に、これは保育の内容、給食の安全性、運営体制など細かく審査され、あわせて公開もされているところでございます。

さらに、区の進出する事業者との関係でございますが、品川区に保育園を開設しようとする事業者に

つきましては、本部に行きます。そこで、本部の運営体制や勤続年数、初任給、仮に経験1年でおやめになった場合は、どうしてそのような事情でやめたかも、詳細にヒアリングしております。あわせて、保育園にお邪魔いたしまして、保育園の園長OBや区の職員が、保育の内容、保育の実施の状況、そして運営体制・方針がそれに従ってできているかを確認しているところでございます。既存園につきましては、定期的な指導を行うと同時に、保護者からクレームがあり、重大なものと受けとめなければいけないものは、随時、立ち入り検査をしておりますし、これは他の自治体で保育士が足りないのではないかという事案があった場合、品川区ではそういうことはございませんでしたが、抜き打ちで月に数回、週当たり1回程度、立ち入り検査をして、実際に保育の配置基準に従って保育士が配置されているかといったものをご確認しております。こういった品川区の取り組みをしておりますので、品川区は厳しいということのアナウンスは十分伝わっていると思っております。

それから処遇改善でございます。品川区では、先ほどからご説明申し上げておりますが、国や都の補助制度を使った処遇改善、例えば宿舎借上は常勤のみが対象となっておりますが、品川区の場合は50%、公定価格に上乘せをしておりますので、こういった部分の上乗せが、保育の質、保育の処遇の改善の原資となっております。こういった品川区の公定価格を超えた形での負担金を私立保育園事業者にお渡ししていること。これが開設に繋がるとともに品川区における大きな評価になっていると考えております。あわせて、8区で19園ほど認可計画を出しながら、保育園が平成29年度4月に開設できなかった例がございますが、品川区ではございません。これも、私立保育園事業者と品川区とが連携し、認可保育園の開設に取り組んでいる成果だと理解しております。

○田中委員 私立保育園についてなのですが、私立保育園の補助金の予算の中でも言ったのですけれど、一人一人の保育士の手に渡るようにという仕組みづくりをぜひ整えてほしいです。そして、先ほど区立・私立の非常勤職員に対しての処遇改善について伺いました。その答弁をいただきたいのと、私立保育園がなければ待機児童解消にはつながらないと私たちは考えています。品川区が今以上に私立保育園にかかわり、私立園の特徴を活かしつつ、「のびのび育つしながわっこ」を活用して、品川区としての保育を私立園へ進めてほしいと要望いたします。

続けます。公立でも私立でも、保育士への研修や巡回訪問を行っているという伺いました。2016年度の実績と、研修や訪問から見えた課題や、保育の質の向上に向けた課題についてお知らせください。昨年の総括質疑では、待機児童問題に触れ、都市開発との関連性について伺いました。その際に、区は、区内での市街地再開発事業を行う場合は、計画段階から庁内各部署との連携を図り、各地域における行政需要の見込み、必要となる公共施設についても、事業者と協議を重ね、整備をしていると答弁されています。しかし、乳幼児人口増加の影響は保育園不足だけにとどまらず、乳幼児健診での混雑や保健師不足の問題など、保健センターでも起こっています。事業者とはどのような協議がされ、具体的に成果としてどのような整備がされたのでしょうか、伺います。

○齋藤子ども未来部長 保育士の処遇についてです。まず、国、都の補助金では、宿舎の借上助成については常勤のみが対象となっておりますが、公定価格の増額、キャリアアップについては、非常勤職員、保育士も対象となって、賃金改善につながっております。それで、先ほどから繰り返しご説明申し上げますが、区では、国の公定価格に約50%上乘せをして、公立保育園並みの運営費を私立保育園に支出しておりますから、この支出の中で、常勤・非常勤の別なく給与などの処遇改善につながっているものと考えております。

品川区では、「のびのび育つしながわっこ」という保育の方針がございますが、例えば私立保育園を

開設する場合、必ず品川区に来ていただいて、施設長とヒアリングをしております。そして、「のびのび育つしながわっこ」をお渡ししております。それで、概説、そして品川区の保育にかけるこれまでの経緯、情熱、指針というものをお示ししておりますので、当然、私立保育園でも共有できているものと思っておりますし、また共有できるように繰り返し繰り返し、私立保育園長会議の中で働きかけてまいります。

再開発の関係でございますが、再開発が行われる場合は都市開発課と協議をいたしまして、再開発組合に認可保育園等の開設をお願いしているところでございます。これまでも、再開発に伴って保育園を開設してまいりました。今後、5園の保育園の開設が予定されております。平成29年に、品川一丁目地区、379戸がございしますが、組合が検討しております。平成30年には、目黒駅前地区は940戸ですが、これは事業者が決定いたしまして保育定員120人の保育園を、平成31年、パルム駅前では628戸を予定しておりますが、126人定員で開設が決定されております。東品川四丁目地区では、これはまだ計画段階ではございますが、ここでも開設が予定されており、平成32年、大井一丁目南地区、平成33年、大崎三丁目地区、それぞれ開設あるいは開設に向け、協議を精力的に進めているところでございます。

○田中委員 「のびのび育つしながわっこ」が、渡すだけではなく、十分に活用されるように要望します。そして、非常勤の待遇改善です。区の姿勢として、もう少し強く、非常勤保育士の待遇改善を打ち出していきたいと思えます。

そして、公共施設と再開発の関連についてです。人口増ばかり先行し、公共施設がパンクしてしまうようなことはあってはならないことだと思いますので、しっかりと具体的な協議と整備の実現を要望いたします。私の子どもは、第8希望だった私立保育園に入園しています。入園が決まったときには、その園は開園前であったために見学もできずにいました。どのような保育園なのか、保育の質は担保されているのか、さまざまな不安を抱えたまま入園を迎えました。通園してみると、保育士とのコミュニケーションもよくとれて、子どもも楽しそうに通っているため、今は安心して預けていますが、保護者が安心して子どもを預けられる保育の質が、品川区内のどこの保育園でも、公立・私立の別なく保証されるような仕組みづくりを強く要望いたします。

次に、羽田増便計画に伴って、品川区上空を航空機が低空飛行する問題について伺います。品川区は、これまで国土交通省に対して申し入れを行っているということですが、現段階の国土交通省との協議がどのようになっているかお知らせください。教室型の説明会を区として求めていると伺っていますが、なかなか実現しないことについて、どういう理由があると考えていらっしゃるのでしょうか。国土交通省は、現段階では、各自治体の合意は得られていないという認識を示しています。また、法的には別として、自治体の合意も必要という認識も示しております。この国土交通省の認識に対して、品川区としてどの段階で態度を示そうと考えているのか、その時の手順も含めて教えてください。

○藤田都市環境部長 羽田空港の機能強化についてでございます。現段階で、これまで地域との関係では、国のほうとしてフェーズ1、フェーズ2の2回の説明会で、機能強化の必要性について実現の方策について説明し、これに対するご意見を国として伺ってきたところでございます。2回の全体では、1万1,100名程度の来場があったと聞いてございまして、280余りの意見も伺ってきたところでございます。こうした意見を踏まえまして、国として昨年の7月には環境影響に配慮した方策が示され、現在は、そのフォローアップとしての方策のさらなる具体化について、引き続き情報提供に取り組んでいる段階でございます。区といたしましては、こうした国の動きに合わせまして、しっかりと地

域の方々の不安を払拭していただくための具体的な説明というものを求めているところでございます。

次に、教室型の説明会についてでございますが、国のほうは、有識者の会議を開きまして、どういった方法でやれば一番効果的なのかというような形での検証をした結果、現在のオープンハウス形式で、双方向で対話ができる方法でやるのが望ましいというような形になったので、こういった方法をとっているというような説明をされています。しかしながら、品川区をはじめ、ほかの自治体等も含めて、やはり従来からの教室型の方式等についても実施できないのかということをお尋ねしている。また、品川区といたしましては、教室型の説明会のほかにも、地域ごとに地域の方々との意見交換の場を持つようにということで、さまざまな形で地域との話し合いがこれまで進められてきたところでございます。

自治体としての同意というような部分でございますけれども、区としては、先ほど申し上げたとおり、現段階では不安の払拭をまずしないことには、その先にどう進むのかということは、さまざまな検討しなければいけないと思っております。国がしっかりと説明するのがまず一番重要であると考えているところでございます。

○田中委員 区民が求めているのは教室型の説明会です。区としても求めていっているとのことなので、今後も教室型の説明会を求めていってください。

そして、国土交通省は落下物のリスクをゼロにすることはできないと明言しています。そうであるならば、現在の海上ルートを維持すべきです。品川区が反対の意思を示さず、もしこの案が強行されて、万が一、落下物の事故が起こった場合、区民は、明確に反対の意思を示さなかったことについて品川区の責任を問うはずで、品川区は反対の態度を明確にするべきです。

次に、品川区の情報公開制度について伺います。品川区のホームページには、情報公開制度が紹介されています。品川・生活者ネットワークとして、情報公開制度を使い、教育委員会に情報の公開を求めたところ、非公開決定の通知を受けました。決定に不服であったため、非公開決定処分の取り消しの手続を行いました。最初の手続は昨年1月5日に行い、情報公開審議諮問通知書が今年3月14日付で届きました。この事例に基づく質問です。

2015年度、2016年度の制度運用状況について、行政文書公開請求の件数と、その中で非公開決定取り消し手続まで至る件数をお答えください。制度では、非公開など決定に対して不服申し立てもできるのですが、どのような手順で行うものかはよく知られていないと思われま。審査請求してから情報公開審査へ諮問されるまでの手順と、それに要するおおよその期間をお知らせください。請求者側には手続の提出期限が90日という定めがあるのですが、処分庁の対応には定めがないのでしょうか。

そして今回、なぜこのように1年以上の時間がかかったのでしょうか。情報という性質上、できるだけ早いことが求められると考えますが、見解を伺います。また、今回の事例については教育委員会への審査請求であったので、教育委員会からも見解を伺いたいと思います。

○中山企画部長 情報公開請求と不服申し立てに関する件数のお尋ねです。平成27年度の数値ということで申し上げますけれども、情報公開請求の件数が2,691件ございまして、そのうち非公開が26件ということでございます。なお、不服申し立ての件数というのは4件という状況でございます。

それで、不服審査の手続というか、流れを大まかに申し上げますと、情報公開の後、請求人の方が不服があった場合ということですが、審査請求書を審査庁に出します。審査庁というのが、区長部局の場合は区長で、教育委員会は教育委員会という形になります。それで、審査庁が、処分をした所管に弁明書というものの提出を求めて、所管から弁明書が出次第、弁明書を請求人に送付する。それで、同時に審査庁が情報公開審議会にこの件について諮問を行い、審議会の審議を経た答申を受けて審査庁

が裁決を行う。それで、裁決の結果、請求人に処分の通知を行うというのが一連の流れでございます。

それで、期間でありますけれども、まず請求から諮問までの期間というのですが、これは実は案件によりさまざまございまして、最短1カ月のものもあれば、8カ月を要したのものもあるという状況です。なお、審議会のほうについては、開催のスケジュール等もあるのですが、おおむね、この10年の4件の諮問については2カ月程度で答申を行っているという状況でございます。

○本城教育次長 今回の情報公開の案件についてでございます。教育委員会の処理の中で、今回のケースについては、一番初めの事務を開始する手続をするにあたって、スタート時点で内部的な事務処理の遅延がありまして、かなりの月数、かかってしまったところでございます。そういう事情がありましたので、公開請求があった請求人も、その経緯を、おわびも含めてご説明させていただいたところでは、その後の時間の経過につきましては、今回、情報公開請求に対する審査ということで、こちらといたしても、文書の作成等、裁判に準ずるような手続で書類等を整えるということで、慎重に書類を作成していて、そういう関係で相対的に時間がかかった面はあったと思います。そういうケースで、当初はそういうところから始まってしまったのが今回の案件でございました。

○田中委員 処分庁の対応に定めがあるのか、ないのかという部分を、もう一回教えてください。そして、先ほど、おおよその期間でさまざまですが、最長でも8カ月ということを伺いました。私たちは1年以上かかっていると思うのですが、なぜこのように時間がかかったのかというのをもう一度伺いたいと思います。情報公開制度は、政治への市民参加と一体の制度と考えます。市民が知る権利として有効活用できるよう、丁寧な説明と迅速な対応を強く求めます。

最後に、2016年4月に始まった義務教育学校について伺います。品川・生活者ネットワークは、2015年度第4回定例会議で、品川区立学校設置条例の一部を改正する条例が議案として提出された際に、小中一貫教育の検証が不十分なこと、品川区として、行政・教育委員会・議会への説明責任が十分に果たされていないことなどの理由で反対しました。また、2015年、第4回定例会議の一般質問でも、子どもたちや保護者への影響を危惧し質問しました。そこで伺います。2015年11月25日、第4回定例会の私の一般質問で、教育次長は、「小中一貫校を義務教育学校に位置づけるメリット、デメリット、子どもにかかわる諸課題等について、昨年度から、小中一貫教育推進委員会の体制部会や一貫校校長連絡会において検討を重ねてきております」と答弁されました。どのようなデメリットがあることが想定され、その対策をどのように検討されて義務教育学校設置という判断をされたのか伺います。

○本城教育次長 義務教育学校のことに関してでございますが、当初、本会議で答弁したときに、義務教育学校への移行についての説明の中で私がお答弁させていただいた関係でございます。1つは、義務教育学校に移行するにつきましては、平成18年度に初めての小中一貫校、一体型の施設をつくった当初から、法制化をすることは一番大きな目標でございました。その中で、法制化することによりまして、今までは特例的に認められたものが、今回の法制化、義務教育学校に移行することによりまして、義務教育学校という法律的な基盤、しっかりした安定した基盤を持つということで、これからさらに義務教育学校をさまざまな形で展開できるという意味で、一番大きな重点があったところでございます。その中で、デメリットという形というのはそぐわないかもしれませんが、今まで積み上げてきた施設一体型の小中一貫校が、主に校長等の管理体制が組織の運営の基盤になるところでございますが、今までつくられてきた体制が、法制化によってもしっかりと保たれるか、それを確認するというのが一番大きな課題の一つでございました。それがしっかり確保されて、今まで私どもが積み上げてきた義務教

育学校という形で運営できるということが確認できましたので、それに基づいて移行したというのが一番大きな論点でございます。

○中山企画部長 行政不服審査の件数に関する件数について、1点だけすみません。平成27年度の不服申し立ての件数は3件でございました。それで、期間の定めですけれども、これは不服申し立てをする請求人の期日については、今ご質問があったように、非公開決定の事実を知った日から3カ月以内に請求人が出すようにというのが行政不服審査法に定められております。それで、行政の内部的な弁明書の提出の期限は確かに定めはございません。それで、期間の話というのは区長部局のところの話で、今回の教育委員会の扱いについては、確かにこれを超える期間になっているという実態でございます。

○田中委員 情報公開のほうは了解しました。

2015年7月30日に文部科学省が、「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について」という通知を出しています。この通知を読むと、この法律が想定している義務教育学校のイメージがわかります。この通知に基づいて3点質問いたします。1点目は、義務教育学校の標準規模を伺います。2点目は、国が考えていた義務教育学校は、品川区のような、小学校3クラス・中学校5クラスという構成を想定していなかったのではと考えるのですが、区の見解はいかがでしょうか。3点目は、この3月に義務教育学校から別の区立中学校に指定校変更をした児童の数と、単独小学校から義務教育学校に転入する生徒数をお知らせください。

○本城教育次長 まず、法令の関係の通知で、1つは、義務教育学校の標準規模についてでございます。国が標準として示しているところは、おおむね18学級から27学級という標準規模を示しております。ただ、その中にも示してありますように、地域の状況に応じて別の形も許容されているということでございます。その中で、品川区といたしましては、その標準規模からすると、それ以上の義務教育学校が幾つかございます。ただ、今ご説明しましたように、地域の実態に即した形で、それぞれ形をつくれるということでございますので、全国ベースで言えば、例えば1つの地域に1つの小学校と中学校を義務教育学校にするとか、さまざまな例がある中で、品川区としては、既に学区域を持った、人口密集の都市型のところにつくる義務教育学校ということでございますので、品川区としてふさわしい義務教育学校のあり方として、当然このような義務教育学校の制度の中でしっかり位置づいているものであると考えるところでございます。

あと、転入者の関係でございますが、1つは義務教育学校後期課程から入る子どもの人数でございますが、70名ということでございます。それと、あと単独の小学校から義務教育学校に転入学するというところでございます。それにつきましては、約260名余ということで、全体の37%程度の割合になっているものでございます。

○田中委員 同学校教育法等の改正の通知には、「小中一貫型小学校・中学校（仮称）の扱い」という項目があります。この法律の留意事項として、義務教育学校の創設についてさまざま留意点が示されています。この留意点を読むと、この改正が目指したのは、義務教育学校の創設というよりも、小学校と中学校を一貫させる教育の充実であると読み取れます。品川区は10年以上前から、全ての小・中学校が一貫教育を実践しています。品川・生活者ネットワークも小中の一貫教育については賛成です。義務教育学校は、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特性を活かし、9年間の教育課程を可能にするという法律の目的を考えると、義務教育学校から別の中学を選べる、また単独小学校から義務教育学校を選べるという品川区の義務教育学校は、本旨が違うのではと考えます。7年生から2クラス70人もの子どもたちが、入学ではなく転入するという品川区の義務教育学校と、義務教育

学校の本旨の整合性をどのようにつけるのか伺います。

○本城教育次長 品川区としての義務教育学校のあり方ということでございます。こちらは、先ほどの答弁と若干重なるところもありますが、品川区としては、今までの長い積み重ねで、これまで一貫教育の充実ということで、その1つの形として義務教育学校をつくったところでございます。その中では、新たな制度化の中で、国としては一定の通知として標準的な考え方を示しているものは当然ありますけれども、ただその中で、さまざまな形は当然想定されているものでございます。その中で、先ほど都市型のという形で申し上げましたが、品川区独自のあり方の義務教育学校ということで、当然それも国の義務教育学校の中のものでございます。もともと今回、法制化された経緯につきましても、小中一貫教育が始まったのは、品川区をはじめとしてさまざまな市町村での取り組みを活かすような形で、それにしっかりとした基盤を与えるという意味づけで法制化されたというのが1つの大きなポイントだと考えています。そういう意味でも、標準的なものも当然しんしゃくしながら、あり方は検討していくというところは、当然ですけれども、品川区の都市型という特色を活かしたのも、義務教育学校として当然、国の想定の中でもしっかりと位置づいているものであると考えているものでございます。

申しわけございません。それと1点、先ほどの答弁を訂正をさせていただきますが、単独の小学校から義務教育学校への転入者は266名ということでございました。申しわけありません。訂正いたします。

○田中委員 品川区は都市型の義務教育学校ということなのですが、品川区の教育に国が追随してきたというお話が今までありました。やはり、でも義務教育学校として、ちゃんと国が定めているものは、品川区の義務教育学校の性質とは違うということが、やはり明らかになったのではないかと思います。それで、本旨の整合性はどのようにつけるのか、もう一度お答えください。

そして、この質問です。どのようなデメリットがあることが想定されて、その対策をどのように検討されて、義務教育学校設置という判断をされたのかという質問は、情報公開に関連いたしますけれども、このときに情報がきちんと、1年越しではなくて情報が渡されていれば、今この質問をしなくても済んだのです。なので、情報公開に1年かかるのは、やはり時間がかかり過ぎだというのを感じるので、ぜひそこを改善して行ってほしいと思います。

○本城教育次長 情報公開のこともあわせて、今お話がありました、それは先ほどご説明させていただきましたが、そもそも手続を始める時点で事務のおくれがあって、それも含めて全体として遅れてしまったことは、経緯等については請求された方にもご説明をさせていただいたところでございます。

その中で、義務教育学校のあり方の関係でございますが、一貫教育をずっと品川区で取り組んできた中で、法制化という基盤が、かねてより、品川区だけではなくて、小中一貫教育を推進してきた全国さまざまな自治体と手を携えながら、義務教育学校という法制化で、一貫教育の1つのあり方についてしっかりとした基盤をつくりたいというのが、これまで取り組んできた成果でございます。その中で、全国ベース、本当に全国はさまざまな地域があります。それぞれの地域ごとに、それにふさわしい義務教育学校ということをそれぞれにつくり上げていく、その基盤としての法制化だと考えております。そういう意味で「都市型」という言葉を使いましたが、品川区は品川区の都市環境に合ったような義務教育学校、一方、ある地域はある地域なりに合った学校、それぞれが全て義務教育学校の形で教育を推進しているという理解で考えているところでございます。

○田中委員 情報公開制度についてです。事務方の手続がいろいろあっておくれたしまったということなのですが、先ほども言ったのですけれども、事務方の手続というのは、どうしてそんなに手

続が混乱してしまったのかとも思いますし、その辺はきちんと今回のことを踏まえて改善していったほうがいいと思います。そして、先ほども申し上げましたが、情報公開制度は、政治への市民参加と一体の制度です。市民が知る権利として有効活用できるように、丁寧な説明と、そして迅速な対応を、本当に早くしていただけると強く求めます。

では、以上で終わります。ありがとうございました。

○本多委員長　以上で、田中さやか委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、平成29年度品川区各会計予算についての質疑は、全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後5時08分休憩

○午後5時20分再開

○本多委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見表明に入ります。平成29年度各会計予算5議案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・子ども未来、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員　品川区議会自民党・子ども未来は、平成29年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成します。

平成29年度予算は、これからの品川区を見据え、まちなにぎわい充実と都市型観光プラン、子どもたちの健やかな成長、安全で安心なまちづくりの、3つの方向性を中心に予算編成がされています。水辺資源を活かした事業の具体的な推進、2020年東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けた周知事業、バリアフリー化など来訪者へのおもてなし、町会・自治会活動支援、待機児童対策として1,044人の受け入れ枠拡充、私立認可保育園の開設準備補助、在宅子育て家庭支援、病児保育室の定員拡大、子ども食堂開設・運営補助、児童相談所移管準備、品川コミュニティ・スクールの展開、災害復旧特別会計の設置、東急大井町線戸越公園駅周辺立体化推進、高齢者生活支援体制の整備、八潮・立会川・勝島地区のまちづくり、認知症対策プロジェクト「くるみぷらん」、認知症カフェ運営助成、障害者支援、成人歯科検診充実など、品川区議会自民党・子ども未来が提案した多くの施策が予算化されましたことを評価します。これらの提案は、我が会派が行った各種団体のヒアリングや、各議員が区民の皆さんからお聞きした声を集約したものであり、事業が早期に具体化することを望みます。

区を取り巻く社会経済環境の変化は早く、複雑化しております。区民生活の向上を目指し、本委員会で我が会派委員が指摘・提案した、シティプロモーションの充実、介護人材確保と処遇改善、幼児保育拡充、感染症対策、防災対策、いじめ防止カウンセラーの配置、JR広町社宅跡地有効活用、そしてさらなる待機児童対策などを真摯に捉え、今後の施策に活かされることを要望し、意見表明といたします。

○本多委員長　次に、品川区議会公明党、たけうち忍委員。

○たけうち委員　品川区議会公明党を代表して、意見表明を行います。

我が会派は、平成29年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。以下、その理由について

て、要望も含め、意見を申し上げます。

平成29年度一般会計予算は、1,645億3,600万円と、前年度比2.0%のマイナス予算となりましたが、一方で必要な施策には積極果敢に取り組むとの姿勢が施政方針で示されたことは評価いたします。また、年少人口の増加や合計特殊出生率の顕著な伸びを踏まえた施策の充実が一層求められる中、区の新たな礎を築くため、まちのにぎわい充実や子どもたちの健やかな成長支援、住み続けられる安全・安心のまちづくりの3つの施策の方向性が新たに示されたことは、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた事業との相乗効果も見据えた時宜にかなったものと、大きく期待するものです。

そんな中、東日本大震災から6年がたち、熊本地震から間もなく1年、昨年末の糸魚川大規模火災から今日で3カ月となりましたが、いつ起きてもおかしくない首都直下地震を見据え、これまで会派として提案・推進してきた、危険な崖・擁壁の改修工事助成や、初期消火に有効な簡易水道消火装置「街かど消火栓」等を、防災区民組織が購入するための防災資機材整備助成金の創設など、防災対策の強化が図られたことを評価いたします。また、認可外保育施設の保育料助成制度創設やこども食堂開設支援、日帰り型産後ケアや産後家事・育児支援の拡充などの子育て支援の充実、また上大崎特別養護老人ホームの開設や支え愛・ほっとステーションの全区展開などの高齢者福祉の充実など、我が会派の提案・要望が数多く予算に反映されたことを評価いたします。

しかし、アメリカやアジアをはじめとする世界情勢の大きな変動による国や地域経済への影響や、人口増加による行政需要の増大など、区政を取り巻く環境は、引き続き予断を許さない状況となっています。濱野区長におかれましては、こうした状況をしっかりと見据えながら、国や都、特に東京都の打ち出す新たな施策の動向を注視しつつ、必要に応じて補正予算を組むなどの積極的な対応を図られますよう、改めて強く要望いたします。

最後に、本予算特別委員会で会派委員から提案・要望した、子どもの健康や避難所の拡充に資する学校トイレと公衆トイレの洋式化や、ワンストップの包括支援を行うための地域共生社会の構築、また今後の人口動向を踏まえた区有施設の有効活用、多子世帯への子育て支援の拡充、区道の無電柱化の促進、保育士や介護士へのきめ細かな処遇改善、障害児の放課後支援の充実、オリジナル婚姻届の発行などの提案・要望を真摯に受けとめ、今後の施策に十分反映されますよう強く要請し、区議会公明党の意見表明といたします。

○本多委員長 次に、日本共産党品川区議団、鈴木ひろ子副委員長。

○鈴木(ひ)副委員長 日本共産党品川区議団を代表して、意見表明を行います。

平成29年度一般会計、および国民健康保険事業会計、後期高齢者医療、介護保険、災害復旧の各特別会計に反対します。以下、理由を述べます。

安倍政権が、海外で戦争する国づくりを進め、雇用の破壊、庶民増税、社会保障削減により、超富裕層に富が集中する一方、中間層の疲弊、貧困層の増大という深刻な行き詰まりに直面しています。安倍暴走政治への国民の怒りと戦いが広がっています。

濱野区政は、国の悪政に追従する姿勢が予算審議の中でも明らかになりました。感震ブレーカー設置補助の共同住宅への拡大や、認可外保育施設保育料の助成、成人歯科検診の二十までの拡大など、住民要望に応えた施策は評価します。

しかし、重要問題での姿勢が問われています。待機児童問題では、不承諾通知数は昨年を上回る1,164人、今年も多くの子どもとその父母を路頭に迷わせる結果になりました。区長が選挙公約

で掲げながら、待機児ゼロの具体的計画を持たず、民間頼みにしていることは重大です。待機児ゼロ実現へ、実態をつかみ、必要な区立認可保育園増設を求めます。巨額の税金を毎年積み増ししながら、区財政を理由に進める区立認可保育園の民営化は許せません。保育士の処遇は区立と私立の間に大きな差があります。区は、民間と区立と遜色ないの認識を改め、区が直接、処遇改善策を実施すべきです。

障害者福祉では、日中一時支援事業の利用料を軽減しましたが、放課後等デイサービスと併用する場合の負担は重く、さらなる軽減を求めます。放課後等デイサービスの上限は廃止しましたが、基本10日の規定もやめるべきです。特別養護老人ホームは、昨年5月に平塚橋特別養護老人ホームが開設したにもかかわらず、2月締め切りの待機者は481人と増えています。需要の増加を見据え、上大崎、南品川に続く、さらなる増設を求めます。

国民保険料は近年にない大幅値上げです。区が税金投入を削った上、国や東京都からの新たな財源も保険料引き下げに使わずに区の収入にしてしまい、その分、保険料を値上げし、区民負担を拡大しました。法律で禁止されている最低生活費分まで銀行口座を差し押さえるやり方は大問題です。過酷な取り立てを行うほど増える東京都からの報奨金は、昨年度の約2倍、1億6,800万円まで増大しました。区民に心を寄せない冷たい品川区の姿勢をあらわしています。介護保険では、総合事業でほとんどの区が介護報酬と同額の現行相当をサービスとする中、単価を大幅に削減した緩和型サービスにいち早く移行しました。介護基金は計画当初の約2倍もの15億3,000万円の想定です。報酬単価の引き上げとサービスの充実を求めます。後期高齢者医療では、保険料の特例軽減の廃止に踏み出し、所得割軽減の大幅削減、社会保険の被扶養者の3倍もの値上げは許せません。

羽田新ルート計画について、区議会では昨年4定で、全会一致で、このまま事業を進めることへの危惧を表明した意見書を国に提出。共産党区議団実施のアンケートで、区民の82%が反対。賛成はわずか5%です。今こそ区長は区民の願いに応え、反対の意思を表明するよう強く求めます。

公共施設等総合計画は、区民生活に大きな影響を与える計画です。骨子案のパブリックコメントすら行わず、区民の声を聞かない姿勢は問題です。公共施設有効活用プランを継承して、統廃合、民間委託、区有地の売却まで行う姿勢を改め、区民要望に応える方針とすべきです。小山台住宅跡地や旧第一日野小学校跡、荏原第四中学校跡の活用、ニコン工場跡の購入も視野に入れ、特別養護老人ホーム、認可保育園、障害者施設、区営住宅、公園など、切実な区民要望に充てるよう求めます。超高層ビル開発に、これまで1,360億円もの税金投入、防災を口実に私鉄駅周辺まで侵食する巨大道路再開発は、ゼネコンの利益誘導のためのまち壊しであり、やめるべきです。防災計画は、被害を未然に防ぐ予防第一の対策に改めるよう求めます。

学校選択制は、区も地域と学校の結びつきを弱める要因の一つと認め、就学人口の変化などで希望校に入れられないなど矛盾が噴出。中止を求めます。

濱野区長は毎年、自衛隊入校・入隊の激励会で挨拶をしています。南スーダンでの自衛隊の命の危険が迫っています。5月ではなく直ちに撤退するよう国に求めるべきです。

基金は過去最高額です。平成27年度決算時の903億円より増額が予想されます。消費税増税や保険料の引き上げなど区民への負担増と、区民の切実な要求実現には背を向けた区政の結果です。自治体の姿勢が根本から問われています。災害復旧特別会計を創設。全国どこの自治体でもつくっていない特別会計、しかも昨年の1定まで区も必要ないと言い続けた基金を新たに積み立て、特別会計として創設したものです。議会のチェックを弱める仕組みはやめるべきです。

最後に、議会に対する区の姿勢についてです。票にならないから、そんなことを言っているとの子ども

も未来部長の発言は、確かめることができない他人の発言を引いて行動を中傷するものであり、まともな政策論争をすべき議会をおとしめるものです。改めて撤回を求めます。

以上、日本共産党品川区議団の意見表明とします。

○本多委員長 次に、民進党・無所属クラブ、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 民進党・無所属クラブを代表して意見表明をします。民進党・無所属クラブは、平成29年度一般会計予算案をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各予算案全てに賛成いたします。

平成29年度一般会計予算では、前年度比マイナス2.0%となる1,645億円余となりました。一方で、品川区民の人口は38万人を超え、特別区民税は前年比3%の増加となりました。その中で、必要な施策を着実に実現していくため、まちのにぎわい充実と都市型観光プランの早期実現、子どもたちの健やかな成長、住み続けられる安心・安全のまちの、3つの施策の方向性が出されました。未来志向の積極的な姿勢と健全財政を評価いたします。

防災対策では、災害復旧特別会計をはじめ、我が会派の提案した、避難所運営の改善を含む地域防災計画の見直し、崖・擁壁の改修工事助成等、災害対策等の充実が示されました。区民の生命・財産を守り、迅速な救助・復旧の取り組みを評価いたします。6年前の東日本大震災から得た教訓や、昨年熊本地震から得た課題や教訓を今後の防災対策に反映し、より具体的で実効性に即したものとすることで、区民のさらなる安心・安全なまちづくりに取り組むことを求めます。

保育園では、平成22年から6年間で4,463人の定員数の拡大を行ったものの、申し込み数の増加を背景に、待機児童数はいまだ深刻です。保育園を新設する際の近隣住民との調整の難しさや、保育士の確保と質の低下も危惧されます。平成29年度は、過去最大数となる1,044人と、受け入れ枠の増加等、積極的な取り組みを評価するとともに、今後も認可保育園の増設を柱に、ベビーシッターの活用などさまざまな施策を展開し、待機児童の解消や、安心して子どもを産み育てられる環境づくりへ向け、積極的な取り組みを求めます。

3年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、今までの経験・体験を施策に最大限活かし、機運醸成や、ハード・ソフト両面での環境整備の充実を図ること、教育関係では、ネットいじめ対策、不登校対策のさらなる充実、在宅子育て支援のさらなる充実では、オアシスルームや一時預かりでの、社会とのかかわりを持てる環境づくりが進むよう要望します。

最後に、今回の予算特別委員会において、我が会派の所属委員が質問の中で指摘・提案した各項目を真摯に受けとめ、予算執行することを強く要望し、民進党・無所属クラブの意見表明とします。

○本多委員長 次に、維新・無所属品川、須貝行宏委員。

○須貝委員 維新・無所属品川を代表して、平成29年度予算に対する会派の意見表明をいたします。維新・無所属品川は、平成29年度の品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各予算に賛成いたします。

不安定な中国とユーロ圏の経済、消費が落ち込む日本経済、保護主義に向かうアメリカ経済などや、欧州や中東の政情不安により、世界経済は低迷しています。国の経済政策や日銀の金融政策は失敗に終わり、景気は落ち込み、勤労者の大半は賃金上昇もなく、逆に急激な円安により物価の高騰を招いたところに消費税の増税が加わったため、区民と区内産業はいまだに厳しい負担を強いられています。そのため、年金所得だけの高齢者、非正規雇用者、子育て世帯、若者世代などの低所得者層にとっては、近年にないほど家計負担が増えてきたため、買い控えや節約に向かっている、消費の落ち込みは深刻です。

そして、厳しい経営状況にある中小・零細企業は、原材料の高騰や消費低迷により、廃業や倒産はとまりません。

さて、区内に年収300万円以下の勤労者層が約8割にもなりますので、100億円も予算が残るようなら、その一部でも低所得者層に充てる支援対策や、さらに大災害後に備えた復旧対策、待機児童対策、医療・介護などの高齢者対策等に重点を置くとともに、さまざまな生活支援を拡充していただきたい。また、学校教員の長時間労働を減らし、8時間労働を超える分については残業手当を支給していただきたい。

最後に、我が会派の委員から提案された意見を活かしていただくことを要望します。

以上で、維新・無所属品川の意見表明といたします。

○本多委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。

2017年度一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算に、一部異論は残りますが全体としては進めるべきと考え、原案どおり可決することに賛成いたします。予算執行にあたり、各款別審査で生活者ネットワークが指摘・提案させていただいた意見を活かしていただくことを要望し、さらに、以下何点か意見を申し上げます。

最初に、政策相互の整合性についてです。この予算書からは、若い世帯にアピールする魅力ある区政と、保育園不足、保健師の不足、公立学校の規模などの政策との整合性が明確には読み取れません。整合性を明確につけた予算立てが、わかりやすく示されることを要望します。もう一つ、例を挙げれば、多くの人の転入を促し、観光客を呼び込む政策と、下水道の合流改善事業の整合性についても気になります。この整合性をつけることは容易ではないと推察します。合流式の下水道を持った区部の宿命で、人が増えれば下水道へ流入する汚水は増え、キャパシティを超えれば川へ流入します。少し雨が降るだけでも流入の量は増えます。一方で、観光資源としての川を考えれば、下水の流入は資源の価値を大きく損ないます。人を呼び込む政策と受け入れ体制の両方を見据えた政策は、品川区の課題と考えます。今予算執行の中で、積極的に取り組むことを要望いたします。

羽田増便計画に伴う、品川区の上空を航空機が低空飛行する問題については、総括質疑でも取り上げましたが、反対の意思を明確にすべきと改めて主張いたします。2月24日のNHKニュースでは、成田空港で保安検査員の労働環境が厳しく、やめる人が多いため、検査員の数が足りず、保安検査場のレーンがあげられないという問題が取り上げられていました。羽田空港で増便されたら、当然、利用する人も増え、同じような課題が生じると予測されます。保安員一人一人のセキュリティーチェックの負荷は増し、結果としてセキュリティー制度の低下を招きかねません。この増便計画自体が、低空飛行だけでなく、さまざまな問題をはらんでいることを示唆しています。品川区としても、この問題を国だけの問題とせず、向き合うことを要望いたします。

2017年度は、障害福祉計画の見直しの年です。障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき障害者が利用する障害福祉サービス等の確保に関する計画であり、現行の計画の中で、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指してきました。その目指したところがどの辺まで進んできたのかの点検は当然行われると思いますが、数値目標だけでなく、サービスの質も含めて評価がされることを望みます。

区立保育園小・中学校の給食の放射能測定検査を継続している品川区の姿勢を評価いたします。成長期の子どもの細胞はとても活発であるため、その分、放射線の影響は大人より大きくなります。給

食食材の放射性物質を検査することは、子どもたちの成長と健康を守ることに繋がります。福島県の農家が大変な努力をしていることは十分承知しています。今や福島県産のものが一番安全とまで言われています。一方で、福島県産以外のものから放射能が検出されています。また検査は、検出せずを確認することが重要です。その確認を行っているから、もし検出されたときの因果関係が特定できます。正しくはかって公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが、風評被害を防ぐことにつながります。今後も区はその範を示すために、給食の放射能検査を継続することを求めます。

原発事故から6年たった今も廃炉は進まず、事故の収束はいまだゴールが見えません。この状況のもと、品川区が職員の派遣を継続していることを評価します。しかし、国と福島県は、自主避難者への住宅支援を今年度いっぱい打ち切りを決定し、その他の支援も次々打ち切られようとしています。品川区にも避難されている方たちはたくさんいらっしゃいます。そういう方たちに寄り添った支援が継続できるよう、品川区としても、国、東京電力と福島県へ要望することを望みます。

最後に、情報公開について一言述べます。教育委員会の会議内容の公開の拡充、議案や委員会資料のホームページ上の公開など、一歩前進したことを評価します。品川区は区民憲章で、「わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します」とうたっています。区政への参加には情報の公開が不可欠です。総括質疑でも取り上げましたスピード感も含めて、情報公開をさらに進めることを求め、品川・生活者ネットワークとしての意見表明を終わります。

○本多委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

第5号議案、平成29年度品川区一般会計予算、第6号議案、平成29年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計予算、第8号議案、平成29年度品川区介護保険特別会計予算、および第9号議案、平成29年度品川区災害復旧特別会計予算の5件を、一括して起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○本多委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、平成29年度品川区一般会計予算、第6号議案、平成29年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計予算、第8号議案、平成29年度品川区介護保険特別会計予算、および第9号議案、平成29年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○本多委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 平成29年度品川区各会計予算につきましては、3月7日から7日間にわたり熱心にご審議をいただきまして、ただいま各会計予算とも原案どおりご決定をいただきました。まことにありがとうございます。

平成29年度予算でありますけれども、都市型観光プランの早期実現、子どもたちへの夢のバトンタッチ、そして安全で安心のまちに向けて、この3つの施策を加速度を持って進めるために、未来志向

のチャレンジする予算として編成いたしました。チャレンジをするためには、まずは何よりも財政基盤がしっかりしていなければなりません。幸い、区は健全財政を維持しておりますけれども、ふるさと納税といったような収税減など区財政に大きな影響を与えるような動きもございます。こうした不透明な部分をしっかりとらみつつの予算執行となりますが、今後とも不断の行財政改革を進め、一層の効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、区民の皆様が真に必要な施策を迅速かつ的確に推進してまいります。本委員会の審議の中で、各委員より多くの貴重なご意見・ご提案をいただきました。予算の執行にあたりましては、こうしたご意見等をしっかりと受けとめまして、効率的・効果的な区政運営に活かしてまいります。区政70周年の記念式典を昨日挙行いたしましたけれども、これを機に、品川区は新たな時代に向かって、また歩みを進め始めます。今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○本多委員長 区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了にあたり、ご挨拶申し上げます。

今年の予算特別委員会においては、去る3月6日から本日に至るまで審査がとり行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに、改めまして、皆様のご協力に対し、心より厚く御礼申し上げます。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々のご協力に対しても厚く御礼申し上げます。区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における委員ならびに要望等を十分配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

○午後5時20分閉会

委員長 本多健信